

市 政 概 要

令和 7 年度版

雲南市議会

市政概要目次

ページ

議会事務局	1
議員数・任期	2
常任・議会運営・特別委員会	
所属党派別議員数	
会派別議員数	
年齢別議員数	
議会活動	3
会議録	5
議員報酬等	
議会費（令和7年度当初予算）	6
常任委員会委員並びに各種委員会委員名簿	
監査委員事務局	8
監査委員の役割	9
現在の監査委員	
監査の種類	
公平委員会	12
公平委員会の概要	13
現在の公平委員	
公平委員会の業務内容	
政策企画部	14
雲南市が出資する第三セクター及び公益法人の概要	15
行政評価の概要	16
雲南市土地開発公社の概要	17
雲南広域連合の概要	18
尾原ダム対策事業の概要	19
国際交流の状況	21
定住対策促進事業の状況	23
雲南市民バス等運行状況表	26
広報活動事業の状況	27

行政情報の提供

令和 7 年度雲南市・飯南町事務組合組織体制表・・・・・・・・・・ 2 8

雲南市・飯南町事務組合（ケーブルテレビ）負担金・・・・・・・・・・ 2 9

雲南夢ネット料金表デジタル放送チャンネルプラン他・・・・・・・・ 3 0

総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3

雲南市の情報公開の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

雲南市の個人情報開示の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7

部局別配置人員（令和 7 年度）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

令和 7 年度雲南市行政組織図・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4

令和 7 年度当初予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5

特別職等報酬の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 0

雲南市の行財政改革の主な取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 6 2

公の施設の管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6

市民環境部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7

人口・世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8

近隣市町の人口と面積

人口動態

年代別人口（令和 5 年 1 月 1 日現在）・・・・・・・・・・ 6 9

国民年金の加入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 0

年金の種類

国民健康保険の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1

後期高齢者医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2

子ども医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3

福祉医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4

児童手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5

環境関係補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 6

雲南市のごみ処理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 7

火葬施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 8

市税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 9

地籍調査事業実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 0

令和 6 年度市税等収入状況表・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 1

人権センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 2

雲南市人権センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 3

男女共同参画センター・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
男女共同参画センターの概要・・・・・・・・	8 5
男女共同参画センター事業概要	
健康福祉部・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
生活保護の実施状況・・・・・・・・	8 9
介護保険の概要・・・・・・・・	9 0
在宅福祉事業の概要・・・・・・・・	9 3
介護保険低所得者対策事業の概要・・・・・・・・	9 3
居住系事業・養護老人ホームの概要	
障がい者支援事業の概要・・・・・・・・	9 5
一般介護予防事業の概要・・・・・・・・	1 1 6
包括的支援事業の概要・・・・・・・・	1 1 8
任意事業の概要・・・・・・・・	1 2 0
身体教育医学研究所うんなんの概要・・・・・・・・	1 2 2
保健事業の概要・・・・・・・・	1 2 5
建設部・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 1
橋梁の状況・・・・・・・・	1 3 2
市道改良率の状況	
トンネルの状況	
樋門管理の状況	
橋梁点検の状況・・・・・・・・	1 3 3
農地・農業用施設災害発生状況・・・・・・・・	1 3 4
除雪車輛保有状況・・・・・・・・	1 3 6
都市計画の状況・・・・・・・・	1 3 7
公営住宅建設事業実施状況・・・・・・・・	1 3 9
雲南市管理住宅一覧・・・・・・・・	1 4 0
上下水道局・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 2
雲南市の水道状況・・・・・・・・	1 4 3
工業用水道事業の状況・・・・・・・・	1 4 8
下水道の状況・・・・・・・・	1 4 9
農業委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5 1

農業委員会の概要	1 5 2
農業委員会の組織体制	1 5 6
農業委員と農地利用最適化推進委員の担当地区	1 5 7
農地所有適格法人一覧	1 5 8
教育委員会	1 5 9
雲南市教育長・教育委員名簿	1 6 0
児童生徒数	1 6 1
雲南市給食センター施設一覧	1 6 2
社会教育施設一覧表	1 6 3
社会体育施設一覧表	1 6 4
雲南市内の指定文化財（国・県・市指定文化財）一覧表	1 6 5
雲南市立病院	1 6 8
雲南市立病院事業概要	1 6 9
こども政策局	1 7 4
雲南市内保育所（園）概要一覧表	1 7 5
雲南市内幼稚園・認定こども園概要一覧表	1 7 6
雲南市内子育て支援施設（保育所を除く）関係一覧表	1 7 7
特定教育・保育施設保育料徴収基準額表	1 7 9
こども家庭支援課（こども家庭センター）の事業概要	1 8 0
農林振興部	1 8 4
農業労働災害共済事業の概要	1 8 5
中山間地直払制度 令和5年度実績取組比較表	1 8 9
農業の状況	1 9 0
肉用牛飼養状況	1 9 1
乳用牛飼養状況	1 9 2
鶏卵生産者の状況	1 9 3
ブロイラー飼養状況	1 9 4
馬品種別、供用別、所有形態別飼養状況	1 9 5
めん羊、山羊飼養状況	1 9 6
堆肥センターの概要	1 9 7
所有区分別林野の状況	1 9 9
多面的機能支払交付金事業 令和5年度実績取組表	2 0 0

令和5年度の公有林等整備事業の状況	201
産業観光部	202
工業の概要	203
商業の概要	205
雲南市内の主な見所	206
主な観光地別観光客入り込み延べ数の推移	208
防災部	209
常備消防（雲南消防本部）	210
非常備消防（消防団）	
火災発生件数	211
救急事故種別出動件数	212
消防水利	

議会事務局

1. 議員数・任期

令和7年4月1日現在

区 分		人 員 (人)	備 考
議員数	条 例 定 数	19	
	現 在 数	18	
任 期		令和6年11月28日～令和10年11月27日	

2. 常任・議会運営・特別委員会

令和7年4月1日現在

雲南市議会委員会条例			現 体 制		備 考
区 分		定数	区 分	委員数	
常任委員会	総 務	7	常任委員会	総 務	5
	教育民生	6		教育民生	6
	産業建設	6		産業建設	6
議会運営委員会		6	議会運営委員会		6
特別委員会	予算審査	—	特別委員会	予算審査	17 議長を除く議員全員で構成
	議会広報広聴	—		議会広報広聴	8
	島根原子力発電対策	—		島根原子力発電対策	7
	決算審査（9月定例会のみ）	—		決算審査（9月定例会のみ）	16 議長・監査員を除く議員全員で構成

3. 所属党派別議員数

令和7年4月1日現在

無所属	自民党	公明党	共産党	その他	合計
16人	0人	1人	1人	0人	18人

4. 会派別議員数

令和7年4月1日現在

政友クラブ	所属なし
7人	11人

5. 年齢別議員数

令和7年4月1日現在

25～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合 計	平均年齢
1人	5人	2人	9人	1人	18人	57.3歳

6. 議会活動

【本会議】

※暦年で集計

区 分		令和 6 年		令和 5 年	
		回数等	備 考	回数等	備 考
定 例 会	開催回数	4 回		4 回	
	会期延日数	7 7 日	3 月＝23 6 月＝15 9 月＝24 12 月＝15	8 3 日	3 月＝23 6 月＝17 9 月＝23 12 月＝20
	本会議総日数	2 2 日		2 1 日	
	審議件数	2 5 9 件	条例 48, 認定 8 同意 8, 報告 27 諮問 3, 予算 45 規約 1, 一般事件 103 請願 4, 陳情 12	2 0 9 件	条例 40, 認定 8 同意 27, 報告 22 諮問 6, 予算 52 規約 3, 一般事件 52 請願 1, 陳情 6
	発議数	4 件		2 件	
	一般質問人数	5 4 人	3 月＝15 6 月＝15 9 月＝12 12 月＝12	5 6 人	3 月＝14 6 月＝11 9 月＝14 12 月＝15
	傍 聴 者 数	1 3 3 人		1 2 6 人	
臨 時 会	開催回数	2 回		2 回	
	会期延日数	2 日		2 日	
	本会議総日数	2 日		2 日	
	審議件数	1 1 件	条例 1, 同意 6 報告 2, 予算 2	4 件	諮問 1, 予算 3
	発議数	0 件		0 件	
	傍聴者数	1 人		2 人	

【委員会】開催回数

※暦年で集計

区 分		令和 6 年	令和 5 年
常任委員会	総 務	13 回	13 回
	教育民生	13 回	14 回
	産業建設	15 回	13 回
議会運営委員会		48 回	22 回
特別委員会	島根原子力発電対策	3 回	6 回
	予算審査特別委員会	23 回	23 回
	決算審査特別委員会	6 回	5 回
	議会広報広聴特別委員会	16 回	18 回
	災害復興対策特別委員会	1 回	2 回

【議会と語ろう会】

開催日	開催場所	出席団体	出席人数
5 月 8 日	一宮交流センター(三刀屋町)	一宮自主連合	8
5 月 8 日	斐伊交流センター(木次町)	斐伊地域づくり協議会	9
5 月 9 日	加茂交流センター(加茂町)	加茂まちづくり協議会	14
5 月 10 日	海潮交流センター(大東町)	海潮地区振興会	33
5 月 14 日	吉田交流センター(吉田町)	吉田振興協議会	5
年間開催 合計 5 回 (箇所)		年間出席者数 合計 のべ 69 人	

※開催場所及び出席団体は開催当時の名称で記載

【その他】

一般質問について	通 告 期 限			定例会前の議会運営委員会で協議する。
	選択制	一 括	制限時間	質問時間は、質問と再質問 2 回を含めてトータル 30 分とする。
			回 数	再質問を含め 3 回まで
		一問一答	制限時間	質問時間をトータル 30 分とする
			回 数	回数制限なし
	質 問 順			一般質問通告書受付順
	そ の 他			関連質問は認めていない
	議会広報について			

7. 会議録

区 分	内 容	備 考
本 会 議	議事録作成	委託による作成
常任委員会	要点のみの議事録作成	職員または委託による作成
特別委員会		
全員協議会		

※全員協議会について、平成 21 年 2 月 4 日開催分から議事録作成
それ以前はカセットテープによる音声保存

8. 議員報酬等

令和 7 年 4 月 1 日現在

役 職 等		報酬月額
議 長		4 3 4, 0 0 0 円
副 議 長		3 7 2, 0 0 0 円
議 員		3 4 5, 0 0 0 円
期末手当	6 月	報酬月額 $\times$ 1 7 2. 5 / 1 0 0 の額
	1 2 月	報酬月額 $\times$ 1 7 2. 5 / 1 0 0 の額
	加算率	2 0 / 1 0 0
視察旅費	常任委員会	1 0 0, 0 0 0 円以内
	議会運営委員会	5 0, 0 0 0 円以内
	特別委員会（広報広聴・原発）	3 0, 0 0 0 円以内
政務活動費（一人当たり月額）		1 5, 0 0 0 円
日 当	東京都・政令指定都市	4, 6 0 0 円
	上記以外 ※但し隣接市町村（松江市、出雲市、安来市、奥出雲町、飯南町）は支給しない。	2, 4 0 0 円
宿泊費	県内	一泊 1 0, 0 0 0 円
	県外	一泊 1 3, 0 0 0 円
費用弁償（交通費分）		会議等出席に要した費用を「往復距離 $\times$ 24 円」にて支払い。 ※但し、片道 2 km 未満は支給しない。
議 長 交 際 費		年額 4 5 0, 0 0 0 円

9. 議会費（令和7年度当初予算）

（単位：千円）

		本年度予算額	前年度予算額	増減	増減率(%)
議 会 費		194,202	186,996	7,206	3.9
議 会 費 内 訳	報 酬	80,052	77,637	2,415	3.1
	給 料	20,542	17,763	2,779	1.6
	職員手当等	40,814	40,273	541	1.4
	共 済 費	28,076	28,094	-18	-0.0006
	賃 金	0	0	0	0.0
	報 償 費	100	100	0	0.0
	旅 費	5,894	4,493	1,401	0.3
	交 際 費	450	450	0	0
	需 用 費	2,715	2,791	-76	-0.03
	役 務 費	3,223	3,217	6	0.002
	委 託 料	6,806	6,758	48	0.007
	使用料及び賃借料	1,543	1,543	0	0
	負担金補助及び交付金	3,987	3,877	110	0.03

10. 常任委員会委員並びに各種委員会委員名簿

令和6年11月28日～

種 別		員数	氏 名（◎印 委員長 ○印 副委員長）
議長		1	松林 孝之
副議長		1	原 祐二
議会運営委員会		6	◎矢壁 正弘 ○石原 忍 多賀 法華 安田 栄太 梶谷 佳平 上代 和美
監査委員		1	中村 辰眞
常 任 委 員 会	総務常任委員会	5 (7)	◎梶谷 佳平 ○石原 忍 渡辺 重光 原 祐二 佐藤 隆司
	教育民生常任委員会	6	◎上代 和美 ○多賀 法華 竹部 貴博 吾郷 希穂 福間 守 中村 辰眞
	産業建設常任委員会	6	◎安田 栄太 ○廣野 祐二 原 良太 高橋美佐子 中林 孝 矢壁 正弘

特別委員会	議会広報公聴特別委員会	8	◎多賀 法華 ○原 良太 吾郷 希穂 石原 忍 廣野 祐二 渡辺 重光 佐藤 隆司 原 祐二
	予算審査特別委員会	17	◎中林 孝 ○高橋美佐子 (議長を除く全議員)
	島根原子力発電対策特別委員会	7	◎梶谷 佳平 ○福岡 守 吾郷 希穂 石原 忍 渡辺 重光 高橋美佐子 中林 孝
事務組合等	雲南市・飯南町事務組合議会議員	6	竹部 貴博 福岡 守 渡辺 重光 安田 栄太 原 祐二 松林 孝之
	雲南広域連合	7	廣野 祐二 渡辺 重光 多賀 法華 上代 和美 矢壁 正弘 佐藤 隆司 松林 孝之
政策企画部	雲南市土地開発公社理事	4	原 良太 梶谷 佳平 中林 孝 佐藤 隆司
	雲南市土地開発公社監事	1	竹部 貴博
総務部	雲南市男女共同参画推進委員	1	渡辺 重光
防災部	雲南市交通安全対策協議会顧問	1	松林 孝之
	雲南市原子力発電所環境安全対策協議会	3	福岡 守 梶谷 佳平 松林 孝之
健康福祉部	雲南市社会福祉協議会評議員	1	上代 和美
	雲南市民生委員推薦会委員	1	上代 和美
	身体教育医学研究所うんなん運営委員	1	上代 和美
	身体教育医学研究所うんなん倫理審査委員	1	上代 和美
農林振興部	雲南市農業再生協議会会員	1	安田 栄太
産業観光部	雲南市さくらの会顧問	1	松林 孝之
建設部	雲南市都市計画審議会委員	4	原 良太 高橋美佐子 安田 栄太 中林 孝
	雲南市空き家対策協議会委員	1	安田 栄太
教育委員会	雲南市青少年育成協議会顧問	1	松林 孝之
	雲南市青少年育成協議会委員	2	多賀 法華 上代和美
	雲南市人権・同和教育推進協議会委員	6	竹部 貴博 福岡 守 高橋美佐子 梶谷 佳平 中村 辰眞 松林 孝之

監査委員事務局

1. 監査委員の役割

監査委員は、市長から独立した立場で、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などが法令等に従って適正に行われているか、また、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施しています。

雲南市では、2名の監査委員（識見を有する者から選任される委員1名、市議会議員から選任される委員1名）が置かれています。

監査委員の最大の役割は、行政サービスが適法で、効率的になされているかなど、市民に代わって幅広い視点で監査を実施することです。

2. 現在の監査委員

委 員 名	就 任 日	任期満了日	備 考
坂本偉健	令和7年4月1日	令和11年3月31日	代表監査委員
中村辰眞	令和6年11月28日	令和10年11月27日	議選監査委員

3. 監査の種類

（1）定期的に行う監査等

（ア）定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

地方自治法上、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査しなければならないと定められています。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入・支出、契約、現金及び有価証券の保管、財産管理等の事務であり、また、「経営に係る事業」とは、水道事業や病院事業などの公営企業会計に係る収益性を有する事業のことです。これらの事務及び事業が公正で、合理的かつ効率的に執行されているかを監査するものです。

雲南市では、毎年2月に実施しています。

（イ）決算審査（地方自治法第233条第2項・地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算を審査しています。

雲南市では、7月～8月に実施しています。

① 一般会計・特別会計

市長は、毎会計年度、会計管理者から提出された決算書及び証書類その他政令で定められた書類をあわせて監査委員の審査に付すことになっています。

監査委員は、計数を確認するとともに効率的に予算が執行されているかなどを審査します。

② 公営企業会計

市長は、毎事業会計年度、管理者から提出された決算書、証書類、事業報告書及び政令で定められたその他の書類をあわせて監査委員の審査に付すことになっています。

雲南市における公営企業会計は、水道事業、下水道事業（令和２年度より地方公営企業法適用）、病院事業の３会計です。

※工業用水道事業は、令和６年度末に廃止

(ウ)健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項）

雲南市では、決算審査とあわせ実施しています。

① 一般会計・特別会計

市長は、毎会計年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すことになっています。

監査委員はその算定の基礎となる計数の正確性を検証し、意見を付します。

② 公営企業会計

市長は、毎事業会計年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すことになっています。

監査委員はその算定の基礎となる計数の正確性を検証し、意見を付します。

(エ)基金運用状況の審査（地方自治法第２４１条第５項）

市長は、毎会計年度特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、その運用状況を示す書類を作成し、監査委員の審査に付さなければならないとされています。

雲南市では、決算審査とあわせ実施しています。

(オ)例月現金出納検査（地方自治法第２３５条の２第１項）

現金の出納に関し、毎月例日を定めて監査委員が検査しなければならないとされています。

雲南市では、毎月２５日を基本として一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計及び病院事業会計の公金の出納に関する事務について検査を実施しています。

(２) 必要があると認められるとき行う監査

(ア)行政監査（地方自治法第１９９条第２項）

監査委員は、財務監査のほか必要があると認めるときは、市の事務の執行について、適法で効率的かつ能率的に行われているのか監査することができます。

(イ)随時監査（地方自治法第１９９条第１項及び第５項）

監査委員は、定期監査のほかに必要があると認めるときは、いつでも市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について監査することができます。

(ウ)財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

監査委員は、市が補助金、交付金、負担金、貸付金など財政的援助を与えている団体等に対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、監査することができます。また、公の施設の管理を行っている指定管理者についても監査することができます。

(エ) 指定金融機関の公金出納監査（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項・地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項）

監査委員は、必要があると認めるとき、又は市長や管理者（公営企業）から要求があるときは、指定金融機関が取り扱う市の公金の収納又は支払いの事務について監査することができます。

(3) 要求又は請求に基づく監査

(ア) 直接請求監査（地方自治法第 75 条）

選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって市の事務の執行に関し、監査委員に監査を請求することができます。

この請求は、市の事務の全般について行うことができます。

(イ) 議会請求監査（地方自治法第 98 条第 2 項）

議会は、市の事務の執行に関する監査を監査委員に求め、監査の結果に関する報告を請求することができます。

この請求は、市の事務の全般について行うことができます。

(ウ) 市長要求監査（地方自治法第 199 条第 6 項）

市長は、監査委員に対し、市の事務の執行に関し監査を要求することができます。

(エ) 住民監査請求（地方自治法第 242 条）

住民は、市の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認められるとき、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止・是正するための必要な措置を請求することができます。

(オ) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項・地方公営企業法第 34 条）

市長又は管理者（公営企業）は、職員が保管する現金や物品等を亡失し又は損傷する等、市に損害を与えた事実があると認めるときは、職員の賠償責任に関する監査を要求することができます。

公平委員会

1. 公平委員会の概要

(1) 公平委員会制度

公平委員会は、地方公務員法に基づき、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するための公平・中立な第三者機関として、条例により設置されています。(地方公務員法第7条第3項、雲南市公平委員会設置条例)

(2) 公平委員会の委員

公平委員会は3人の委員で構成される合議制の機関です。各委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。(地方公務員法第9条の2第1項、第2項)

(3) 事務局体制

公平委員会には事務職員を置くことになっており、現在2名の職員が従事しています。(地方公務員法第12条第5項)

2. 現在の公平委員

委員名	就任日	任期満了日	備考
勝部新治	令和6年12月14日	令和10年12月13日	委員長
中川修一	令和6年12月14日	令和10年12月13日	委員長職務代理者
岡田志保	令和6年12月14日	令和10年12月13日	

3. 公平委員会の業務内容

(1) 勤務条件に関する措置の要求

職員からの給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置要求について、審査・判定を行い、必要な措置を行います。(地方公務員法第46条、第47条)

(2) 不利益処分に関する審査請求

懲戒、その他不利益な処分を受けた職員から審査請求があった場合に、その処分について審査、裁決し必要な措置を指示します。(地方公務員法第49条の2、第50条)

(3) 職員からの苦情相談

職員からの勤務条件、その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に応じ、指導、助言等必要な措置を行います。(地方公務員法第8条第2項)

(4) 職員団体の登録

職員団体から登録の申請があり、規定に適合する場合は当該職員団体を登録し、その旨通知します。(地方公務員法第53条、職員団体の登録に関する条例)

政策企画部

2. 雲南市が出資する第三セクター及び公益法人の概要

令和7年4月1日現在

法人名	設立年月日	資本金 (千円)	行政関与の状況			運営施設等の名称	事業内容
			金額(千円)	出資割合	役員就任		
① 株式会社キラキラ雲南	H6.4.1	30,000	24,000	80.0%	あり	加茂文化ホール ラメール 古代鉄歌謡館 木次経済文化会館 チェリヴァホール 加茂B&G海洋センター ラソソテ 大東公園(丸子山公園除く) 加茂中央公園 三刀屋文化体育館 アスパル 大東公園市民体育館 勤労青少年ホーム 加茂健康福祉センターかもてらす	自主事業:①文化・スポーツ事業の企画運営 ②各種商品の販売 受託事業:①文化・スポーツ施設の管理運営 ②文化・スポーツ事業の企画運営 ③市立図書館運営業務
② 雲南都市開発株式会社	H2.4.2	13,000	11,200	86.2%	なし	木次健康温泉センター(おろち湯ったり館) 木次勤労者総合福祉センター(サンワーク木次) 健康の森 三刀屋公園	自主事業:①受託事業の総括管理 受託事業:①木次健康温泉センター、木次勤労者総合福祉センター、健康の森、三刀屋公園の管理運営 ②物品販売(委託・直営) ③レストラン経営(直営) ④不動産賃貸業(コトリエット) ⑤中心市街地活性化業務
③ 株式会社吉田ふるさと村	S60.4.1	60,000	15,000	25.0%	なし	雲南市民バス・デマンド運行 国民宿舎清嵐荘	自主事業:①農林産物加工食品の製造販売 ②管工事、水道施設工事 ③観光事業の企画運営 受託事業:①雲南市民バスの運行 ②簡易水道施設の管理 ③国民宿舎清嵐荘の管理運営
④ 公益財団法人 鉄の歴史村地域振興事業団	S63.11.16	10,000	6,000	60.0%	あり	吉田町郷土文化保存伝習施設(吉田町郷土資料館) 「菅谷たたら山内」及び周辺施設 和鋼生産たたら体験交流施設	自主事業:①鉄関連文化事業の企画運営 ②刃物販売(包丁、ナイフ) 受託事業:①鉄関連文化施設の管理運営(郷土資料館、「菅谷たたら山内」及び周辺施設、和鋼生産たたら体験交流施設)

9. 行政評価の概要

令和7年4月1日現在

雲南市では、総合計画の進行管理を適切に行っていくとともに、まちづくりの課題解決に向け、①透明性の高い行政運営を実現し、②施策の成果水準を高め、③改革・改善により事業の有効性を高めるため、平成19年度に行政評価システムを導入しました。

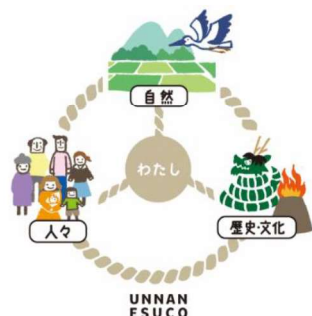
令和7年度～令和16年度を計画期間とする第3次総合計画の施策体系は次のとおりです。

< 基本理念 >

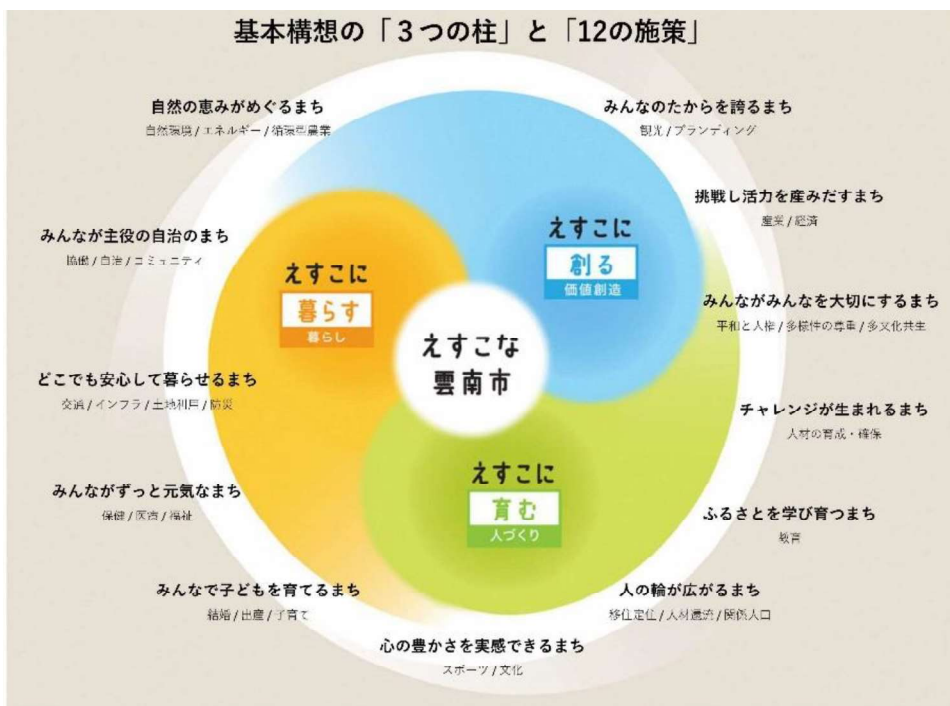
変わらず、変える

< 将来像 >

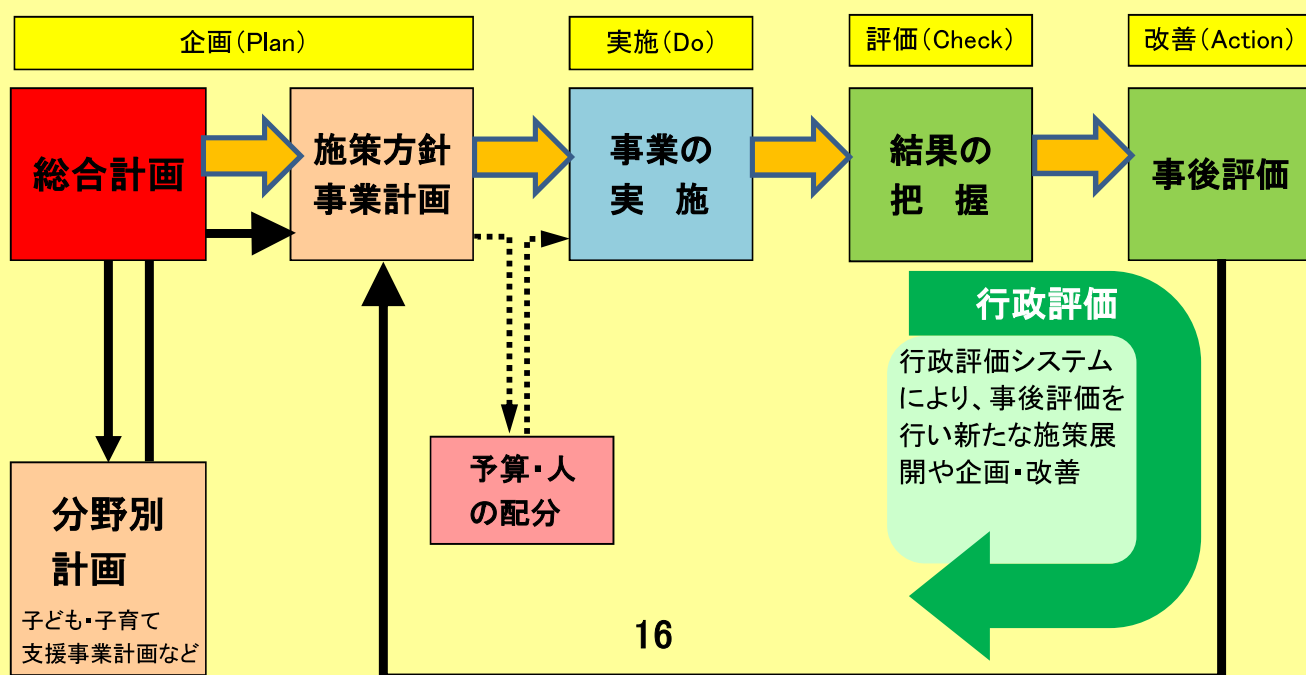
えすこな 雲南市



基本構想の「3つの柱」と「12の施策」



《 行政経営の基本サイクル 》



10. 雲南市土地開発公社の概要

令和7年4月1日現在

名 称	雲南市土地開発公社（平成16年11月1日名称変更）
所 在 地	島根県雲南市木次町里方952番地5
理 事 長	西 村 健 一
設立年月日	昭和50年5月29日
基本財産	500万円（雲南市全額出資）
決 算 期	毎年3月31日
目 的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。
業 務	公有地の拡大の推進に関する法律第17条に掲げる業務
根 拠 法	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）
業 務 内 容	I. 国、地方公共団体等の事業に必要な次に掲げる土地の取得、管理及び処分 （公有地取得事業） (イ) 都市計画区域内に所在する土地（先買） (ロ) 道路、公園、緑地等の公共施設又は公用施設の用に供する土地 (ハ) 公営企業の用に供する土地 (ニ) 市街地開発事業の用に供する土地 (ホ) 観光施設事業の用に供する土地 (ヘ) 自然環境を保全することが特に必要な土地 (ト) 史跡、名勝及び天然記念物の保護等に必要な土地 (フ) 上記土地の取得に関連して必要な代替地 II. 次の事業の土地取得、造成及び分譲（土地造成事業） (イ) 工業団地造成事業 (ロ) 流通業務団地造成事業 (ハ) 住宅用地造成事業 (ニ) 事務所、店舗等用地造成事業 (ホ) 造成地についての借地権を設定し、業務施設、福祉増進施設又は立地促進施設の用に供するために賃貸する事業 III. 前記の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務 IV. 地方公共団体等の委託に基づく土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務

HPアドレス <https://tochikousya.net/>

1 1. 雲南広域連合の概要

令和7年4月1日現在

名 称	雲南広域連合
所 在 地	島根県雲南市木次町里方1100番地6
広域連合長	石 飛 厚 志
構成市町	雲南市、奥出雲町及び飯南町
設立年月日	平成11年8月1日
業 務 内 容	I. 広域的に実施する事業に関する事務 II. 介護保険の実施に関する事務（各種申請書、届出書等の受付及び保険料の賦課に係る基礎資料の作成に関する事務並びに地域支援事業のうち、関係市町が実施することにより事業効果が発揮できると広域連合長が認めたものに関する事務を除く。） III. 広域的に行う事務の調査研究に関する事務 IV. 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。） V. 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)第2条の規定により関係市町が処理することとされている事務のうち、次に掲げる事務 (イ) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務 (ロ) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく事務 (ハ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務 VI. し尿処理に関する事務 VII. 下水道に関する事務（汚泥共同処理施設の設置及び管理運営に関する事務に限る。）

HPアドレス <https://www.unnan.jp/>

1 2. 尾原ダム対策事業の概要

(1) 尾原ダム建設事業

○場 所 島根県雲南市木次町北原・平田地内

○目 的

- ・洪水調整 (2,500 m³/s → 900 m³/s)、斐伊川・神戸川治水事業3点セットの上流ダム
- ・用水の安定供給と河川環境の保全
- ・水道用水の供給 (県東部：最大 38,000 m³/日)

○経 緯 昭和62年度 実施計画調査着手

平成 3年度 建設事業着手

平成15年度 仮排水路工事着手

平成 17 年度 仮排水路工事竣工・転流

〃 尾原ダム建設第1期工事（本体工事）発注

平成 18 年度 尾原ダム建設第1期工事（本体工事）現地着工

平成 19 年度 尾原ダム定礎式

平成 22 年度 試験湛水開始

平成 23 年度 斐伊川水道事業供給開始

平成 24 年度 竣工式典

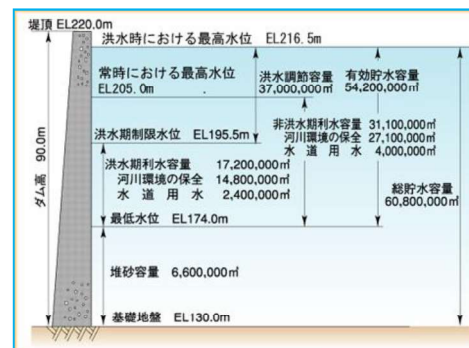
○形式・規模 重力式コンクリートダム（堤高 90m）

○用地取得 家屋 111 戸（移転）

土地 391 h a

○総事業費 約 1,250 億円

○完了期日 平成 24 年 3 月 31 日



(2) ダム湖周辺整備事業

○地域に開かれたダム整備計画（平成 17 年 3 月認定）関連

- ・さくらおろち湖ボートコース（平成 23 年 10 月 16 日竣工）
- ・さくらおろち湖自転車コース（平成 23 年 5 月 15 日竣工）
- ・道の駅「おろちの里」（平成 23 年 5 月 15 日開業）
- ・下布施農村体験施設（管理棟・多目的広場：平成 22 年度整備）
(ホースセラピー施設：平成 27 年 5 月 11 日開業)
- ・雲南市尾原地域づくり支援センター（平成 24 年 3 月供用開始）
- ・ダムの見える牧場（平成 26 年 4 月 22 日開業）

（３）ダム事業関連団体

○尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会

（構成：地域住民、地域活動団体、ＮＰＯ、国土交通省、島根県、雲南市、奥出雲町）

○さくらおろち湖活性化ネットワーク会議

（構成：地域住民、地域活動団体、ＮＰＯ、国土交通省、島根県、雲南市、奥出雲町）

○雲南市斐伊川・神戸川治水問題協議会（構成：島根県、雲南市）

○斐伊川・神戸川ダム対策協議会（構成：雲南市、奥出雲町、飯南町）

（４）ダム周辺地域づくり活動

○尾原ダム水源地域ビジョン

- ・尾原ダムを活かした水源地域の自立的かつ持続的な活性化を図るための行動計画
- ・令和５年２月に第２期水源地域ビジョンを策定（計画期間：令和５年度から１０年間）

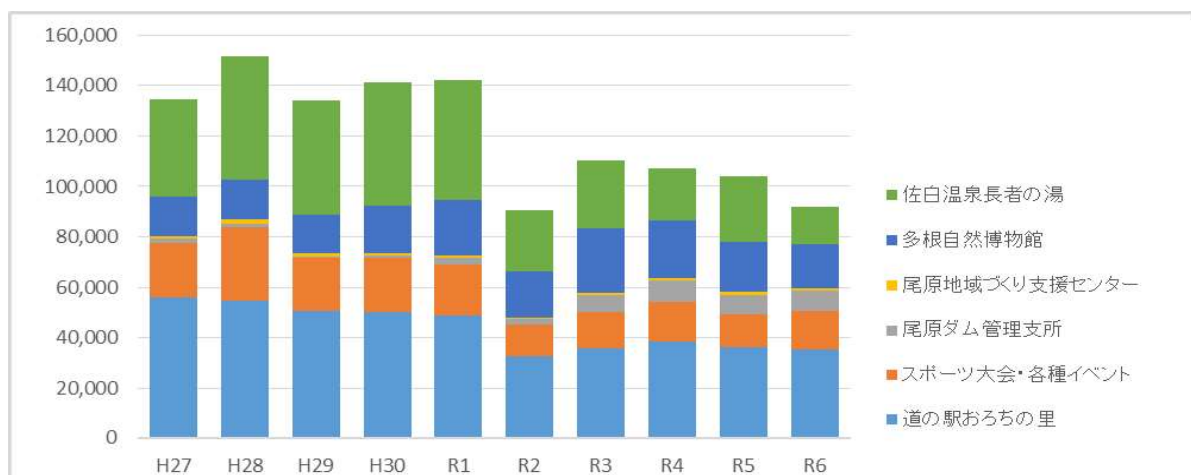
○ＮＰＯ法人さくらおろち（認証：平成２３年３月２５日、登記：３月２８日）

- ・尾原ダム周辺地域や斐伊川流域住民の相互交流を図るとともに、地域の活性化と自然環境の保全に寄与することを目的に活動

○主な年間イベント

- ４月 さくらおろち湖トレイルランニング大会
- ５月 さくらおろち湖お花見レガッタ
- ７月 さくらおろち湖周辺環境美化活動（景観保全ＣＳＲ活動）
- ９月 さくらおろち湖トライアスロン大会、環境美化活動（景観保全ＣＳＲ活動）
- １０月 さくらおろち湖祭り
- １１月 さくらおろち湖ロゲイニング大会
- ３月 尾原ダムクレストゲート点検放流イベント
- 通年 さくらおろち湖魅力発見ツーリズム（小規模で多彩な体験イベント）

（５）さくらおろち湖周辺への来訪者数の推移



1 3. 国際交流の状況

(1) 国際交流員 (CIR: Coordinator for International Relations) の配置

①目 的 市の国際交流事業の充実、市民の国際理解の推進を図るため

②国際交流員の主な職務

- ・ 市の国際交流関係事務の補助 (国際交流事業の企画立案及び実施への協力・助言、翻訳、通訳など)
- ・ 市の国際経済交流関係事務の補助 (地域産品の海外販路拡大、外国人観光客の誘致等への協力・助言など)
- ・ 市の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- ・ 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画
- ・ 地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力

③配置状況等

合併当初～平成 19 年度 3 名体制 (英語圏 3)

平成 20 年度～平成 28 年度 2 名体制 (英語圏 1+韓国 1)

平成 29 年度～現在 1 名体制 (英語圏 1)

④J E Tプログラム

- ・ 市が任用する国際交流員は、(一財)自治体国際化協会のJ E Tプログラム (外国人青年招致事業)を活用して招致。アメリカ・リッチモンド市と姉妹都市提携をしていることから、アメリカ・インディアナ州周辺からの派遣を希望。

(2) リッチモンド市との姉妹都市提携

①経 過

平成 7 年 7 月 大東町とリッチモンド市が姉妹都市提携を締結

平成 20 年 9 月 リッチモンド市長が雲南市を訪問。交流継続に関する同意書を交わす

平成 26 年 8 月 雲南市長がリッチモンド市を訪問。姉妹都市提携を正式に締結し、リッチモンド市役所にしだれ桜を記念植樹

平成 30 年 11 月 リッチモンド市長が雲南市を訪問。市役所にしだれ桜を記念植樹

②リッチモンドサマースクール事業 (青少年海外派遣等交流事業)

- ・ 姉妹都市であるリッチモンド市への中高生の派遣を通じて、異文化理解を深め、次世代を担う青少年の人材育成を図ることを目的に実施。
- ・ 平成 11 年度から旧大東町で実施。平成 30 年度までの計 14 回のサマースクールに市内の中高生 101 人が参加。
- ・ 令和 2 年度において、感染症影響や派遣側と受入側双方の実施体制の維持困難を理由に、青少年海外派遣交流事業の当面の間の中止を決定。

③交流の現状と課題

- ・ リッチモンド市の交流の窓口であったリッチモンド姉妹都市協会が解散となり、交流が停滞している状況にあるため、今後の交流のあり方の検討が必要。

(3) 雲南市国際文化交流協会

- ①設 立 平成 18 年 4 月 22 日
- ②目 的 雲南市の歴史・文化・自然等の特性を生かしながら、幅広い国際交流活動を展開し、市民の国際相互理解と友好親善の促進を図り、国際社会に対応した活力あるまちづくりに寄与する
- ③会員の状況 団体会員（大東町国際文化交流協会、木次町国際交流協会、吉田国際文化交流の会、雲南日本語広場「さくら SAKURA」、雲南地区日韓親善協会）、個人会員
- ④主な事業 早稲田大学留学生ホームステイ事業（昭和 61 年から通算 37 回、518 人を受け入れ）、さくらスピーチコンテスト（R6 で通算 15 回実施）

(4) 多文化共生の推進と在住外国人への支援

①在住外国人の状況（令和 6 年 12 月末現在）

国別人数		在留資格別人数	
ベトナム	77	永住者	66
中国	47	技能実習 2 号口	66
フィリピン	37	技能実習 1 号口	48
ミャンマー	26	特定技能 1 号	17
インドネシア	21	特別永住者	14
韓国	19	技能実習 3 号口	12
米国	13	日本人の配偶者等	10
カンボジア	12	技術・人文知識・国際業務	10
ネパール	11	教育	9
その他	12	その他	23
合 計	275	合 計	275

②雲南市多文化共生推進プラン（令和 2 年 3 月策定）

- ・計画期間 令和 2 年度～令和 11 年度（10 年間）
- ・基本方針 「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」を進め、外国人住民等もまちづくりに主体的に関わることができることを基本に、それぞれの文化や背景を尊重しながら安心して生活でき、さらに活躍できるまちを目指す

③多文化共生推進プランに基づく主な取組内容

- ・多文化共生の啓発 ⇒ 地域・学校等に国際交流員などを派遣
- ・相談・支援体制の整備 ⇒ 業務委託により外国人住民の相談窓口を設置
- ・関係団体等との連携 ⇒ 県と連携した「外国人地域サポーター」の配置
- ・「やさしい日本語」の普及 ⇒ 「やさしい日本語」普及のための研修実施
- ・日本語学習支援 ⇒ 業務委託により日本語会話サロン、施設利用体験を実施
- ・事業所を通じた情報提供 ⇒ 外国人住民等が勤務している事業所を通じて情報提供を実施
- ・教育支援体制の充実 ⇒ 必要に応じて日本語指導支援員を小中学校に派遣

1 5．定住対策促進事業の状況

(1) 定住支援スタッフの配置と地域連携

定住相談の総合窓口として定住推進員 1 名と定住企画員 2 名を配置し、空き家等の住居情報の提供や就業・就農支援、定住後の生活サポートなど定住相談に加え、移住・定住に関する企画立案とその推進により移住定住人口の拡大を図ります。

また、地域自主組織との連携により、空き家情報の収集や地域の定住窓口の設置、地域の受入れ気運醸成に向けた協力体制の構築を進めています。

【定住実績：定住支援スタッフの活動実績】

※ R 6 年度実績 6 4 世帯・1 7 9 人

(うち U I ターン者 4 1 世帯・1 0 4 人)

※ H 1 7 年度以降累計実績 9 3 7 世帯・2, 3 3 3 人

(うち U I ターン者 6 0 9 世帯・1, 2 9 3 人)

(2) 空き家情報活用制度（空き家バンク制度）

定住支援スタッフによる市内の空き家情報の収集登録により、定住サイト、定住支援冊子等を活用し移住希望者等へ情報を提供します。また、市内の宅建事業者と地域連携型空き家活用促進協定を締結し、官民協働による定住促進を図っています。

(3) 空き家片付け事業補助金交付事業

空き家の活用促進を目的として、空き家に残されている家財等の片付け費用の一部を助成します。空き家バンクに登録することが条件。

〈補助金の額〉対象経費の 2 分の 1 以内（上限 100 千円）

(4) うんなん子育て世帯応援リフォーム事業補助金交付事業

子育て世帯等が所有する個人住宅等のリフォームに要する費用の一部を助成します。

（島根県「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」への上乗せ助成）

〈補助金の額〉対象経費の 3 分の 1 以内（上限 300 千円）

(5) 民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付事業

市内事業所に通勤（新規就労含む）している市外在住者または新婚世帯が、新たに雲南市内の民間賃貸住宅に入居する場合、家賃の一部を助成します。

〈補助金の額〉対象経費の 2 分の 1 以内

（上限 20 千円／月、ただし子育て世帯の場合は上限 30 千円／月）

(6) 東京 2 3 区からの移住支援事業補助金交付事業

東京 2 3 区在住者または東京 2 3 区への通勤者が、雲南市に移住して中小企業等に就職する場合もしくは起業する場合、移住支援金を交付します。

〈補助金の額〉単身の場合は 600 千円、世帯の場合は 1, 000 千円

18 歳未満の世帯員 1 人につき 1, 000 千円加算

(7) 東京圏の学生を対象とした就職支援補助金交付事業

東京都内に本部がある大学等または東京圏内のキャンパスに在学し、卒業または終了した学生等が、雲南市に移住し島根県内に就職した場合（内定含む）に、就職活動にかかった交通費の一部及び移転費用を助成します。

〈補助金の額〉就職活動交通費は、往復交通費の2分の1以内

移転費用は、実費（最低額が証明できない場合は、108,000円）

(8) 子育て世帯定住宅地購入補助金交付事業

子育て世帯が住宅を取得することを目的として民間住宅地を購入する場合に、補助金を交付します。

〈補助金の額〉宅地購入費の10分の1以内（上限1,000千円）

(9) 雲南市ふるさと定住推進協議会

移住定住施策に関わる計画的な事業を推進するため、市内関係機関と地域自主組織代表者による協議機関を設置し、移住定住の促進について協議・検討します。

また、空き家を活用したシェアオフィス「三日市ラボ」を、IT環境が整ったオフィス及び移住・交流を促進するチャレンジの場として管理・運営を行います。

併せて、移住希望者等に対し、雲南市の暮らしや文化・産業等の体験、また先輩移住者との繋がりなどを通して、雲南市への理解を深め移住の契機となるような体験プログラムを提供します。また、移住後は、移住者同士また地域の方々との情報交換・交流の場としてUIターン者交流会を開催します。

(10) 高校卒業生とのつながり創出事業

高校卒業時から就活期まで切れ間なく雲南市と関わり続けていくことにより、県外へ進学した者の市内Uターンを推進します。

①高校卒業前に登録会を実施し、住所登録をした卒業生世代へ雲南市内で働くロールモデルや市内出身の先輩大学生などの記事などを掲載した情報誌を送付し、雲南市で働き、暮らすイメージを持ってもらえるように働きかけます。

②情報誌と並行してウェブページを開設し、WEBでの発信に取り組みます。

③キャリアアドバイザー人材を配置し、雲南市への移住を希望する若者世代の就職マッチング支援を行います。

(11) 特定地域づくり事業協同組合支援事業

担い手不足に悩む組合員のもとへ人材を派遣することにより、地域の担い手確保の取組みを推進する「協同組合ワークアラウンドうんなん」の運営支援を行い、地域経済の活性化や地域活力の向上を目指します。

(12) 地域おこし協力隊活用促進事業

移住定住者の強化や地域課題への取組みの担い手人材確保を図るため、専門家の知見を活かし、地域おこし協力隊制度の導入促進や受け入れ体制の支援等を行ないます。

(13) 地域おこし協力隊配置事業（空き家流通コーディネーター）

令和6年6月より地域おこし協力隊制度を活用し、空き家流通コーディネーターを配置し、空き家の流通促進を図っています。

活動として、空き家バンク登録の促進や地域活動による空き家課題への気運醸成を図るため、地域活動支援を行います。

(14) ホームページ等による情報発信

雲南市定住サイト「ほっこり雲南」の充実に努め、空き家情報やU I ターン者の声、市民ライターによるコラムなど魅力あふれる“うんなん暮らし”を全国に向けて発信します。また、SNS（Instagram、Facebook、X（旧ツイッター））の活用、雲南市ふるさと会との連携、田舎暮らし専門誌への掲載等により積極的な定住情報の発信に努めます。

(15) 移住相談イベントへの参加

東京、大阪等で開催される移住相談イベントに参加し、移住希望者の相談対応を行うとともに雲南市の情報発信を行います。

(16) 結婚支援

結婚活動支援団体と連携した結婚相談事業の推進や、独身男女を対象とした出会いイベントの開催補助を行うことにより男女の出会いの場の創出を図ります。

※雲南市内縁結びの会へ結婚支援業務の委託

※結婚相談サロンの開設（毎月第4土曜日、毎週金曜日）

※有料会員制結婚支援システム「しまこ」の閲覧（毎週金曜日）

※島根県はっぴーこーでいねーたーやしまね縁結びサポートセンターとの連携

※雲南市内婚活支援団体による婚活イベントへの助成

16. 雲南市民バス等運行状況表

番号	地域名	路線名	運行開始日	利用者数(人) (R6.4～R7.3)
1	大東	春殖線	平成 1 1 年 4 月	6,306
2		幡屋線	〃	10,904
3		佐世線	〃	5,722
4		阿用・久野線	〃	2,242
5		塩田線	〃	1,633
6		海潮北回り線	平成 1 6 年 4 月	5,410
7		海潮南回り線	〃	3,837
8		だんだんタクシー 春殖・幡屋線	平成 2 7 年 4 月 (本格運行)	3,028
9		だんだんタクシー 佐世線	平成 2 7 年 1 0 月 (本格運行)	2,001
10		だんだんタクシー 阿用・久野線	平成 2 7 年 4 月 (本格運行)	3,537
11		だんだんタクシー 海潮線	平成 2 6 年 4 月 (本格運行)	1,429
12		だんだんタクシー 塩田線	平成 2 8 年 4 月 (本格運行)	2,051
13	加茂	加茂北回り線	昭和 5 4 年 9 月	4,315
14		加茂南回り線	〃	3,390
15		だんだんタクシー 加茂線	平成 3 0 年 1 月 (本格運行)	2,825
16	木次	北原線	平成 1 1 年 1 2 月	13,696
17		木次三刀屋線	平成 1 2 年 4 月	7,084
18		だんだんタクシー 日登線	平成 2 9 年 4 月 (本格運行)	1,788
19		だんだんタクシー 西日登線	平成 2 9 年 4 月 (本格運行)	2,007
20	三刀屋	中野線	平成 1 2 年 4 月	3,437
21		根波線	〃	4,659
22		高窪・伊萱線	〃	2,170
23		だんだんタクシー 鍋山線	平成 2 6 年 4 月 (本格運行)	1,253
24		だんだんタクシー 飯石・中野線	平成 2 7 年 4 月 (本格運行)	2,265
25		だんだんタクシー 高窪・伊萱線	平成 2 7 年 1 0 月 (本格運行)	737
26	吉田	だんだんバス 吉田線	平成 2 9 年 4 月	1,843
27		だんだんバス 田井線	〃	732
28	掛合	だんだんタクシー 掛合北部線	平成 1 4 年 3 月	1,356
29		だんだんタクシー 掛合南部線	〃	1,144
30	広域	吉田大東線	平成 1 6 年 1 0 月	57,805
31	大東-松江	大東松江乃木線	令和 6 年 1 0 月	6,576
計		31路線		167,182

Ⅰ 7. 広報活動事業の状況

(1) 広報活動事業

- 市報うんなんの発行（毎月）
- ケーブルテレビを活用した広報
市政情報番組「こんにちは市役所です」（毎月）
音声告知放送、文字情報（データ放送・文字放送）
- SNS等を活用した広報
公式 Facebook（フェイスブック） H25年7月開設
公式 You tube（ユーチューブ） H26年3月開設
公式 LINE（ライン） R3年6月開設
公式 Instagram（インスタグラム） R5年3月開設
- 市勢要覧の発行（年1回）
- 県政広報誌「フォトしまね」配布業務（年4回）
- 市行事、伝統文化等の記録撮影

(2) ホームページ運営事業

- 住民の福祉向上に役立つ行政情報の提供
- 電子メールによる住民等からの問い合わせ等の一次受付

(3) 広聴活動事業

- 市政懇談会
各町で市政懇談会を行う
- 「市長と『えすこトーク』（市長との意見交換会）」地域自主組織や各種団体・グループ等と少人数で対話する
- 市政への提案箱 R3年7月導入
- 出前講座（ふるさとづくり講座）
市の重要課題のほかに、医療・福祉・環境など身近なテーマ別の講座を設け希望に応じて職員を派遣。49テーマ登録。各講座担当課で受付。

Ⅰ 8. 行政情報の提供

(1) 利用する主なメディア、媒体

- 広報紙「市報うんなん」 ○雲南市ホームページ ○市長定例記者会見 ○安全安心メール○デジタル防災無線
- 雲南市子育てポータルサイト「ゆっくり、子育て 雲南市」
- 雲南市チャレンジサイト ○雲南市定住サイト「ほっこり雲南」 ○雲南市商工業ポータルサイト「あーがね雲南」 ○雲南お仕事サイト「グッジョブ雲南」
- スマートフォン・タブレット用公式アプリ ○子育てアプリ「だっこ」
- 公式 Facebook（フェイスブック）○公式 You tube（ユーチューブ）○公式 LINE（ライン）
- 公式 Instagram（インスタグラム）
- 音声告知放送【雲南夢ネットが実施主体】
- CATV【告知番組、文字情報（文字放送、データ放送）】

(2) その他のメディア

- 新聞広告 ○NHK、民放番組 ○市刊行物 ほか

※市各部局や関連機関が行っている会議・イベント・施策等を報道機関に効果的に発信するためプレスリリース書式を統一し、広報広聴課が確認しプレスリリースすることに一元化しています。

No, 19

10人（雲南市議会選出 6人・飯南町議会選出 4人）

2人 (坂本偉健 ・ 内藤眞一)

[illegible]

20. 雲南市・飯南町事務組合（ケーブルテレビ）負担金

1. 令和6年度

	項 目	執行状況(千円)		執行率	備 考
1	議会・総務費負担金	予算額	25,590	100.0%	
		執行額	25,590		
2	共同事業負担金 (経常経費分)	予算額	23,325	100.0%	
		執行額	23,325		
3	有線テレビジョン放送負担金 (議会中継分)	予算額	8,243	100.0%	
		執行額	8,243		
4	有線テレビジョン放送負担金 (告知放送運営分)	予算額	23,217	100.0%	
		執行額	23,217		
5	有線テレビジョン放送負担金 (アドバイザー負担分)	予算額	3,295	100.0%	
		執行額	3,295		
6	有線テレビジョン放送負担金 (派遣職員人件費分)	予算額	8,480	100.0%	
		執行額	8,480		
7	有線テレビジョン放送負担金 (データ放送運営・動画投稿サーバー保守)	予算額	1,063	90.6%	
		執行額	963		
8	有線テレビジョン放送負担金 (4K/ソリニア編集機更新工事)	予算額	2,093	100.0%	
		執行額	2,093		
9	有線テレビジョン放送負担金 (取材用カメラ購入費等)	予算額	7,375	97.5%	
		執行額	7,190		
10	有線テレビジョン放送負担金 (音声告知放送設備更新工事費)	予算額	22,963	99.6%	
		執行額	22,880		
11	有線テレビジョン放送負担金 (国道54号里方電線共同溝埋設工事)	予算額	186	74.2%	
		執行額	138		
12	有線テレビジョン放送負担金 (新庄飯田線電線共同溝建設事業)	予算額	4,080	100.0%	
		執行額	4,080		
	計	予算額	129,910	99.7%	
		執行額	129,494		

2. 令和7年度

	項 目	執行状況(千円)		執行率	備 考
1	議会・総務費負担金	予算額	22,502	0.0%	
2	共同事業負担金 (経常経費分)	予算額	22,737	0.0%	
3	有線テレビジョン放送負担金 (議会中継分)	予算額	8,268	0.0%	
4	有線テレビジョン放送負担金 (告知放送運営分)	予算額	15,201	0.0%	
5	有線テレビジョン放送負担金 (アドバイザー負担分)	予算額	4,215	0.0%	
6	有線テレビジョン放送負担金 (派遣職員人件費分)	予算額	8,402	0.0%	
7	有線テレビジョン放送負担金(データ放送運営・カスタマイズ・動画投稿サーバー保守)	予算額	1,183	0.0%	
8	有線テレビジョン放送負担金(GIGAスクール管理、番組送出機器リプレイス)	予算額	5,164	0.0%	
9	有線テレビジョン放送負担金(放送センター電源バッテリー設計・交換)	予算額	5,500	0.0%	
10	有線テレビジョン放送負担金(掛合中継所バッテリー交換)	予算額	4,950	0.0%	
11	有線テレビジョン放送負担金(議会中継システム更新)	予算額	4,934	0.0%	
12	有線テレビジョン放送負担金(4K対応ニュースカメラ等)	予算額	6,848	0.0%	
13	有線テレビジョン放送負担金(音声告知放送センター設備更新)	予算額	13,103	0.0%	
14	有線テレビジョン放送負担金(国道54号里方電線共同溝埋設事業)	予算額	176	0.0%	
計		予算額	123,183	0.0%	

2 1 . デジタル放送チャンネルプラン

	STBリモコン 選択ボタン	チャンネル	番 組 名	料金 (月額)
地上 デ ジ タ ル	地上	1 c h	日本海テレビ	基本使用料 1,650円
		2 c h	NHKEテレ (教育)	
		3 c h	NHK総合	
		5 c h	広島ホームテレビ	
		6 c h	山陰放送	
		8 c h	山陰中央テレビ	
		11 c h	雲南夢ネット (自主放送)	
		(1 1 2) c h	サブチャンネル	
		(データ放送)	NHKラジオ第一	
			NHK-FM	
			エフエム山陰	
			BSS-FM	
B S デ ジ タ ル	BS	101 c h	NHK BS-1	基本使用料 1,650円 + STB料金 620円/1台
		141 c h	BS 日テレ	
		151 c h	BS 朝日	
		161 c h	BS-TBS	
		171 c h	BS ジャパン	
		181 c h	BS フジ	
		200 c h	BS10 Japanext	
		211 c h	BS11 (イレブン)	
		222 c h	BS12 (トゥエルビ)	
		231~233 c h	放送大学	
		260 c h	BS松竹東急	
		263 c h	Bsjapanext (ビーエスジャパンネクスト)	
		265 c h	BSよしもと	

C S デ ジ タ ル	CATV	256 ch	テレ朝チャンネル2	基本使用料 1,650円 + STB料金 620円/1台 + CS視聴料 1,430円/1台
		266 ch	歌謡ポップスチャンネル	
		276 ch	キッズステーション	
		279 ch	MONDO TV	
		285 ch	スカイ・A Sports+	
		300 ch	Jスポーツ3	
		302 ch	GAORA SPORTS	
		303 ch	ゴルフネットワーク	
		306 ch	Jスポーツ1	
		307 ch	Jスポーツ2	
		309 ch	日テレジータス	
		320 ch	囲碁・将棋チャンネル	
		361 ch	ファミリー劇場	
		363 ch	TBSチャンネル1	
		364 ch	TBSチャンネル2	
		706 ch	ザ・シマネ	
		707 ch	日本映画専門チャンネル	
		717 ch	テレ朝チャンネル1	
		718 ch	時代劇専門チャンネル	
		721 ch	フジテレビTWO	
		724 ch	アニマックス	
		739 ch	フジテレビONE	
		745 ch	日テレNEWS24	
		753 ch	釣りビジョン	
	有料放送	191~193 ch	※WOWOW (ﾌﾞﾗｲﾑ・ﾗｲﾌﾞ・ｼﾅﾏ) (個人契約)	(BSデジタルを含む)
		200・201 ch	※BS10スターチャンネル	
		310 ch	※衛星劇場	
		388~389 ch	※グリーンチャンネルHD・2HD	

※は別途有料チャンネルです。

(21別表)

インターネット

	3Mサービスプラン	10Mサービスプラン	50Mサービスプラン	100Mサービスプラン	1Gサービスプラン
月額基本利用料	3,140円	3,660円	5,230円	6,600円	8,800円
伝送速度(下り最大速度)	3Mbps	10Mbps	50Mbps	100Mbps	1,000Mbps
伝送速度(上り最大速度)	3Mbps	10Mbps	50Mbps	100Mbps	1,000Mbps
メールアカウント数	3個(4個目から 月額200円/個)				
メールアカウント容量	1GB				
ホームページ容量	100MB				
プライベートIPアドレス	1アドレス(2個目から 月額520円/1アドレス)				
グローバルIPアドレス	希望の場合のみ 1アドレス 月額520円				
セキュリティ	ウイルス対策ソフト 5台まで利用可能				

※ベストエフォート型(回線使用量状況により変動します)でのサービスとなります。

※メールアカウントの最大追加数は標準の3個+追加7個の合計10個までとなります。

※グローバルアドレスとプライベートアドレスの混在でのご使用はできません。

総務部

雲南市情報公開制度運用状況書（令和6年4月～令和7年3月）

1 公文書公開の状況

（1）請求及び申出の窓口別内訳

（単位：件）

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市 役 所 本 庁	15	15	14	25	29	40
大東総合センター	－	－	－	－	－	－
加茂総合センター	－	－	－	－	－	－
木次総合センター	－	－	－	－	－	－
三刀屋総合センター	－	－	－	－	－	－
吉田総合センター	－	－	－	－	－	－
掛合総合センター	－	－	－	－	－	－
市立病院	－	－	1	6	1	6
合 計	15	15	15	31	30	46

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数进行う。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数进行う。

（2）請求及び申出の処理状況

（単位：件）

区分	公開	部分公開	非公開	不存在	存否 応答 拒否	却下	取下げ	検討中	合計
請求	10	4	－	1	－	－	－	－	15
申出	13	15	－	3	－	－	－	－	31
計	23	19	－	4	－	－	－	－	46

注 1 合計は、（1）の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

（3）請求及び申出者等の内訳

（単位：人又は団体）

区 分		請求及び申出者数
請 求	市の区域内に住所を有する者	1
	市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	14
	市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	－
	市の区域内に存する学校に在学する者	－

	前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接の利害関係を有するもの	
小	計	15
申出（任意開示請求）		15
合	計	15

注 合計は、（１）の受付数と一致する。

（４）請求及び申出の実施機関別内訳

実施機関	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市長	13	13	12	18	25	31
政策企画部	－	－	－	－	－	－
総務部	11	11	2	2	13	13
防災部	－	－	－	－	－	－
市民環境部	1	1	－	－	1	1
健康福祉部	－	－	－	－	－	－
子ども政策局	－	－	－	－	－	－
農林振興部	－	－	1	1	1	1
産業観光部	1	1	－	－	1	1
建設部	－	－	9	15	9	15
会計課	－	－	－	－	－	－
総合センター	－	－	－	－	－	－
議会	－	－	－	－	－	－
監査委員	－	－	－	－	－	－
上下水道局	1	1	1	6	2	7
教育委員会	1	1	－	－	1	1
選挙管理委員会	－	－	1	1	1	1
公平委員会	－	－	－	－	－	－
農業委員会	－	－	－	－	－	－
固定資産評価審査委員会	－	－	－	－	－	－
市立病院	－	－	1	6	1	6
合 計	15	15	15	31	30	46

(5) 非公開理由の内訳

(単位：件)

非 公 開 理 由	請求	申出	合計
第7条第1号 法令秘情報	-	-	-
第2号 個人情報	-	-	-
第3号 法人等情報	-	-	-
第4号 公共安全等情報	-	-	-
第5号 審議、検討又は協議等に関する情報	-	-	-
第6号 事務、事業に関する情報	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

注 件数は、公文書非公開決定通知書の「公開しない理由」欄並びに公文書部分公開決定通知書及び公文書任意公開回答書の「公開しない部分及びその理由」欄に記入された数をいう。

(6) 公開に伴う写しの交付内訳

(単位：枚又は巻)

写しの種類		交 付
乾式複写機により複写したもの	白黒	132
	カラー	-
用紙に印刷したもの		-
印画紙に印画したもの		-
録音カセットテープに複写したもの		-
ビデオカセットテープに複写したもの		-
フロッピーディスクに複写したもの		-
光ディスクに複写したもの		7
光磁気ディスクに複写したもの		-

2 不服申立ての状況

不服申立てはありませんでした。

(単位：件)

不服申立て	処 理 内 訳						
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中	その他
- (繰越 -)	-	-	-	-	-	-	-

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数を用いる。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

雲南市個人情報保護制度運用状況書（令和6年4月～令和7年3月）

1 開示請求、訂正等請求及び利用停止請求の状況

（1）請求及び申出の窓口別内訳

（単位：件）

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市役所本庁	-	-	-	-	-	-	-	-
大東総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
加茂総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
木次総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
三刀屋総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
吉田総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
掛合総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
市立病院	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 「開示請求」は、雲南市個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書及び個人情報利用停止請求の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、処理した公文書の件数をいう。

（2）請求及び申出の実施機関別内訳

（単位：件）

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合計
市長	-	-	-	-
政策企画部	-	-	-	-
総務部	-	-	-	-
防災部	-	-	-	-
市民環境部	-	-	-	-
健康福祉部	-	-	-	-
子ども政策局	-	-	-	-
農林振興部	-	-	-	-
産業観光部	-	-	-	-

	建設部	-	-	-	-
	会計課	-	-	-	-
	総合センター	-	-	-	-
	議会	-	-	-	-
	監査委員	-	-	-	-
	上下水道局	-	-	-	-
	教育委員会	-	-	-	-
	選挙管理委員会	-	-	-	-
	公平委員会	-	-	-	-
	農業委員会	-	-	-	-
	固定資産評価審査委員会	-	-	-	-
	市立病院	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

注 1 「開示請求」は、雲南市個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 開示に伴う写しの交付内訳

(単位：枚又は巻)

写しの種類		交 付
乾式複写機により複写したもの	白黒	-
	カラー	-
用紙に印刷したもの		-
印画紙に印画したもの		-
録音カセットテープに複写したもの		-
ビデオカセットテープに複写したもの		-
フロッピーディスクに複写したもの		-
光ディスクに複写したもの		-
光磁気ディスクに複写したもの		-

(4) 口頭による開示請求の実施状況

(単位：件)

個人情報	開示請求
-	-

2 開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

(単位：件)

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合計
-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「受付数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 非開示理由の内訳

(単位：件)

非開示理由	決定
第13条第1号	-
第2号	-
第3号	-
第4号	-
第5号	-
第6号	-
第7号	-
計	-

注 件数は、個人情報非開示決定通知書の「開示しない理由」欄並びに個人情報部分開示決定通知書の「開示しない部分及びその理由」欄に記入された数をいう。

(3) 訂正等請求の決定等の状況

訂正等請求はありませんでした。

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての件数及び決定状況

不服申立てはありませんでした。

(単位：件)

区分	不服 申立て	処 理 内 訳						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中	その他
開示 請求	- (繰越 -)	-	-	-	-	-	-	-

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数进行。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数进行。

令和7年度 室課配置人員数一覧(R7.4.1現在)

区分		R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	比較 (R6.4.1比較)
政策企画部	部長	1	1	1	0
	政策推進課	5	6	6	0
	地域振興課	6	5	6	1
	うんなん暮らし推進課	5	3	3	0
	交通政策室		3	3	0
	広報広聴課	4	4	4	0
		21	22	23	1
総務部	部長	1	1	1	0
	総務課	4	5	5	0
	秘書室	2	2	2	0
	行財政改革推進課(室→課)	2	2	3	1
	災害復興調整室	2	1		△ 1
	人事課	6	6	7	1
	財政課	5	5	5	0
	管財課	5	5	5	0
	市有財産活用推進室	(2)	(1)		-(1)
	情報システム課	6	6	6	0
	人権推進室	2	3	3	0
		35	36	37	1
防災部	部長	1	1	1	0
	防災安全課	3	4	4	0
	原子力災害対策室	2	2	1	△ 1
	くらし安全室	2	2	2	0
		8	9	8	△ 1
市民環境部	部長	1	1	1	0
	市民生活課	14	14	15	1
	環境政策課	4	4	4	0
	新ごみ処理施設整備準備室	1	1	1	0
	税務課	17	17	17	0
	債権管理対策課	6	6	6	0
	国土調査課	5	6	3	△ 3
		48	49	47	△ 2
健康福祉部	部長	1	1	1	0
	統括監		(1)	(1)	(0)
	健康福祉総務課	7	7	7	0
	長寿障がい福祉課	8	8	8	0
	保健医療介護連携室	6			0
	健康づくり政策課	4			0
	健康推進課	13	12	14	2
	健康医療政策課		4	4	0
	ワクチン接種対策室	5			0
	予防接種対策室		4		△ 4
	身体教育医学研究所	3	4	3	△ 1
		47	40	37	△ 3
こども政策局	局長	1	1	1	0
	こども政策課	8	7	9	2
	専門官(保育士・幼稚園教諭)	1	1	1	0
	こども家庭支援課	3	11	14	3
	うち保健師(統括支援員1人含む)		8	9	1
	うち保育士(就学前児童専門員)		1	3	2
		13	20	24	4
農林振興部	部長	1	1	1	0
	農業総務課	5	5	5	0
	農業畜産課	8	8	9	1
	林業振興課	6	6	6	0
		20	20	21	1

区分		R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	比較 (R6.4.1比較)
産業観光部	部長	1	1	1	0
	産業観光総務課(課名変更)	5	5	8	3
	観光施設再生活用推進室		2		△ 2
	商工振興課	7	7	6	△ 1
	観光振興課	3	3	5	2
	観光施設再生活用推進室	2			0
	広域観光・インバウンド推進室	2	2		△ 2
		20	20	20	0
建設部	部長	1	1	1	0
	建設総務課	7	7	7	0
	建設工務課	11	10	8	△ 2
	災害復興チーム	14	12	10	△ 2
	農地整備課	5	5	5	0
	(災害復興チーム)	(14)	(12)	(10)	△ 2
	都市計画課	6	5	5	0
	空き家対策室	(3)	(3)	(3)	0
	建築住宅課	11	11	12	1
		55	51	48	△ 3
会計課	会計管理者	1	1	1	0
	会計課	4	4	4	0
		5	5	5	0
議会事務局	事務局長	1	1	1	0
	総務課	4	4	4	0
		5	5	5	0
監査委員事務局	監査委員・公平委員会事務局	2	2	2	0
公平委員会事務局		2	2	2	0
農業委員会事務局	統括監	(1)	(1)	(1)	0
	農業委員会	4	4	4	0
		4	4	4	0
教育委員会事務局	部長(統括監)	3	3	3	0
	教育総務課	4	4	5	1
	学校教育課	7	7	6	△ 1
	児童生徒支援課(新設)			4	4
	社会教育課	3	2	2	0
	スポーツ文化振興課	3	3	3	0
	国スポ・全スポ準備室		2	3	1
	人権教育室	1	1	1	0
	キャリア教育政策課	3	3	4	1
		3	4	4	0
		27	29	35	6
上下水道局	局長	1	1	1	0
	総務課	4	4	5	1
	営業課	6	6	4	△ 2
	工務課	7	8	10	2
	下水道課	6	7	7	0
		24	26	27	1
本庁小計		334	338	343	5

区分		R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	比較 (R6.4.1比較)
雲南広域連合		3	4	4	0
雲南市・飯南町事務組合		2	2	2	0
雲南市立病院		0	(1)	(2)	1
島根県後期高齢者医療広域連合		2	2	1	△ 1
島根県(人事交流、自治法派遣)		(2)	(2)	(2)	0
一財)地域活性化センター		1	1		△ 1
一財)雲南市観光協会			1		△ 1
職員組合専従		1	1	1	0
国土交通省(新規派遣)				1	1
県本部専従(新規休職)				1	1
派遣等小計		9	11	10	△ 1

区分		R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	比較 (R6.4.1比較)
大東総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課	5	5	5	0
	市民福祉課	10	10	10	0
		16	16	16	0
加茂総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課	6	6	4	△ 2
	市民福祉課	5	5	5	0
		12	12	10	△ 2
木次総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課	5	5	5	0
	市民福祉課	4	4	4	0
		10	10	10	0
三刀屋総合C	所長	1	1	1	0
	自治振興課	4	5	5	0
	市民福祉課	6	6	6	0
		11	12	12	0
吉田総合C	所長	1	1	1	0
	市民サポート課	9	9	9	0
		10	10	10	0
掛合総合C	所長	1	1	1	0
	市民サポート課	9	9	9	0
		10	10	10	0
総合C小計		69	70	68	△ 2
本庁＋派遣等＋総合C計		412	419	421	2

区分		R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	比較 (R6.4.1比較)
保育所	木次こども園	20	20	24	4
	斐伊保育所	10	10	保育業務委託	△ 10
	吉田保育所	3	3	休所	△ 3
	田井保育所	5	4	6	2
		38	37	30	△ 7
幼稚園	大東こども(幼稚)園	4	3	6	3
	西こども(幼稚)園	3	3	4	1
	佐世幼稚園	2	2	休園	△ 2
	海潮こども(幼稚)園	3	3	3	0
	斐伊こども(幼稚)園	5	4	6	2
	寺領幼稚園	2	2	休園	△ 2
	三刀屋こども(幼稚)園	5	5	7	2
		24	22	26	4
保育所＋幼稚園		62	59	56	△ 3
合計		474	478	477	△ 1

※()は、兼務または相互派遣で人数にカウントしない

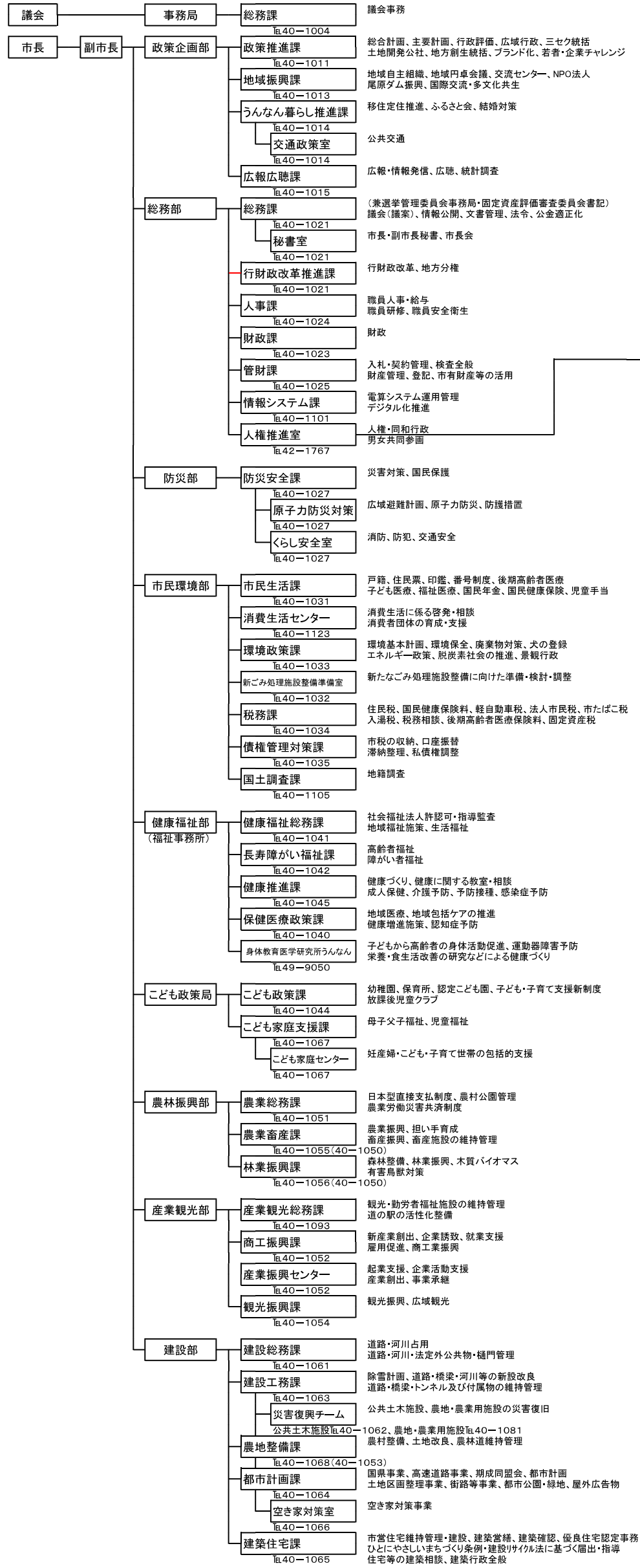
※JRからの出向職員は含まない

※組織機構等の見直しで他課へ移管・統合した室課及び派遣を休止した団体等は⇒



令和7年度 雲南市組織・機構図(令和7年4月1日現在)

本庁(代表ℒ0854-40-1000)※市外局番は全て0854-



8. 令和7年度雲南市当初予算の概要

1 一般会計の予算規模等

一般会計予算規模	311億2,000万円	対前年度	△18億1,000万円	(△5.5%)
主な歳入				
市税	38億9,000万円	対前年度	+1億8,504万円	(+5.0%)
地方交付税等 (R7:臨時財政対策債の発行なし)	129億5,000万円	対前年度	△2億3,500万円	(△1.8%)
地方債 (R7:臨時財政対策債の発行なし)	27億7,770万円	対前年度	△10億5,810万円	(△27.6%)
財政調整・減債基金繰入金	16億円	対前年度	0万円	(増減なし)
主な歳出				
普通建設事業費	27億9,771万円	対前年度	△11億5,788万円	(△29.3%)
災害復旧費	15億7,709万円	対前年度	△10億3,714万円	(△39.7%)
公債費	42億1,388万円	対前年度	+2億1,255万円	(+5.3%)
補助費等(一部事務組合等負担金、各種負担金、補助金等)	64億7,432万円	対前年度	+1,185万円	(+0.2%)
繰出金	19億6,759万円	対前年度	+3,419万円	(+1.8%)
人件費	45億2,930万円	対前年度	△2,638万円	(△0.6%)
扶助費	40億9,510万円	対前年度	+2億897万円	(+5.4%)

2 主要事業

エネルギー価格・物価高騰対策	299,100 千円
定額減税不足額臨時給付金	188,800 千円
プレミアムカタログ販路開拓等物価高騰対応支援事業	34,700 千円
医療、福祉施設等電力等価格高騰対策支援事業	20,071 千円
中小企業者等物価高騰対応支援事業	20,363 千円
宿泊・観光消費喚起物価高騰支援事業	11,870 千円 ほか
災害からの復旧・復興	3,033,396 千円
災害復旧費	1,577,085 千円
うち市道多久和六重線災害復旧事業	686,200 千円
うち大仁農道災害復旧事業	202,000 千円
《R6予算：繰越明許費(災害関連工事含む)》	1,456,311 千円
01. みんなが主役の自治のまち《協働/自治/コミュニティ》	
地域づくり活動等交付金	323,119 千円
共助インフラ補完創出事業	46,641 千円
【普通建設事業】	
幡屋交流センター整備事業	136,356 千円
02. どこでも安心して暮らせるまち《交通/インフラ/土地利用/防災》	
原子力災害対策事業	24,301 千円
都市計画調査事業	4,600 千円
【普通建設事業】	
道路構造物長寿命化事業	180,400 千円
公営住宅建設得事業	177,768 千円
交付金活用除雪車回転場整備事業	18,800 千円

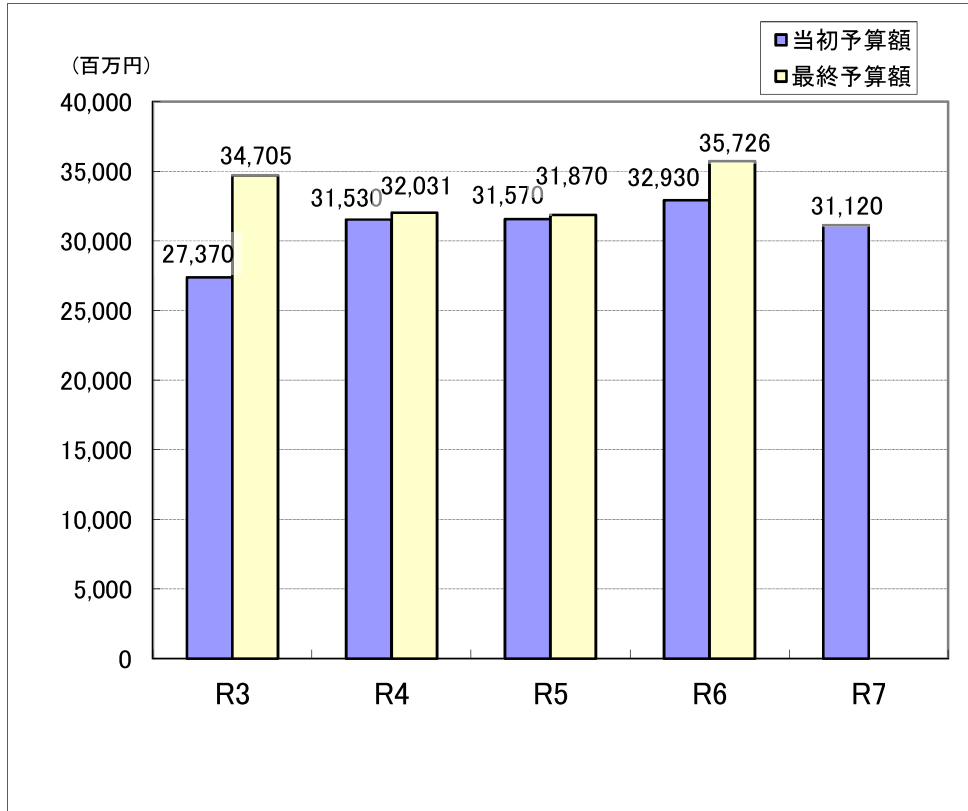
03. みんながずっと元気なまち《保健/医療/福祉》	
予防接種事業	162,996 千円
高齢者補聴器購入費補助金	1,400 千円
04. みんなで子どもを育てるまち《結婚/出産/子育て》	
子ども医療費助成事業	172,518 千円
放課後児童対策事業（委託）	115,006 千円
斐伊保育所保育業務委託事業	80,170 千円
地域子育て支援センター事業（委託）	33,021 千円
05. 人の輪が広がるまち《移住定住/人材還流/関係人口》	
高校卒業生とのつながり創出事業	12,578 千円
地域おこし協力隊（空き家対策）配置事業	3,552 千円
06. 心の豊かさを実感できるまち《スポーツ/文化》	
全国高等学校総合体育大会事業	76,524 千円
【普通建設事業】	
文化施設大規模改修事業	788,500 千円
07. ふるさとを学び育つまち《教育》	
教育魅力化推進事業	55,460 千円
木次中学校建設準備事業	13,108 千円
不登校児童生徒等の学び継続事業	3,083 千円
【普通建設事業】	
小学校施設整備事業	60,611 千円
08. チャレンジが生まれるまち《人材の育成・確保》	
企業チャレンジの推進に関する事業補助金	40,945 千円
地域おこし協力隊（起業型）配置事業	24,420 千円
09. みんながみんなを大切にするまち《平和と人権/多様性の尊重/多文化共生》	
困難な問題を抱える女性支援推進等事業	3,799 千円
10. 挑戦し活力を産みだすまち《農林業・商工業/経済》	
企業立地促進対策事業	103,615 千円
森林整備・木材利用促進等事業	53,425 千円
地域おこし協力隊（畜産振興）配置事業	4,420 千円
11. みんなのたからを誇るまち《観光/ブランディング》	
雲南市観光協会補助金	49,391 千円
【普通建設事業】	
菅谷たたら山内保存修理事業	24,820 千円
12. 自然の恵みがめぐるまち《自然環境/エネルギー/循環型農業》	
地域おこし協力隊（環境対策）配置事業	4,896 千円
その他	
ふるさと納税推進事業	262,980 千円
参議院議員選挙（人件費含む）	39,800 千円
公共施設小規模修繕事業	20,000 千円

一般会計予算額の推移

(単位:百万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7
当初予算額	27,370	31,530	31,570	32,930	31,120
対前年増減率	-6.8%	15.2%	0.1%	4.3%	-5.5%
最終予算額	34,705	32,031	31,870	35,726	
対前年増減率	-5.8%	-7.7%	-0.5%	12.1%	

※ R6の最終予算額は、3月補正後の金額

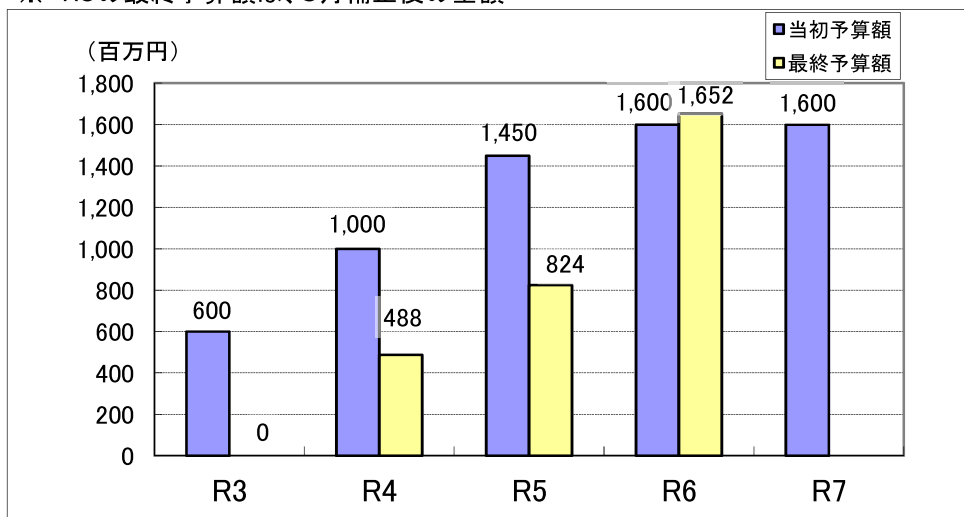


財政調整基金・減債基金繰入額の推移

(単位:百万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7
当初予算額	600	1,000	1,450	1,600	1,600
対前年増減率	-27.7%	66.7%	45.0%	10.3%	0.0%
最終予算額	0	488	824	1,652	
対前年増減率	100.0%	皆減	68.9%	100.5%	

※ R5の最終予算額は、3月補正後の金額

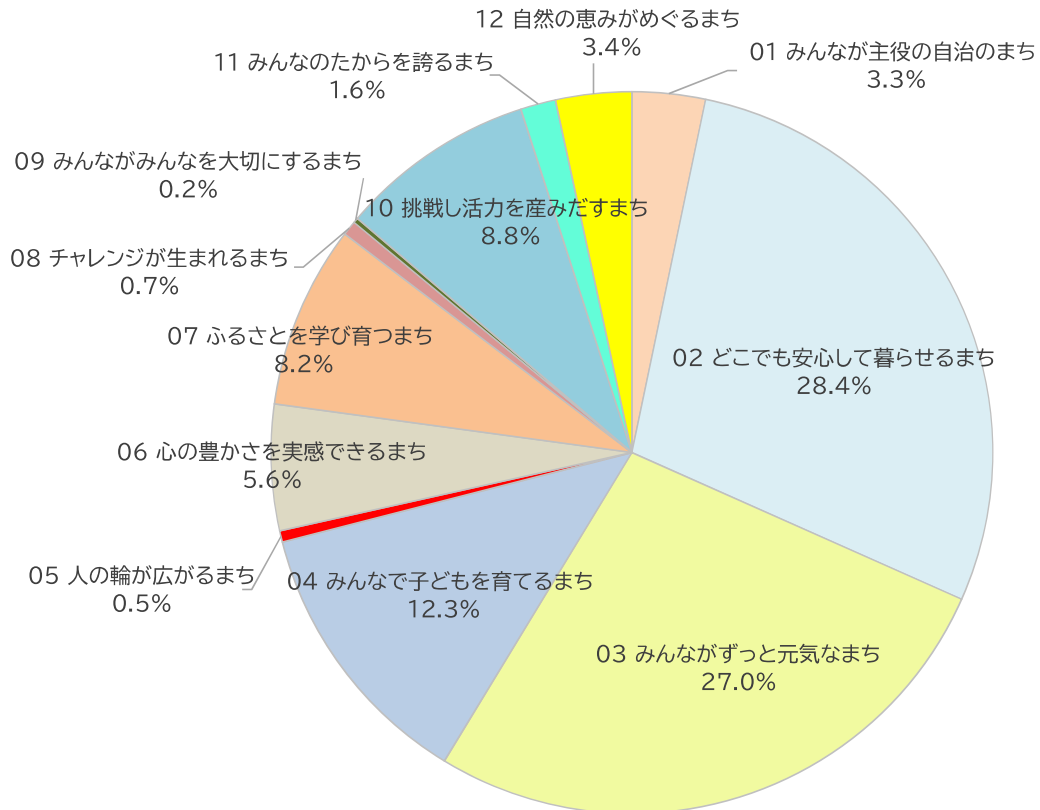


令和7年度当初予算 施策別一覧表 【一般会計】

(単位：千円)

No.	施策名		R 7当初予算		構成比	
			事業費	一般財源	事業費	一般財源
01	みんなが主役の自治のまち	(協働/自治/コミュニティ)	686,126	140,712	3.3%	1.3%
02	どこでも安心して暮らせるまち	(交通/インフラ/土地利用/防災)	5,937,300	3,194,778	28.4%	28.5%
03	みんながずっと元気なまち	(保健/医療/福祉)	5,657,153	3,748,261	27.0%	33.4%
04	みんなで子どもを育てるまち	(結婚/出産/子育て)	2,575,770	1,188,894	12.3%	10.6%
05	人の輪が広がるまち	(移住定住/人材還流/関係人口)	107,093	27,573	0.5%	0.2%
06	心の豊かさを実感できるまち	(スポーツ/文化)	1,177,952	293,106	5.6%	2.6%
07	ふるさとを学び育つまち	(教育)	1,714,739	1,122,225	8.2%	10.0%
08	チャレンジが生まれるまち	(人材の育成・確保)	139,732	43,188	0.7%	0.4%
09	みんながみんなを大切にすまち	(平和と人権/多様性の尊重/多文化共生)	46,980	34,818	0.2%	0.3%
10	挑戦し活力を産みだすまち	(農林業・商工業/経済)	1,837,785	512,444	8.8%	4.6%
11	みんなのたからを誇るまち	(観光/ブランディング)	330,173	198,411	1.6%	1.8%
12	自然の恵みがめぐるまち	(自然環境/エネルギー/循環型農業)	731,752	712,127	3.4%	6.3%
12施策 計			20,942,555	11,216,537	100.0%	100.0%
-	公債費		4,213,931	4,044,650		
-	職員等人件費ほか共通		5,782,965	4,506,512		
00. 共通 計			9,996,896	8,551,162		
99	議会、監査委員会、公平委員会、選挙		180,549	158,461		
99. 施策枠外 計			180,549	158,461		
合 計			31,120,000	19,926,160		

令和7年度一般会計当初予算 施策別(12施策)事業費構成比



令和7年度 会計別当初予算額一覧

(単位：千円、%)

会 計 名	R 7年度予算額	R 6年度予算額	増 減	増減率	備 考
一般会計	31,120,000	32,930,000	△ 1,810,000	△ 5.5	
国民健康保険事業特別会計	4,107,000	4,088,000	19,000	0.5	
後期高齢者医療事業特別会計	1,273,000	1,258,000	15,000	1.2	
農業労働災害共済事業特別会計	5,700	5,600	100	1.8	
財産区特別会計	800	432	368	85.2	
計	36,506,500	38,282,032	△ 1,775,532	△ 4.6	

令和7年度一般会計当初予算款別集計表

歳 入

(単位：千円、%)

款	R 7年度予算額		R 6年度予算額		増減	
	A	構成比	B	構成比	A－B	増減率
5 市 税	3,890,004	12.5	3,704,969	11.3	185,035	5.0
10 地 方 譲 与 税	373,000	1.2	256,000	0.8	117,000	45.7
15 利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	3,000	0.0	0	0.0
17 配 当 割 交 付 金	18,000	0.1	16,000	0.0	2,000	12.5
18 株式等譲渡所得割交付金	28,000	0.1	18,000	0.0	10,000	55.6
20 地 方 消 費 税 交 付 金	850,000	2.7	850,000	2.6	0	0.0
31 自動車税環境性能割交付金	23,000	0.1	21,000	0.1	2,000	9.5
32 法 人 事 業 税 交 付 金	75,000	0.2	72,000	0.2	3,000	4.2
35 地 方 特 例 交 付 金	20,000	0.1	159,200	0.5	△ 139,200	△ 87.4
40 地 方 交 付 税	12,950,000	41.6	13,165,000	40.0	△ 215,000	△ 1.6
普 通 交 付 税	11,600,000	37.3	11,815,000	35.9	△ 215,000	△ 1.8
特 別 交 付 税	1,350,000	4.3	1,350,000	4.1	0	0.0
45 交通安全対策特別交付金	3,000	0.0	3,500	0.0	△ 500	△ 14.3
50 分 担 金 及 び 負 担 金	250,365	0.8	245,991	0.7	4,374	1.8
55 使 用 料 及 び 手 数 料	267,610	0.9	259,566	0.8	8,044	3.1
60 国 庫 支 出 金	3,421,083	11.0	3,704,672	11.3	△ 283,589	△ 7.7
65 県 支 出 金	2,297,847	7.4	2,922,625	8.9	△ 624,778	△ 21.4
70 財 産 収 入	36,968	0.1	23,181	0.1	13,787	59.5
75 寄 附 金	538,240	1.7	536,040	1.6	2,200	0.4
80 繰 入 金	2,539,427	8.2	2,623,280	8.0	△ 83,853	△ 3.2
うち財調・減債基金繰入金	1,600,000	5.1	1,600,000	4.9	0	0.0
85 繰 越 金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
90 諸 収 入	747,756	2.4	500,176	1.5	247,580	49.5
95 市 債	2,777,700	8.9	3,835,800	11.6	△ 1,058,100	△ 27.6
うち臨時財政対策債	0	0.0	20,000	0.1	△ 20,000	皆減
歳 入 合 計	31,120,000	100.0	32,930,000	100.0	△ 1,810,000	△ 5.5

歳 出

(単位：千円、%)

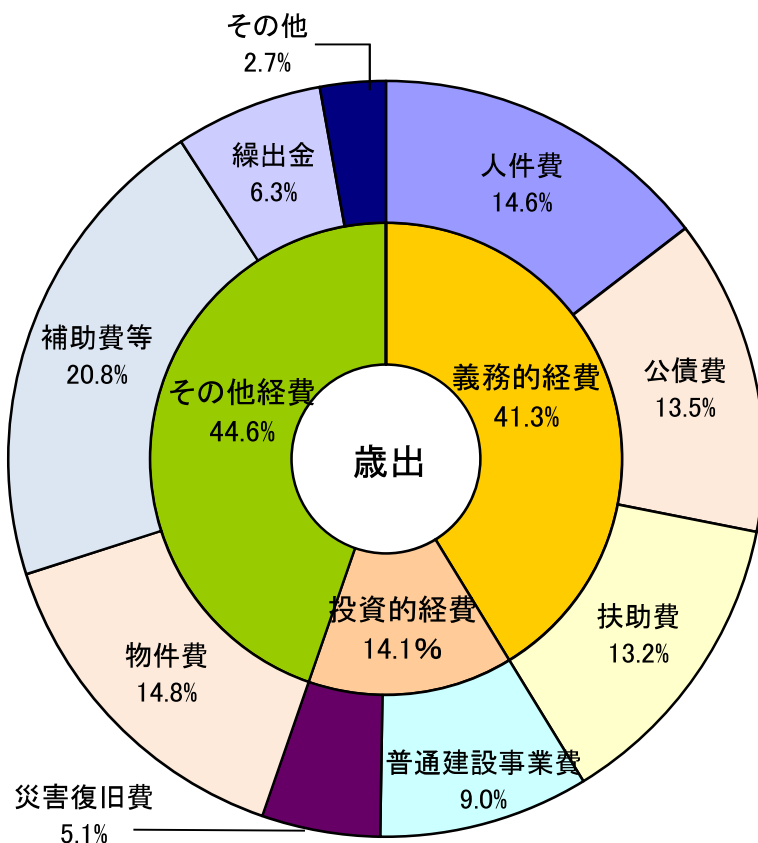
款	R 7 年度予算額		R 6 年度予算額		増減	
	A	構成比	B	構成比	A - B	増減率
5 議 会 費	194,202	0.6	186,996	0.6	7,206	3.9
10 総 務 費	4,780,145	15.4	5,026,219	15.3	△ 246,074	△ 4.9
15 民 生 費	7,162,031	23.0	7,222,377	21.9	△ 60,346	△ 0.8
20 衛 生 費	3,812,315	12.3	3,689,161	11.2	123,154	3.3
25 労 働 費	67,122	0.2	73,307	0.2	△ 6,185	△ 8.4
30 農 林 水 産 業 費	2,013,472	6.5	2,041,402	6.2	△ 27,930	△ 1.4
35 商 工 費	615,851	2.0	764,946	2.3	△ 149,095	△ 19.5
40 土 木 費	2,200,174	7.1	2,665,448	8.1	△ 465,274	△ 17.5
45 消 防 費	979,189	3.1	969,051	3.0	10,138	1.0
50 教 育 費	3,484,483	11.2	3,655,485	11.1	△ 171,002	△ 4.7
55 災 害 復 旧 費	1,577,085	5.1	2,614,228	7.9	△ 1,037,143	△ 39.7
60 公 債 費	4,213,931	13.5	4,001,380	12.2	212,551	5.3
うち繰上償還金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
65 諸 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	—
70 予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0
歳出合計	31,120,000	100.0	32,930,000	100.0	△ 1,810,000	△ 5.5

災害復旧を除く比較	29,542,915	30,315,772	△ 772,857	△ 2.5
-----------	------------	------------	-----------	-------

令和7年度 一般会計当初予算性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

区分	R 7年度予算額		R 6年度予算額		増減	
	A	構成比	B	構成比	A - B	増減率
義務的経費	12,838,279	41.3	12,443,138	37.8	395,141	3.2
人件費	4,529,298	14.6	4,555,679	13.8	△ 26,381	△ 0.6
公債費	4,213,881	13.5	4,001,330	12.2	212,551	5.3
扶助費	4,095,100	13.2	3,886,129	11.8	208,971	5.4
投資的経費	4,374,794	14.1	6,569,819	20.0	△ 2,195,025	△ 33.4
普通建設事業費	2,797,709	9.0	3,955,591	12.0	△ 1,157,882	△ 29.3
災害復旧費	1,577,085	5.1	2,614,228	8.0	△ 1,037,143	△ 39.7
その他の経費	13,906,927	44.6	13,917,043	42.2	△ 10,116	△ 0.1
物件費	4,591,574	14.8	4,567,887	13.9	23,687	0.5
補助費等	6,474,321	20.8	6,462,469	19.6	11,852	0.2
維持補修費	239,503	0.8	256,726	0.8	△ 17,223	△ 6.7
積立金	593,937	1.9	586,557	1.8	7,380	1.3
貸付金	20,000	0.0	90,000	0.2	△ 70,000	△ 77.8
繰出金	1,967,592	6.3	1,933,404	5.9	34,188	1.8
予備費	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0
歳出合計	31,120,000	100.0	32,930,000	100.0	△ 1,810,000	△ 5.5



令和7年度 特別会計繰出金・一部事務組合負担金等予算額一覧

特別会計繰出金

(単位：千円、%)

会 計 名	R 7年度予算額	R 6年度予算額	増 減	増減率
国民健康保険事業特別会計	381,438	334,916	46,522	13.9
後期高齢者医療事業特別会計	756,866	759,494	△ 2,628	△ 0.3
計	1,138,304	1,094,410	43,894	4.0
水道事業会計補助金	399,814	357,334	42,480	11.9
下水道事業会計補助金	1,218,800	1,256,500	△ 37,700	△ 3.0
病院事業会計補助金	836,008	853,140	△ 17,132	△ 2.0
合計	3,592,926	3,561,384	31,542	0.9

一部事務組合等負担金

(単位：千円、%)

一部事務組合名	R 7年度予算額	R 6年度予算額	増 減	増減率
雲南広域連合	1,654,077	1,659,085	△ 5,008	△ 0.3
(一般)	(44,883)	(51,365)	(△ 6,482)	(△ 12.6)
(介護保険)	(829,288)	(838,994)	(△ 9,706)	(△ 1.2)
(消防)	(729,678)	(718,253)	(11,425)	(1.6)
(環境衛生)	(36,829)	(37,067)	(△ 238)	(△ 0.6)
(下水道)	(13,399)	(13,406)	(△ 7)	(△ 0.1)
島根県後期高齢者医療広域連合	32,601	30,265	2,336	7.7
雲南市・飯南町事務組合	920,820	778,724	142,096	18.2
(火葬場分)	(146,455)	(32,908)	(113,547)	(345.0)
(清掃分)	(651,182)	(626,540)	(24,642)	(3.9)
(ケーブルテレビ分)	(123,183)	(119,276)	(3,907)	(3.3)
合計	2,607,498	2,468,074	139,424	5.6

基金充当事業一覧

一般会計

(単位：千円)

基金名	R 7年度 充当額	R 6年度 充当額	増減	充当事業
財政調整基金	800,000	400,000	400,000	財政調整
減債基金	800,000	1,200,000	△ 400,000	地方債元利償還
政策選択基金	498,809	533,402	△ 34,593	寄附によるふるさと政策選択事業 235,829 ふるさと納税推進事業 262,980
地域振興基金	358,559	332,427	26,132	防犯街路灯設置事業補助金 1,840
				コミュニティキャンパス推進事業 4,629
				若者チャレンジ推進事業 14,501
				企業チャレンジ推進事業 2,000
				木次線利活用推進協議会負担金 3,438
				自治会集会所建設費補助金 5,008
				地域づくりイベント補助金 5,400
				移住定住促進事業 5,588
				宅地購入補助金 18,000
				民間賃貸住宅家賃助成事業補助金 3,120
				移住定住促進事業補助金 2,732
				うんなん子育て応援リフォーム事業補助金 3,000
				持続可能型地域推進事業 757
				水の縁推進事業 12,876
				公共交通総務管理事業 3,482
				木次線利用促進事業補助金 1,000
				訪問入浴介護事業補助金 1,000
				特別支援学校通学支援助成金 3,192
				こども家庭センター運営事業 10,483
				保育所保育士確保対策事業費補助金 5,995
				障がい児等保育対策事業補助金 9,663
				健康づくり拠点推進事業 2,894
				訪問診療確保対策事業補助金 400
				訪問看護確保対策事業補助金 600
				人工透析医療通院送迎支援補助金 3,000
				地域運動教室開催事業 1,466
				母子保健推進員事業 743
				不妊治療費助成事業補助金 5,051
				脱炭素社会構築推進事業 439
				商工業活性化支援対策事業補助金 1,420
				商工業振興補助金 28,787
				企業立地促進対策事業 40,211
				起業創業・経営支援事業 2,464
				広域観光インバウンド推進事業 739
				うんなん観光ネットワーク事業 2,052
				日本一さくらのまちづくり事業交付金 8,208
				雲南市観光協会補助金 9,038
				市内高校後援会等補助金 6,360
				学校支援員配置事業 22,111
				おんせんキャンパス運営事業 1,448
				教育魅力化推進事業 16,428
				LD教室運営事業 7,916
				不登校児童生徒等の学び継続事業 1,083
				小学校教材備品整備事業 3,000
				小学校図書活動充実事業 12,416
				中学校教材備品整備事業 3,000
				中学校図書活動充実事業 5,826
				部活動地域指導者活用支援事業 1,335
				地域文化部活動推進事業 439
				地域運動部活動推進事業 688
				社会教育総務管理事業 2,906
				派遣社会教育主事負担金 2,646
				子ども第三の居場所事業 5,554
				文化振興企画運営事業 4,400
				菅谷たたら山内活用事業補助金 9,065
				社会体育総務管理事業 722
				全国高等学校総合体育大会事業 23,499
				国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会事業 1,076
				体育振興企画運営事業 1,425

基金名	R 7年度 充当額	R 6年度 充当額	増減	充当事業	
鉄の道文化圏推進基金	1,500	1,500	0	鉄の道文化圏推進協議会負担金	
大規模事業等基金	13,000	99,000	△ 86,000	木次中学校建設準備事業	
加茂岩倉銅鐸保存施設整備基金	241	593	△ 352	加茂岩倉遺跡管理事業	
木次図書館基金	2,000	2,000	0	木次図書館管理事業（蔵書購入等）	
木次さくらのまちづくり基金	18,019	12,113	5,906	日本一さくらのまちづくり事業 さくらの会交付金	17,719 300
永井隆博士顕彰基金	2,216	2,733	△ 517	永井隆顕彰事業	
鉄の歴史村景観保全基金	5,924	5,709	215	「たたら」を活用した情報発信事業	
場外馬券場対策基金	2,491	2,586	△ 95	場外馬券場交付金事業	
原子力防災基金	36,668	31,217	5,451	デジタル防災無線管理事業 原子力災害対策事業	16,712 19,956
計	2,539,427	2,623,280	△ 83,853		

特別会計

(単位：千円)

基金名	R 7年度 充当額	R 6年度 充当額	増減	充当事業
国民健康保健 財政調整基金	84,400	72,234	12,166	財政調整
農業労働災害共済 財政調整基金	3,722	3,492	230	財政調整
幡屋財産区 財政調整基金	558	429	129	財政調整
計	88,680	76,155	12,525	

主な国庫交付金の充当事業一覧

一般会計

(単位：千円)

交付金名	款	項	目	事業名	充当額	所属課名	事業説明※1
新しい地方経済・生活環境創生交付金	10	5	35	つながり創出・拡大事業	409	政策企画部政策推進課	20
				コミュニティキャンパス推進事業	4,429	政策企画部政策推進課	20
				若者チャレンジ推進事業	14,420	政策企画部政策推進課	20
				企業チャレンジ推進事業	1,760	政策企画部政策推進課	20
				地方創生総合戦略推進事業	200	政策企画部政策推進課	20
				共助インフラ補完創出事業	23,320	政策企画部政策推進課	21
		65		幡屋交流センター整備事業	68,178	大東総合センター自治振興課	62
				高校卒業生とのつながり創出事業	2,767	政策企画部うんなん暮らし推進課	22
				地域づくり活動等交付金	147,704	政策企画部地域振興課	22
	15	5	60	地域女性活躍推進事業	119	総務部人権推進室	26
	25	10	5	人材確保支援事業	500	産業観光部商工振興課	45
	35	5	10	起業創業・経営支援事業	3,093	産業観光部商工振興課	46
				地方創生テレワーク推進事業	1,650	産業観光部商工振興課	46
			15	雲南市観光協会補助金	7,128	産業観光部観光振興課	47
	50	5	10	おんせんキャンパス運営事業	19,498	教育委員会キャリア教育政策課	54
				教育魅力化推進事業	21,807	教育委員会キャリア教育政策課	54
				児童生徒タブレット活用推進事業	14,138	教育委員会学校教育課	55
		25	5	派遣社会教育主事負担金	2,645	教育委員会社会教育課	58
計					333,765		

(単位：千円)

交付金名	款	項	目	事業名	充当額	所属課名	事業説明※1
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	15	5	5	定額減税不足額臨時給付金	188,800	市民環境部税務課	28
			30	高齢者福祉施設電力等価格高騰対策支援事業	3,822	健康福祉部長寿障がい福祉課	31
		5	45	障がい者福祉施設電力等価格高騰対策支援事業	2,058	健康福祉部長寿障がい福祉課	32
		10	5	児童福祉施設電力等価格高騰対策支援事業	10,484	こども政策局こども政策課	37
	20	5	5	医療機関等電力等価格高騰対策支援事業	3,707	健康福祉部保健医療政策課	35
	35	5	10	中小企業者等物価高騰対応支援事業	20,363	産業観光部商工振興課	46
				宿泊・観光消費喚起物価高騰支援事業	11,870	産業観光部観光振興課	46
				誘客促進物価高騰支援事業	3,296	産業観光部観光振興課	46
				プレミアムカタログ販路開拓等物価高騰対応支援事業	34,700	産業観光部商工振興課	46
				大東交流センター管理事業ほか(指定管理料)※2	20,000	大東総合センター自治振興課ほか	-
計					299,100		

※1 事業説明欄：主要事業一覧表の該当ページ

※2 指定管理料の交付金対象：指定管理施設の設備に要した電気、LPガス、燃料油、木質バイオマス燃料であって令和7年度中に支払いがあったものに財源を充当（令和6年度対象と同様）

基金の状況

(単位：千円)

一般会計		令和5年度	令和6年度予算（3月補正後）					令和7年度(当初)				
区分		残高	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み
財政調整基金		1,440,289		500	500		1,440,789		1,000	1,000	800,000	641,789
減債基金		3,139,296		1,000	1,000	1,651,950	1,488,346		2,000	2,000	800,000	690,346
計		4,579,585	0	1,500	1,500	1,651,950	2,929,135	0	3,000	3,000	1,600,000	1,332,135
特定 目的	ふるさとづくり基金	21,870		20	20		21,890		20	20		21,910
	地域福祉基金	315,344		1,200	1,200		316,544		2,000	2,000		318,544
	地域振興基金	3,081,931	2,000	4,000	6,000	347,139	2,740,792		4,000	4,000	358,559	2,386,233
	政策選択基金	574,924	354,300	50	354,350	435,849	493,425	536,620	500	537,120	498,809	531,736
	大規模事業等基金	492,902		2,000	2,000	72,100	422,802		2,000	2,000	13,000	411,802
	鉄の道文化圏推進基金	28,676		20	20	1,500	27,196		20	20	1,500	25,716
	遊学の郷加茂振興基金	75,168		80	80		75,248		80	80		75,328
	加茂岩倉銅鐸保存施設整備基金	82,323		80	80	593	81,810		80	80	241	81,649
	木次図書館基金	18,122		20	20	2,000	16,142		20	20	2,000	14,162
	木次さくらのまちづくり基金	94,920	1,351	300	1,651	12,113	84,458		300	300	18,019	66,739
	木次経済文化会館振興基金	27,165		20	20		27,185		20	20		27,205
	永井隆博士顕彰基金	50,102		50	50	2,733	47,419		50	50	2,216	45,253
	場外馬券場対策基金	62,345	2,586	50	2,636	2,586	62,395	2,491	50	2,541	2,491	62,445
	鉄の歴史村景観保全基金	36,582		50	50	4,621	32,011		50	50	5,924	26,137
	原子力防災基金	54,392	40,000	50	40,050	31,217	63,225	40,000	50	40,050	36,668	66,607
計		5,016,766	400,237	7,990	408,227	912,451	4,512,542	579,111	9,240	588,351	939,427	4,161,466
合計		9,596,351	400,237	9,490	409,727	2,564,401	7,441,677	579,111	12,240	591,351	2,539,427	5,493,601

(単位：千円)

特別会計		令和5年度	令和6年度予算（3月補正後）					令和7年度(当初)				
区分		残高	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み
国民健康保険事業 財政調整基金		368,652		100	100	75,155	293,597		200	200	84,400	209,397
農業労働災害共済 財政調整基金		39,169		7	7	3,492	35,684		7	7	3,722	31,969
幡屋財産区 財政調整基金		9,261		1	1	429	8,833		3	3	558	8,278
合計		417,082	0	108	108	79,076	338,114	0	210	210	88,680	249,644

(単位：千円)

土地開発基金		令和5年度	令和6年度予算（3月補正後）					令和7年度(当初)				
区分		残高	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み	元金積立	利子積立	積立合計	取り崩し	残高見込み
現金		220,962		388	388		221,350	2,313	273	2,586		223,936
土地		315,232			0		315,232			0	2,313	312,919
合計		536,194	0	388	388	0	536,582	2,313	273	2,586	2,313	536,855

令和7年度普通建設事業

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	所属名	補	事業内容	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	過疎	辺地	他起債
防犯街路灯設置事業補助金	防災部くらし安全室		補助金	1,840				1,840	0			
公用車管理事業	総務部管財課			9,110					9,110			
交通安全施設整備事業	防災部くらし安全室			4,000					4,000			
自治会集会所建設費補助金	政策企画部地域振興課		補助金	5,008				5,008	0			
幡屋交流センター整備事業	大東総合センター自治振興課	補		136,356	68,178		68,100		78	68,100		
宅地購入補助金	政策企画部うんなん暮らし推進課		補助金	18,000				18,000	0			
民間賃貸住宅家賃助成事業補助金	政策企画部うんなん暮らし推進課		補助金	3,120				3,120	0			
うんなん子育て応援リフォーム事業補助金	政策企画部うんなん暮らし推進課		補助金	3,000				3,000	0			
市民バス整備事業	政策企画部うんなん暮らし推進課			33,330			31,700	756	874	31,700		
電源立地地域対策事業	政策企画部地域振興課			8,541		8,541			0			
高齢者補聴器購入費補助金	健康福祉部保健医療政策課		補助金	1,400				1,400	0			
保育所施設修繕事業	こども政策局こども政策課			25,568			22,700		2,868	22,700		
新エネルギー機器導入補助金	市民環境部環境政策課		補助金	2,960		1,760		1,200	0			
飲料水確保事業補助金	市民環境部環境政策課		補助金	1,000					1,000			
ごみ集積施設整備費補助金	市民環境部環境政策課		補助金	320					320			
農作物鳥獣被害対策事業補助金	農林振興部林業振興課		補助金	5,600					5,600			
農業担い手フォローアップ事業補助金	農林振興部農業畜産課		補助金	6,900					6,900			
水田園芸拠点づくり事業費補助金	農林振興部農業畜産課		補助金	28,290		14,145			14,145			
担い手経営発展支援事業費補助金	農林振興部農業畜産課		補助金	27,468		27,468			0			
死亡獣畜収集運搬車輻更新事業補助金	農林振興部農業畜産課		補助金	6,866			6,800		66	6,800		
雲南中央地区中山間地域農業農村総合整備事業負担金	建設部農地整備課		県事業負担金	41,700			36,500	5,150	50	32,500		4,000
農地有効利用支援整備事業	建設部農地整備課			6,700		3,350		1,340	2,010			
農業水路等長寿命化・防災減災事業	建設部農地整備課	補		125,600		117,400	7,000	330	870			7,000
県営ほ場整備事業負担金	建設部農地整備課		県事業負担金	40,150			39,400		750	39,400		
県営ため池整備事業負担金	建設部農地整備課		県事業負担金	9,350			8,400		950			8,400
市単土地改良補助金	建設部農地整備課		補助金	1,000					1,000			
県営農道整備事業負担金	建設部農地整備課		県事業負担金	36,400			35,300		1,100	26,000		9,300
森林整備・木材利用促進等事業	建設部建設工務課			3,000					3,000			
森林環境保全整備事業負担金	農林振興部林業振興課		県事業負担金	2,000					2,000			
公有林整備事業	農林振興部林業振興課			3,705		1,902		681	1,122			
公社造林受託事業	農林振興部林業振興課			3,587				3,547	40			
林地崩壊防止事業	建設部農地整備課			39,000		19,500	15,600	3,900	0			15,600
観光施設整備事業	産業観光部産業施設課			6,008					6,008			
交付金活用道路修繕事業	建設部建設工務課	補		50,000	27,930		17,900		4,170			17,900
交付金活用交通安全道路環境整備事業	建設部建設工務課	補		6,000	3,420		1,100		1,480			1,100
道路施設整備事業	建設部建設工務課			33,600			33,600		0		10,000	23,600
交付金活用通学路道路整備事業	建設部建設工務課	補		20,000	12,540		6,500		960			6,500
道路安全対策事業	建設部建設工務課	補		21,000		20,000			1,000			
交付金道路整備事業	建設部建設工務課	補		101,000	62,700		38,300		0	38,300		
起債道路整備事業	建設部建設工務課			157,550			157,500		50			157,500
市道道路整備事業	建設部建設工務課			700					700			

(単位：千円)

事業名	所属名	補	事業内容	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	過疎	辺地	他起債
国道整備関連事業	建設部都市計画課			1,000					1,000			
国道・県道整備事業負担金	建設部都市計画課		県事業負担金	3,000					3,000			
道路構造物長寿命化事業	建設部建設工務課	補		180,400	110,352		56,000		14,048			56,000
除雪機械整備事業	建設部建設工務課	補		38,720	25,520		13,200		0	13,200		
交付金活用除雪車回転場整備事業	建設部建設工務課	補		18,800		17,800	1,000		0	1,000		
急傾斜地崩壊対策事業負担金	建設部都市計画課		県事業負担金	30,000			22,000	6,800	1,200			22,000
県河川浄化事業	建設部建設工務課			26,000		13,000		1,000	12,000			
一般職	総務部人事課			179,216					179,216			
公園施設整備事業	建設部都市計画課	補		72,000	35,500		36,500		0	36,500		
木造住宅耐震化等促進事業補助金	建設部建築住宅課	補	補助金	3,800	1,900	950			950			
ブロック塀等安全確保事業補助金	建設部建築住宅課	補	補助金	792	396	198			198			
土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金	建設部建築住宅課		補助金	1,700		850			850			
公営住宅建設事業	建設部建築住宅課	補		177,768	48,960		127,400		1,408			127,400
公営住宅整備事業（人件費）	総務部人事課			10,145					10,145			
消防施設整備費補助金	防災部くらし安全室		補助金	700					700			
防火水槽整備事業	防災部くらし安全室			12,000			11,400	600	0			11,400
消防機器整備事業	防災部くらし安全室			44,178			39,900	600	3,678			39,900
スクールバス整備事業	教育委員会教育総務課	補		12,352	3,900		8,400		52	8,400		
小学校施設整備事業	教育委員会教育総務課	補		60,611	2,400		20,600	11,450	26,161	20,600		
中学校施設整備事業	教育委員会教育総務課			6,100			4,100		2,000	4,100		
幼稚園施設整備事業	こども政策局こども政策課			10,626			9,700		926	9,700		
文化施設大規模改修事業	教育委員会スポーツ文化振興室			788,500			675,600	112,887	13	675,600		
文化財保存事業補助金	教育委員会文化財課		補助金	1,472					1,472			
菅谷たたら山内保存修理事業	教育委員会文化財課	補		24,820	12,400	3,100	9,300		20	9,300		
菅谷たたら山内防災整備事業	教育委員会文化財課	補		9,040	5,863	789	2,300		88	2,300		
大東学校給食管理事業	教育委員会大東給食センター			16,103			14,500		1,603	14,500		
学校給食センター配送車輛更新事業	教育委員会教育総務課			9,982			9,200		782	9,200		
その他普通建設事業				21,157	2,165		200	870	17,422	200		
合 計				2,797,709	424,124	250,753	1,587,700	183,479	351,153	1,070,100	10,000	507,600

【財産区特別会計】

(単位：千円)

事業名	所属名	補	事業内容	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	過疎	辺地	他起債
財産区事業負担金	大東総合センター自治振興課			385				385	0			
合 計				385	0	0	0	385	0	0	0	0

9. 特別職等報酬の状況

R7.4.1 現在

区 分		報 酬 の 額
市 長		月額 890,000円
副 市 長		月額 721,000円
教 育 長		月額 639,000円
監査委員	識見を有する者から専任された委員	月額 70,000円
	議会の議員から専任された委員	月額 30,000円
公平委員会	委員長である委員	日額 9,000円
	その他の委員	日額 8,000円
農業委員会	会長である農業委員	基本額 月額 30,000円 実績額 農地利用の最適化に係る成果の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	会長職務代理者である農業委員	基本額 月額 27,000円 実績額 農地利用の最適化に係る成果の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	その他の農業委員	基本額 月額 23,000円 実績額 農地利用の最適化に係る成果の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用最適化推進委員	基本額 月額 16,200円 実績額 農地利用の最適化に係る成果の実績に応じ、予算の範囲内で市長が定める額
固定資産評価 審査委員会	委員長である委員	日額 8,000円
	その他の委員	
選挙管理委員 会の委員	委員長である委員	月額 40,000円
	その他の委員	月額 20,000円
選 挙 長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じて、当該各号に定める額
開票管理者		
投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票管理者		
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
開票立会人及び選挙立会人		

区 分		報 酬 の 額
保育所嘱託医	嘱託医	1 保育所（園）につき 年額 56,000 円以内 園児 1 人につき 年額 100 円
	歯科嘱託医	1 保育所（園）につき 年額 56,000 円以内 園児 1 人につき 年額 100 円
教育委員会の委員		月額 40,000 円
社会教育委員		年額 17,000 円以内
学校医		1 校につき 年額 56,000 円以内 児童生徒 1 人につき 年額 100 円以内
学校歯科医		1 校につき 年額 56,000 円以内 児童生徒 1 人につき 年額 100 円以内
学校薬剤師		1 校につき 年額 20,000 円以内
身体教育医学研究所 うなんん運営委員	運営委員長	日額 30,000 円
	運営委員（学識経験者、 医師会代表者、医療機関 代表者、研究機関代表 者）	日額 20,000 円
	運営委員（社会福祉法 人代表者、行政関係者、 その他市長が必要と認め る者）	日額 6,800 円
執行機関の附属機関として置かれる審査 会、審議会（ただし、雲南圏域 1 市 2 町障 害支援区分認定審査会委員を除く。）及び 調査会等の委員並びに専門委員		勤務 1 日につき 10,000 円以内
雲南圏域 1 市 2 町障害支援区分認定審査 会委員		勤務 1 日につき 13,000 円以内
前項までに掲げる者以外の地方公務員法 第 3 条第 3 項第 2 号又は第 3 号該当する者		予算の範囲内で市長が定める額とする。

1 8. 雲南市の行財政改革の主な取り組み（R 元～R6）

I. 推進体制

- 行財政改革推進本部の設置
- 行財政改革推進プロジェクトチームの設置
- 雲南市行財政改革審議会（諮問機関）の設置
 - 第1期 委員任期：平成29年6月～平成31年5月（委員13名）
 - ・公共施設等総合管理計画実施方針案の審議、答申
 - ・公共施設等総合管理計画実施方針に基づく行動計画の審議
 - 第2期 委員任期：令和元年6月～令和3年5月（委員13名）
 - ・雲南市行財政改革実施計画（令和2年度～令和6年度）の審議
 - 第3期 委員任期：令和3年6月～令和5年5月（委員13名）
 - ・雲南市行財政改革実施計画（令和2年度～令和6年度）の審議
 - ・公共施設等総合管理計画実施方針（第2次）案の審議、答申
 - 第4期 委員任期：令和5年6月～令和7年5月（委員14名）
 - ・公の施設に係る使用料の改定（案）の審議
 - ・使用料減免の取扱い方針案の審議

II. 取組事項

1. 方針・計画等の策定

- （1）行財政改革実施計画（第4次：令和2年度～令和6年度）
 - ・計画の策定：令和元年度
 - ・65取組み項目を設定
- （2）公共施設等総合管理計画
 - ・計画の策定：平成27年度
 - ・計画実施方針（第1次：平成30年度～令和3年度）の策定：平成29年度
 - ・計画実施方針（第1次）に基づく行動計画表の作成：平成30年度
 - ・計画実施方針（第2次：令和4年度～令和7年度）の策定：令和4年度

2. 事務事業の再編整理

- （1）行政評価制度
 - ・総合計画に基づく施策推進と進行管理
- （2）補助金
 - ・補助金審査委員会の設置、次年度予算編成に際し、補助金審査を実施

3. 民間委託の推進

- （1）公の施設の管理
 - ・指定管理者制度の導入（110協定：令和6年4月1日現在）
 - ・公共施設等総合管理計画の策定
- （2）公の施設の使用料

- ・使用料改定：令和元年 10 月改定
- ・使用料減免基準の見直し：平成 31 年 4 月

(3) 保育業務委託

- ・加茂こども園：令和 3 年 4 月～

※令和 6 年 4 月現在 5 施設を業務委託

(4) 地域包括支援センター

- ・地域包括支援センター業務を雲南市社会福祉協議会へ委託：平成 31 年 4 月～

4. 定員管理、人件費の抑制

(1) 定員管理計画

区分	開始年度（令和 6 年）	目標年度（令和 8 年）
職員数	478 人	475 人

【職員数の推移】4 月 1 日現在（市立病院を除く）(人)

区 分	(参考) H16 年	R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年
対前年	-	▲16	▲2	▲5	11	0	6
累 計	-	▲197	▲199	▲204	▲193	▲193	▲187
職員数	665	468	466	461	472	472	478

(2) 給与等人件費の抑制

- ・財源確保を図るため、令和元年度まで独自の給与減額を継続実施した。

R 元年度	給料月額	市 長▲10% 教育長▲ 5%	副市長▲ 7% 一般職（管理職）▲ 1%
-------	------	--------------------	-------------------------

5. 権限移譲の推進

(1) 権限移譲

- ・県「市町村への権限移譲計画」の移譲項目の受入体制を検討

6. 組織機構の見直し

(1) 部・課・室・出先機関の再編、統合

【部局等数の推移】4 月 1 日現在

	本庁		総合センター		議会	行政委員会		幼稚園、 保育所、 こども園
	部・局	課・室		課			課・室	
R1	10	41	6	12	1	3(6)	6	14
R2	10	44	6	12	1	3(6)	6	12
R3	10	45	6	12	1	3(6)	6	11
R4	10	46	6	12	1	3(6)	7	11
R5	10	47	6	10	1	3(6)	7	11
R6	10	47	6	10	1	3(6)	8	11

※専任の正職員がいる組織のみ計上

(幼稚園等については業務委託、休園施設については含まない)
 ※行政委員会の()は実質の委員会数

(2) 人事評価制度・人材育成

- ・能力評価・業績評価制度実施
- ・人事評価の管理職勤勉手当への反映：令和元年度
- ・職員提案制度

7. 財政運営の見直し

(1) 計画的な財政運営

- ・中期財政計画に基づく計画的な財政運営

(2) 公債費負担の抑制

- ・地方債償還金の繰上償還による実質公債費比率の抑制

【繰上償還実施額】

R1	10 百万円	R2	- 百万円	R3	- 百万円
R4	522 百万円	R5	427 百万円	R6	500 百万円

(3) 歳入の確保

【税等の徴収率】

年度	現年(%)	滞納分(%)	滞納繰越額(千円)
平成 30 年度	99.58	47.67	49,198
令和元年度	99.46	37.85	53,678
令和 2 年度	99.30	35.66	65,048
令和 3 年度	99.60	46.86	48,502
令和 4 年度	99.42	32.61	56,182
令和 5 年度	99.56	38.58	51,601

(4) 歳入の見直し

- ・市報うんなん、市ホームページ、固定資産税納税通知書送付用封筒等への広告掲載による収入
- ・職員駐車場の有料化
- ・窓口手数料の見直し：令和 2 年度

8. 公営企業関係

(1) 定員管理

- ・市定員管理計画により実施

(2) 水道事業

- ・簡易水道の公営企業会計化（上水道へ経営統合）：平成 29 年度
- ・水道料金の改定：平成 29 年度

(3) 下水道事業

- ・公共下水道事業の公営企業会計化：令和 2 年度

- ・下水道使用料の改定：令和4年度

9. 情報公開の推進

(1) 市政懇談会

年度	開催時期	会場数	参加者数
令和元年度	7月～8月	6会場	405人
令和2年度	実施なし		
令和3年度	市長との意見交換会 11回		
令和4年度	市長との意見交換会 17回 219人		
令和5年度	市長との意見交換会 19回 239人		
令和6年度	6月～7月	6会場	222人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は中止。

(2) 市政への提案箱

令和3年度	48件
令和4年度	65件
令和5年度	45件
令和6年度	38件

(3) パブリックコメント制度

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	13件	5件	2件	6件	8件	9件

※令和6年度実施分(9件)

雲南市立木次中学校改築事業の建設候補地(案)に関する意見募集
 第3次雲南市総合計画基本計画(案)
 雲南市DX推進計画(案)
 第3期雲南市子ども・子育て支援事業計画(案)
 第3次雲南市男女共同参画計画(案)
 第5次雲南市総合保健福祉計画(案)
 第5次雲南市健康増進実施計画(案)
 第4次雲南市食育推進計画(案)
 第3次雲南市産業振興ビジョン(案)

(4) 予算の公表

- ・市民向け予算書「よくわかる予算説明書」の作成
- ・予算編成方針、予算編成過程の公表(当初予算)

19. 公の施設の管理の状況

公の施設の管理状況（令和7年4月1日現在）

○公の施設の増減

管理の分類	施設数
令和6年4月1日現在の施設数 ①	271
新設施設 ②	1
廃止施設 ③	1
譲渡施設 ④	2
令和7年4月1日現在の施設数 （ ①+②-③-④ ）	269

○管理の状況

管理の分類	施設数
指定管理者による管理	130
直営による管理	139

○指定管理の状況・・・130施設

施設の分類	施設数
集会・貸館・交流センター施設	47
観光・温浴・宿泊施設	12
農林・畜産施設	9
ホール施設	3
体育施設	6
その他施設	53

指定管理者の種別分類	施設数
株式会社・有限会社(市の出資がある団体)	15
株式会社・有限会社(上記以外の団体)	13
財団法人・社団法人	22
公共団体	0
公共的団体	78
NPO 法人	2

市民環境部

1.人口・世帯の状況

区 分	雲南市 (旧大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町)				
	世帯数	人口	男	女	
平成7年 (1995) 国勢調査	12,722	48,248	23,268	24,980	
平成12年 (2000) 国勢調査	12,960	46,323	22,346	23,977	
平成17年 (2005) 国勢調査	12,990	44,403	21,289	23,114	
平成20年 登 録 (20.4.1現在)	13,601	44,560	21,478	23,082	
平成25年 登 録 (25.4.1現在)	13,782	※41,898	20,064	21,834	※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末以降から住民基本台帳登録数には、外国人住民の数が含まれています。(7月末外国人：218人)
平成26年 登 録 (26.1.1現在)	13,785	41,566	19,933	21,633	※住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳年報の調査対象期日が1月1日に変更となったため平成26年より1月1日で記載する。
平成30年 登 録 (30.1.1現在)	13,838	39,234	18,876	20,358	
平成31年 登 録 (31.1.1現在)	13,786	38,479	18,557	19,922	
令和2年 登 録 (2.1.1現在)	13,748	37,720	18,192	19,528	
令和3年 登 録 (3.1.1現在)	13,711	37,102	17,889	19,213	
令和4年 登 録 (4.1.1現在)	13,604	36,373	17,549	18,824	
令和5年 登 録 (5.1.1現在)	13,589	35,738	17,231	18,507	
令和6年 登 録 (6.1.1現在)	13,570	35,085	17,011	18,074	
令和7年 登 録 (7.1.1現在)	13,557	34,426	16,668	17,758	

2.近隣市町の人口と面積

令和7年1月1日現在

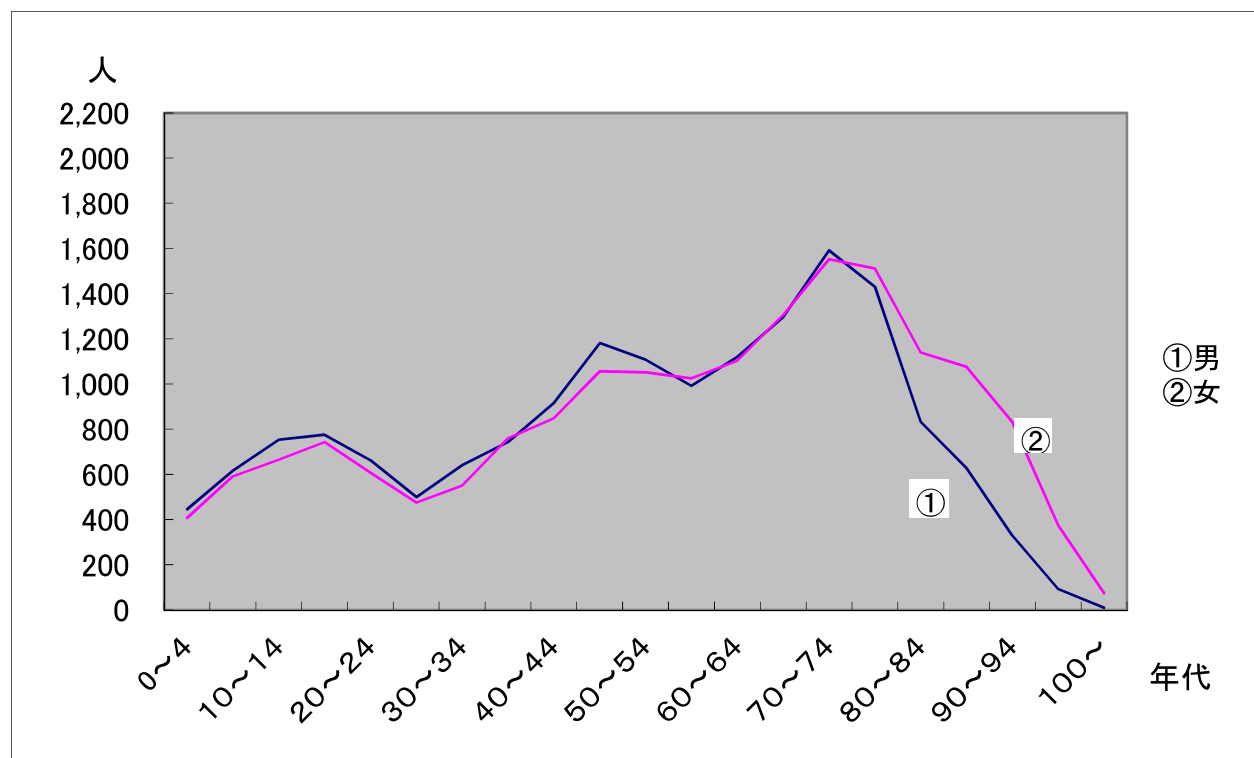
市町村名	人口	面積(km ²)
松江市	194,313	573
出雲市	172,327	624
安来市	35,112	421
雲南市	34,426	553
飯南町	4,355	243
奥出雲町	11,077	368

3.人口動態

	自然動態			社会動態			人口増減	
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減		
平成27年	253	613	▲ 360	972	1,062	▲ 90	▲ 450	
平成28年	252	629	▲ 377	864	1,003	▲ 139	▲ 516	
平成29年	240	669	▲ 429	714	1,013	▲ 299	▲ 728	
平成30年	201	649	▲ 448	769	1,057	▲ 288	▲ 736	
平成31年	176	657	▲ 481	798	1,062	▲ 264	▲ 745	
令和 2年	207	617	▲ 410	669	876	▲ 207	▲ 617	
令和 3年	173	626	▲ 453	651	925	▲ 274	▲ 727	
令和 4年	159	652	▲ 493	734	865	▲ 131	▲ 624	
令和 5年	155	726	▲ 571	841	926	▲ 85	▲ 656	
令和 6年	141	635	▲ 494	705	870	▲ 165	▲ 659	

4. 年代別人口(令和7年1月1日 現在)

年代	男	女	計
0～4	446	407	853
5～9	617	592	1,209
10～14	753	666	1,419
15～19	776	744	1,520
20～24	662	607	1,269
25～29	500	476	976
30～34	641	550	1,191
35～39	744	761	1,505
40～44	916	848	1,764
45～49	1,181	1,056	2,237
50～54	1,107	1,053	2,160
55～59	993	1,026	2,019
60～64	1,120	1,104	2,224
65～69	1,296	1,305	2,601
70～74	1,592	1,553	3,145
75～79	1,431	1,512	2,943
80～84	832	1,140	1,972
85～89	629	1,076	1,705
90～94	329	832	1,161
95～99	93	376	469
100～	10	74	84
合計	16,668	17,758	34,426



5. 国民年金の加入状況

(令和7年3月31日現在)

強 制 加 入		任 意 加 入	加 入 者 数 計
第 1 号 2, 3 1 3 人	第 3 号 7 3 0 人	1 6 人	3, 0 5 9 人

6. 年金の種類

(1) 拠出年金

(令和7年度)

種 類	受けられるとき（支給条件）	年 金 額（年額）						
老齢基礎年金	受給資格期間を満たした人が 65歳に達したとき。	831,700円（満額）						
障害基礎年金	20歳前に初診日があるか、あるいは初診日において被保険者であって、保険料の納付要件を満たしている人が、病気や事故により国民年金法施行令で定めた障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき。障害年金受給権者に、18歳未満（子に障害がある場合は20歳未満）の子がいる場合は、子の加算がある。平成23年度から受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも子の加算を行う。	昭和31年4月2日以後生まれの方 1級 1,039,625円 2級 831,700円 昭和31年4月1日以前生まれの方 1級 1,036,625円 2級 829,300円 子の加算額について <table><tr><th>対象</th><th>加算額</th></tr><tr><td>1人目、 2人目の子</td><td>1人につき 239,300円</td></tr><tr><td>3人目以降 の子</td><td>1人につき 79,800円</td></tr></table>	対象	加算額	1人目、 2人目の子	1人につき 239,300円	3人目以降 の子	1人につき 79,800円
対象	加算額							
1人目、 2人目の子	1人につき 239,300円							
3人目以降 の子	1人につき 79,800円							
付加年金	月額400円の付加保険料を納付することにより、老齢基礎年金に加算する。	納めた月数×200円						
寡婦年金	10年以上の婚姻期間があり、老齢基礎年金を受けられる夫が年金を受けずに亡くなったとき、その妻に60歳～65歳になるまで支給。	夫が受け取る予定であった老齢基礎年金（夫の第1号被保険者の期間について計算したもの）の額の4分の3						
死亡一時金	死亡一時金は、第一号被保険者として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合	保険料を納めた月数に応じて 120,000円～320,000円						

7. 国民健康保険の概要

区 分		令和5年度（実績）	令和6年度（見込）
人 被 保 険 者 世 帯 数 加 入 率	口 数 率	34,826 人 6,091 人 4,228 戸 17.49%	34,197 人 5,769 人 4,075 戸 16.87%
保険料	現年保険料の収納率	98.48%	98.02%
(医療分)	1 人当り 1 世帯当り 賦課限度額	70,156 円 101,070 円 650,000 円	74,118 円 104,930 円 650,000 円
(後期高齢者支 援分)	1 人当り 1 世帯当り 賦課限度額	17,825 円 25,680 円 220,000 円	18,889 円 26,741 円 240,000 円
(介護分)	1 人当り 1 世帯当り 賦課限度額	19,156 円 21,727 円 170,000 円	20,438 円 23,014 円 170,000 円
医療の給付	医療給付総額 1 人当り給付額	2,975,924,648 円 488,577 円	2,860,689,843 円 495,872 円
特 別 会 計	総 額 1 人当り費用額	4,034,845,715 円 662,427 円	3,933,094,210 円 681,763 円
繰 入 金	一般会計繰入金	322,255,538 円	338,468,339 円
給 付 割 合	下記の者を除く者 小学校就学前児童 前期高齢者(70 歳以上一般)	7 割 8 割 8 割（経過措置無）	7 割 8 割 8 割（経過措置無）
任 意 給 付	葬 祭 費 出産育児一時金	30,000 円 500,000 円	30,000 円 500,000 円

人口・世帯数・被保険者数は、各年度 3 月末現在。保険料は決算（予定）時。

8. 後期高齢者医療費

該当者は75歳以上及び65歳以上75歳未満で政令で定める程度の障害の認定を受けた人。一部負担金を除いた医療費を公費で負担する。

- 所得制限なし
- 一部負担金 医療費の1割、2割または3割
- 市町村民税非課税世帯に属する人について、入院時の一部負担金等減額制度がある。

		令和5年度	令和6年度
国の 制度	受給者数 (3月末)	8,200名	8,354名
	後期高齢者医療費支出額 (費用額)	7,358,767,877円	7,828,458,461円

9. 子ども医療費

0歳児から15歳児童（誕生日～中学校卒業まで）の医療費（入院・通院・薬局等）及び、中学生卒業～20歳未満者の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる医療費（入院）の自己負担分を公費で負担する。

※令和7年4月1日以降は制度改正により、0歳児から高校生年代の子ども（18歳到達年度末まで）の医療費（入院・通院・薬局等）及び、18歳到達年度末の翌日～20歳未満者の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる医療費（入院）の自己負担分を公費で負担する。

●本人負担額

区 分	入 院	通 院	薬局等
0歳～18歳到達年度末まで	本人負担なし	本人負担なし	本人負担なし
18歳到達年度末の翌日～20歳未満者の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる入院 (所得制限なし)	本人負担なし	助成対象外	助成対象外

	令和5年度	令和6年度
乳幼児（子ども）医療対象者	3,909 名	3,739 名
乳幼児（子ども）医療支出額	122,607,444 円	119,787,631 円

※平成30年4月1日より従来の慢性呼吸器疾患等14疾患群を16疾患群に改正

10. 福祉医療費

重度心身障がい者（療育手帳A所持者・身体障害者手帳1～2級所持者・精神保健福祉手帳1級所持者・身体障害者手帳3～4級、IQ50以下の知的障がい、或いは、精神保健福祉手帳2級のうち、複数の手帳を所持する者・寝たきり者）及びひとり親家庭（配偶者のない父母とその扶養する子並びにこれに準ずる配偶者のない父母とその扶養する子／子が18歳に達する日の年度末まで対象）の医療費（入院・通院・薬局等）の自己負担分を一部公費で負担する。（平成26年10月制度改正により、本人負担額の軽減、及び重度精神障がい者を対象とした）

●本人負担額

区 分	入 院	通 院	薬局等
課 税 世 帯 (所得制限あり)	医療費の1割 20,000 円	医療費の1割 6,000 円	本人負担なし
非 課 税 世 帯 (所得制限あり)	医療費の1割 2,000 円	医療費の1割 1,000 円	本人負担なし
20歳未満の障害者 (所得制限なし)	医療費の1割 2,000 円	医療費の1割 1,000 円	本人負担なし

※1ヶ月1医療機関あたりの本人負担限度額

		令和5年度（年度末時点）	令和6年度（年度末時点）
福祉医療対象者 (3月末現在)	A 後期高齢対象	416名	422名
	B 寝たきり	0名	3名
	C 重度知的障害	100名	98名
	D 重度身体障害	287名	273名
	E 重複重度障害	6名	5名
	F ひとり親家庭	父母89名／子148名	父母94名／子161名
	G 重度精神障害	45名	47名
福祉医療支出額（扶助費）		93,762,773円	90,213,432円

1 1. 児童手当

平成24年4月1日に「児童手当の一部を改正する法」が施行され、「子ども手当」から「児童手当」に改正、15歳到達後最初の3月末までの子ども（中学校修了前の子ども）を養育している方に支給される。

令和4年6月分手当より、所得上限限度額が設けられ、受給者の所得が一定以上の場合、児童手当等が支給されなくなった。

令和6年10月分手当より、所得制限の撤廃、支給対象年齢を18歳年度末まで拡充、支払時期を年3回から6回へ変更した。

	令和5年度実績	令和6年度実績
受給者数	1,753 名	2,028 名
対象児童数	3,143 名	3,783 名
総支給額	418,585 千円	471,140 千円

※公務員は勤務先から支給される。

【手当金額】

		第1子・第2子	第3子以上
支給額	3歳未満	月額 15,000 円	月額 30,000 円
	3歳以上～18歳 (高校生年代まで)	月額 10,000 円	月額 30,000 円

- ・所得制限なし
- ・第3子カウント対象22歳まで
- ・支給年6回（偶数月）

1 2. 環境関係補助金

事業名	目的	補助内容	条件
太陽光発電導入促進事業補助金	新エネルギー導入の促進	(住宅用) ・雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人または個人事業者と工事請負契約を締結して設置する場合、1kwあたり 30,000 円を補助。(上限 4kw) ・島根県内(雲南市を除く)に事務所もしくは事業所を有する法人または個人事業者と工事請負契約を締結して設置する場合、1kw あたり 25,000 円を補助。(上限 4kw) (蓄電施設) ・雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人または個人事業者と工事請負契約を締結した場合、1 件当たり上限 100,000 円を補助。 ・島根県内(雲南市を除く)に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約を締結した場合、1 件当たり上限 50,000 円を補助。	○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の認定を取得したのち、低圧配電線と逆潮流有で連携すること。 ○1世帯につき1回限り。 ○太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナー定格出力の合計値が 10kw未満。 ○市税等の滞納がないこと。 ○配電線と逆潮流有で連携している余剰電力買取制度または固定価格買取制度の利用実績のある太陽光発電設備と電気系統を接続すること。 ○蓄電容量 1kw以上。
ごみ集積施設整備費補助金	良好な生活環境の保全	・設置経費の 3 分の1または利用世帯×5,000 円のいずれか低い額。上限 100,000 円を補助。	設置経費:1 万円以上 世帯数:5 世帯以上 回収場所確保
飲料水確保対策事業補助金	良質で安定した飲料水の確保	(補助対象者) ・居住のための飲用井戸を設置する個人又は共同利用の代表者。 (対象経費) ・ボーリング工事・水質検査費等。 (補助金額) ・補助対象経費の 2 分の 1 以内。上限 1,000,000 円を補助。	水道整備計画のない地域又は地理的条件等により整備できないと認められる世帯。

1 3. 雲南市のごみ処理の状況

施設名	雲南エネルギーセンター	リサイクルプラザ	最終処分場
所在地	加茂町三代 1331-1	木次町里方 1369-39	
対象地域	大東・加茂・木次・三刀屋		
処理対象物	可燃	資源・不燃	RDF 残さ・焼却灰 資源化残さ 陶器・ガラス・プラスチック類 少量のコンクリート・瓦礫類
施設内容	固形燃料(RDF)化 (焼却処分ではない)	資源ごみの再分別 不燃物処理	セル方式埋立処分場
処理能力	40.7t/日 (RDF 生成 20.3t/日)	不燃:10t/日 資源:2.5t/日	埋立容量:28,500 m ³
R6処理実績	6957.4t (RDF 生成 3650.1t) ※いしクリーンセンターの可燃ごみ含む	1,175t(資源化 585t)	不燃残さ:297t

施設名	いいしクリーンセンター
所在地	飯南町都加賀 698-1
対象地域	吉田・掛合・飯南町
処理対象物	可燃・資源・不燃・不燃残さ
施設内容	可燃物貯留・積替・不燃物中間処理 完全クローズド型埋立処分場
処理能力	可燃貯留:24 m ³ 可燃積替:8.4t/5h 不燃:2.4t/5h 埋立容量:2,800 m ³
R6処理実績 (吉田・掛合分)	可燃:733.0t (一次処理後、雲南エネルギーセンターで RDF 化) 資源:68.0t 不燃:65.6t 粗大ごみ:80.3t その他:19.8t

14. 火葬施設の概要

施設の概要

名称	建設年度	所在地	火葬炉	使用燃料	炉型式	1日可能火葬数
三刀屋斎場 (みとやさいじょう)	平成8年度	三刀屋町伊萱10番地1	3基	LPガス	台車式	6

使用料金

区分	単位	使用料	
		関係市町内	関係市町外
大人	1体	12,000	50,000
小人(13歳未満)	1体	6,000	25,000
死胎	1胎	3,000	9,000
人体の一部	1件	3,000	9,000
人体の臓器	50kg毎	7,000	21,000
改葬焼骨	1体	1,000	3,000
霊安室	24時間毎	5,000	10,000

※関係市町とは、使用者または死亡者の住所が雲南市、飯南町(旧頓原町)及び松江市(宍道町)である場合をいいます。

霊柩車使用料	距離(10km単位)	金額(4月～11月)	金額(12月～3月)
	10kmまで	12,500	15,000
	20kmまで	14,500	17,500
	30kmまで	17,300	20,800
	40kmまで	20,100	24,200
	50kmまで	22,900	27,500

※自宅から斎場までの距離で計算(霊柩車は指定管理者が所有し金額を設定)

15. 市税の概要

税率及び納期

令和7年度

税 目	税 率	納 期																																																							
1. 市民税	(1)個人 ①均等割市:3,000円 県:1,500 国:1,000円(森林環境税) ②所得割市:6% 県:4% (2)法人 ①均等割 <table><tr><td>＜資本金等の額＞</td><td>＜従業員数＞</td><td>＜税率＞</td><td>＜区分＞</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,600,000円</td><td>(9号)</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>2,100,000円</td><td>(8号)</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000円</td><td>(7号)</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>480,000円</td><td>(6号)</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>192,000円</td><td>(5号)</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>180,000円</td><td>(4号)</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>156,000円</td><td>(3号)</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>144,000円</td><td>(2号)</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>60,000円</td><td>(1号)</td></tr></table> ②法人税割 法人税額の8.4%	＜資本金等の額＞	＜従業員数＞	＜税率＞	＜区分＞	50億円超	50人超	3,600,000円	(9号)	10億円超50億円以下	50人超	2,100,000円	(8号)	10億円超	50人以下	492,000円	(7号)	1億円超10億円以下	50人超	480,000円	(6号)	1億円超10億円以下	50人以下	192,000円	(5号)	1千万円超1億円以下	50人超	180,000円	(4号)	1千万円超1億円以下	50人以下	156,000円	(3号)	1千万円以下	50人超	144,000円	(2号)	1千万円以下	50人以下	60,000円	(1号)	(1)個人(県民税と併せて賦課徴収) ①普通徴収 第1期 6月 第2期 8月 第3期 10月 第4期 翌年1月 ②給与特別徴収 6月～翌年5月(12期) ③年金特別徴収 4、6、8、10、12、2月の年金支給に併せて (2)法人 事業年度終了後2か月以内に申告納付															
＜資本金等の額＞	＜従業員数＞	＜税率＞	＜区分＞																																																						
50億円超	50人超	3,600,000円	(9号)																																																						
10億円超50億円以下	50人超	2,100,000円	(8号)																																																						
10億円超	50人以下	492,000円	(7号)																																																						
1億円超10億円以下	50人超	480,000円	(6号)																																																						
1億円超10億円以下	50人以下	192,000円	(5号)																																																						
1千万円超1億円以下	50人超	180,000円	(4号)																																																						
1千万円超1億円以下	50人以下	156,000円	(3号)																																																						
1千万円以下	50人超	144,000円	(2号)																																																						
1千万円以下	50人以下	60,000円	(1号)																																																						
2. 固定資産税	(1)固定資産税 固定資産の価格の1.55% (2)国有資産等所在市町村交付金 国有資産等の価格の1.4%	(1)固定資産税 第1期 5月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年2月 (2)国有資産等所在市町村交付金 交付金 6月																																																							
3. 軽自動車税	(1)種別割 ①原動機付自転車 ・排気量50cc以下または定格出力0.6kW以下2,000円 ・排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下2,000円 ・定格出力0.6kW以下(電動キックボード等)2,000円 ・排気量90cc以下または定格出力0.8kW以下2,000円 ・排気量125cc以下または定格出力1.0kW以下2,400円 ・三輪以上で排気量20cc超50cc以下または定格出力0.25kW超0.6kW以下(ミニカー)3,700円 ②軽自動車 ・軽二輪(排気量250cc以下)3,600円 ・三輪以上(下表) <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">税 率</th><th colspan="3">グリーン化特例(軽課)税率</th></tr><tr><th>H27.3.31までに初回検査を受けた車両(旧税率)</th><th>H27.4.1以降に初回検査を受けた車両(新税率)</th><th>初回検査から13年を経過した車両(重課税率)</th><th>新税率の概ね75%軽減該当分</th><th>新税率の概ね50%軽減該当分</th><th>新税率の概ね25%軽減該当分</th></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>2,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>1,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>1,300円</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">三 輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>1,000円</td><td>2,000円(乗用・営業用のみ)</td><td>3,000円(乗用・営業用のみ)</td></tr></table> ③小型特殊自動車 ・農耕作業用2,000円 ・その他(フォークリフト等)5,900円 ④二輪の小型自動車(排気量250cc超)6,000円 (2)環境性能割 軽自動車の取得価額の0%～2%(環境性能に応じて税率が決定)	区 分			税 率			グリーン化特例(軽課)税率			H27.3.31までに初回検査を受けた車両(旧税率)	H27.4.1以降に初回検査を受けた車両(新税率)	初回検査から13年を経過した車両(重課税率)	新税率の概ね75%軽減該当分	新税率の概ね50%軽減該当分	新税率の概ね25%軽減該当分	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円			貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円			自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円			三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(乗用・営業用のみ)	3,000円(乗用・営業用のみ)	(1)種別割 所有者課税 納期 5月 (2)環境性能割 取得時課税 県が賦課徴収し市へ納入
区 分					税 率			グリーン化特例(軽課)税率																																																	
			H27.3.31までに初回検査を受けた車両(旧税率)	H27.4.1以降に初回検査を受けた車両(新税率)	初回検査から13年を経過した車両(重課税率)	新税率の概ね75%軽減該当分	新税率の概ね50%軽減該当分	新税率の概ね25%軽減該当分																																																	
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円																																																	
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円																																																			
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円																																																			
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円																																																			
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(乗用・営業用のみ)	3,000円(乗用・営業用のみ)																																																	
4. 市たばこ税	1,000本あたり、6,552円	翌月末までに申告納付																																																							
5. 入湯税	入湯客1人1日につき150円	翌月15日までに申告納入																																																							

17. 地籍調査事業実施状況【R6年度末 H工程完了数値】

R7年4月1日

1. 地籍調査事業の概況

雲南市における進捗率	98.9%	
完了している町	加茂町・木次町・吉田町・掛合町	
大東町の進捗率	99.1%	: 工区設定し調査を推進
三刀屋町の進捗率	94.5%	: 工区設定し調査を推進(平地完了後の山林を主に対象)

【進捗率: 令和6年度末時点におけるH工程完了面積により算出】

	(単位km ²) 全体面積 ①	調査対象 面積 ②	実施済面積 (年度末面積) ③	進捗率(%) (③/②) ④	未調査面積 (測定残面積) ⑤	備考
雲南市全域	553.18	525.31	519.56	98.91	0.00	
大東町	152.23	144.25	142.99	99.13	0.00	
三刀屋町	82.68	81.18	76.69	94.47	0.00	
【調査済み地域】 加茂町・木次町・ 吉田町・掛合町	318.27	299.88	299.88	100.00	0.00	

2. 前年度作業実績

	R5年度完了 実績	R6年度完了 実績	R6年度末 合計面積	R6年度実施内訳
大東町	142.72	0.27	142.99	篠淵④-2-1(0.27)
三刀屋町	73.51	3.18	76.69	高窪①(1.66) 六重③(1.52)
合計	216.23	3.45	219.68	

3. 未調査地区の内訳

※ 未調査地区：本閲覧を完了していない地区

	未調査地区 面積(km ²)
雲南市(全域)	5.75
大東町	
塩田地区「篠淵の一部」	
(篠④-2-2) 現地・測量・ 閲覧	0.43
(篠④-1) (篠④-2-1) 閲覧	0.83
計	1.26
三刀屋町	
一宮地区「高窪」	(高窪②) 測量・閲覧 1.1
中野地区「六重の一部、須所」	(六重④)□ 測量・閲覧 1.99
(須所①②) 測量・閲覧	1.4
計	4.49

※ 国の令和2年度に示す第7次国土調査事業10箇年計画の策定作業において、「雲南市全体面積・調査対象面積」の数値変更が行われた。その変更後数値により、令和2年4月1日以降の雲南市地籍調査実施状況が掲載されている。(結果、それ以前の個別面積累計及び進捗率の推移に変化が生じている)

16. 令和6年度 市税等収入状況表

雲南市

令和7年5月31日

(単位：円・％)

科 目			予 算 額	調 定 額 (A)	収 入 済 額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額(D) (D)=(A)-(B)-(C)	還付未済額 (E)	滞納繰越金 (F)=(D)+(E)	収入割合 (%)	備 考
市 民 税	個人市民税	現 年	1,344,800,000	1,377,976,989	1,373,233,329	4,674	4,738,986	139,083	4,878,069	99.66	
		滞 繰	2,000,000	9,892,390	5,070,689	510,456	4,311,245	0	4,311,245	51.26	
		計	1,346,800,000	1,387,869,379	1,378,304,018	515,130	9,050,231	139,083	9,189,314	99.31	
	法人市民税	現 年	326,700,000	341,686,400	341,611,400	0	75,000	0	75,000	99.98	
		滞 繰	50,000	244,800	184,800	0	60,000	0	60,000	75.49	
		計	326,750,000	341,931,200	341,796,200	0	135,000	0	135,000	99.96	
	計		1,673,550,000	1,729,800,579	1,720,100,218	515,130	9,185,231	139,083	9,324,314	99.44	
固定資産税	固定資産税	現 年	1,775,100,000	1,811,285,500	1,802,561,450	1,063,600	7,660,450	13,200	7,673,650	99.52	
		滞 繰	2,642,000	23,404,681	5,265,587	2,818,224	15,320,870	2,100	15,322,970	22.50	
		計	1,777,742,000	1,834,690,181	1,807,827,037	3,881,824	22,981,320	15,300	22,996,620	98.54	
	交 付 金		31,469,000	31,470,600	31,470,600	0	0	0	0	100.00	
	計		1,809,211,000	1,866,160,781	1,839,297,637	3,881,824	22,981,320	15,300	22,996,620	98.56	
軽自動車税	種 別 割	現 年	158,935,000	159,503,500	159,265,200	0	238,300	0	238,300	99.85	
		滞 繰	308,000	1,086,556	456,927	87,600	542,029	0	542,029	42.05	
		計	159,243,000	160,590,056	159,722,127	87,600	780,329	0	780,329	99.46	
	環 境 性 能 割		16,590,000	15,196,500	15,196,500	0	0	0	0	100.00	
	合 計		175,833,000	175,786,556	174,918,627	87,600	780,329	0	780,329	99.51	
市 た ば こ 税		現 年	180,578,000	180,578,087	180,578,087	0	0	0	0	100.00	
		計	180,578,000	180,578,087	180,578,087	0	0	0	0	100.00	
入 湯 税		現 年	1,764,000	1,843,350	1,843,350	0	0	0	0	100.00	
		滞 繰	1,000	0	0	0	0	0	0	0.00	
		計	1,765,000	1,843,350	1,843,350	0	0	0	0	100.00	
市 税 合 計		現 年	3,835,936,000	3,919,540,926	3,905,759,916	1,068,274	12,712,736	152,283	12,865,019	99.65	
		滞 繰	5,001,000	34,628,427	10,978,003	3,416,280	20,234,144	2,100	20,236,244	31.70	
		計	3,840,937,000	3,954,169,353	3,916,737,919	4,484,554	32,946,880	154,383	33,101,263	99.05	

科 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	滞納繰越金	収入割合	備 考
一 般 医 療	現 年	408,472,000	430,795,767	425,172,524	0	5,623,243	197,000	5,820,243	98.69	
	滞 繰	3,800,000	11,572,936	7,156,766	713,384	3,702,786	0	3,702,786	61.84	
	計	412,272,000	442,368,703	432,329,290	713,384	9,326,029	197,000	9,523,029	97.73	
一 般 後 期	現 年	104,074,000	109,858,251	108,404,626	0	1,453,625	9,815	1,463,440	98.68	
	滞 繰	1,100,000	2,910,050	1,798,887	179,578	931,585	0	931,585	61.82	
	計	105,174,000	112,768,301	110,203,513	179,578	2,385,210	9,815	2,395,025	97.73	
一 般 介 護	現 年	27,961,000	30,235,892	29,444,198	0	791,694	2,663	794,357	97.38	
	滞 繰	320,000	1,298,380	629,190	66,821	602,369	0	602,369	48.46	
	計	28,281,000	31,534,272	30,073,388	66,821	1,394,063	2,663	1,396,726	95.37	
国民健康保険料 合 計	現 年	540,507,000	570,889,910	563,021,348	0	7,868,562	209,478	8,078,040	98.62	
	滞 繰	5,220,000	15,781,366	9,584,843	959,783	5,236,740	0	5,236,740	60.74	
	計	545,727,000	586,671,276	572,606,191	959,783	13,105,302	209,478	13,314,780	97.60	
料 ・ 後 期 特 徴	現 年	357,748,000	359,377,335	359,688,365	0	△ 311,030	311,030	0	100.09	
料 ・ 後 期 普 徴	現 年	139,765,000	139,417,225	138,166,435	90	1,250,700	0	1,250,700	99.10	
	滞 繰	1,000	279,065	218,935	33,380	26,750	0	26,750	78.45	
	計	139,766,000	139,696,290	138,385,370	33,470	1,277,450	0	1,277,450	99.06	
後期高齢者医療保険料 合 計	現 年	497,513,000	498,794,560	497,854,800	90	939,670	311,030	1,250,700	99.81	
	滞 繰	1,000	279,065	218,935	33,380	26,750	0	26,750	78.45	
	計	497,514,000	499,073,625	498,073,735	33,470	966,420	311,030	1,277,450	99.80	
保育所保育料 合 計	現 年	47,368,000	47,835,420	47,808,660	0	26,760	0	26,760	99.94	
	滞 繰	3,000	380,410	108,120	0	272,290	0	272,290	28.42	
	計	47,371,000	48,215,830	47,916,780	0	299,050	0	299,050	99.38	

総 計	現 年	4,921,324,000	5,037,060,816	5,014,444,724	1,068,364	21,547,728	672,791	22,220,519	99.55	
	滞 繰	10,225,000	51,069,268	20,889,901	4,409,443	25,769,924	2,100	25,772,024	40.91	
	計	4,931,549,000	5,088,130,084	5,035,334,625	5,477,807	47,317,652	674,891	47,992,543	98.96	

人権センター

1. 雲南市人権センターの概要

人権・同和問題は重要な人権課題であり、その解決に向けた取組を積極的に推進していかなければなりません。そして、同和問題の解決を人権に関わるあらゆる問題解決につなげていくことが大切です。

また、人権・同和問題解決のための教育・啓発活動は地域の実情に応じ、地域に密着したきめ細かな取組が必要です。市では、住民と行政の協働による取組にあたって、活動の中核組織である雲南市人権・同和教育推進協議会並びに同協議会支部、並びに地域自主組織と連携を図りながら教育・啓発活動を推進していきます。

1. 雲南市人権センター運営審議会の開催 年2回開催（5月、3月）

2. 教育・啓発事業

「雲南市人権施策推進基本方針」に基づき、教育・啓発活動を実施する。

- ① うんなんヒューマンライツ・フェスタ2025（12月 対象：市民）
- ② 地域啓発講座・出前講座（年間 対象：自治会・団体等）
- ③ 雲南市議会議員人権・同和问题研修会（年1回 対象：市議会議員）
- ④ 雲南地域同和问题企業等連絡協議会研修会（7月、11月 企業等69社）
- ⑤ 雲南市教職員等人権・同和问题研修会（5回、対象：教職員等）
- ⑥ 学校等公開授業（雲南市人権・同和问题教育啓発指導講師、生活相談員他）
- ⑦ 地域自主組織役員、交流センター職員等人権・同和问题研修会
- ⑧ 雲南市職員等人権・同和问题研修会（7月～2月、対象：市職員等）
- ⑨ 市報、CATV等を活用した啓発

3. 雲南市人権・同和教育推進協議会事業

雲南市の人権・同和教育施策の充実を図るため、関係機関・団体等の密接な連携と協力により、教育・啓発活動を積極的に推進します。

また、雲南市人権・同和教育推進協議会の支部組織において、地域の活動を積極的に推進していきます。

4. 島根県同和教育推進協議会連合会事業

同和問題をはじめ様々な人権問題を自分自身の問題としてとらえ、県民一人ひとりが早期に解決するための実践につなげていく教育・啓発活動の取組を進めます。

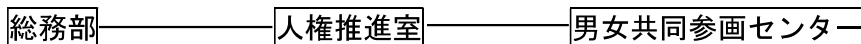
男女共同参画 センター

雲南市男女共同参画行政の概要

1. 男女共同参画行政の沿革

平成16(2004)年11月	市民部市民生活課人権推進室で男女共同参画施策を所管
平成16(2004)年11月	雲南市男女共同参画推進条例公布
平成19(2007)年3月	「雲南市男女共同参画計画（気づいて築くうんなんプラン）」策定
平成20(2008)年4月	雲南市男女共同参画センターの設置（人権センター併設） 女性相談員を配置し、女性相談業務を開始
平成20(2008)年7月	雲南市男女共同参画啓発事業実行委員会を発足
平成21(2009)年4月	組織機構改革により総務部人権推進室で所管
平成22(2010)年6月	雲南市男女共同参画啓発事業実行委員会を「雲南市男女共同参画 まちづくりネットワーク会議」と名称変更
平成22(2010)年4月	男女共同参画事業所調査の実施
平成22(2010)年7月	平成22年度雲南市男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平成23(2011)年3月	「雲南市男女共同参画計画（気づいて築くうんなんプラン）」改定
平成25(2013)年11月	平成25年度雲南市男女共同参画宣言都市記念式典開催（内閣府共催）
平成26(2014)年4月	平成26年度雲南市男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平成27(2015)年3月	「第2次雲南市男女共同参画計画（気づいて築くうんなんプラン）」策定 （DV対策基本計画含む）
平成29(2017)年1月	雲南市男女共同参画に関する事業所実態調査の実施
平成31(2019)年2月	平成30年度雲南市男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和2(2020)年3月	「第2次雲南市男女共同参画計画（気づいて築くうんなんプラン）」改定 （女性活躍推進法に基づく市町村推進計画含む）
令和5(2023)年6月	令和5年度雲南市男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和7(2025)年3月	「第3次雲南市男女共同参画計画（気づいて築くうんなんプラン）」策定 （困難な問題を抱える女性への支援法に基づく市町村基本計画含む）
令和7(2025)年10月	雲南市男女共同参画に関する事業所実態調査の実施（予定）

2. 組織



【連絡先】雲南市木次町新市3

TEL (0854) 42-5678

FAX 42-1839

3. 第3次雲南市男女共同参画計画～気づいて築くうんなんプラン～

計画期間：2025（令和7）年度～2034（令和16）年度

めざす姿：「えすこな雲南市＝互いに認め合い自分らしく暮らせるまち」

重要課題：ジェンダーギャップ（社会的・文化的に築き上げられた男女格差）の解消

基本施策と具体的施策

柱	基本施策		具体的施策	
えすこに育む (ひとづくり)	1	男女共同参画の正しい理解の促進	(1)	性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）に気づくための啓発
			(2)	地域・職場・学校での男女共同参画に関する学びの推進
	2	ジェンダーギャップ解消の取組	(3)	固定的な性別役割分担意識解消の取組
			(4)	性別に関わる慣行・しきたりなどの見直し
えすこに創る (価値創造)	3	地域・社会活動での男女共同参画の推進	(5)	政策・方針決定過程への女性の参画促進
			(6)	地域活動における男女共同参画の促進
			(7)	女性の人材育成
	4	職場での男女共同参画の推進	(8)	ワーク・ライフ・バランスの推進
			(9)	性別で区別することのない人材登用
			(10)	男女共同参画の視点に立った就業環境の改善
			(11)	事業所の男女共同参画実態調査の実施・結果の共有
	5	家庭での男女共同参画の推進	(12)	家庭生活における男女共同参画の推進
			(13)	多様なライフスタイルに対応した家事・育児・介護の支援
えすこに暮らす (暮らし)	6	男女間におけるあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える市民への支援 ※雲南市DV対策基本計画 ※女性支援法に基づく 市町村基本計画	(14)	雲南市DV対策基本計画と女性支援法に基づく市町村基本計画の推進
			(15)	関係部局・機関との連携強化
			(16)	あらゆる暴力を生まない社会へ向けた教育・啓発・対策の実施と相談窓口の周知
			(17)	困難な問題を抱える（あらゆる暴力を含む）市民に対する相談支援体制の充実
	7	誰もが安心して暮らせる環境の整備	(18)	様々な社会的困難を抱える全ての市民が安心して暮らせる環境の整備
			(19)	防災分野における男女共同参画の推進
	8	生涯を通じた健康支援	(20)	性に応じた健康支援

4. 施策の推進体制

- (1) 庁内会議（雲南市男女共同参画推進本部会議、連絡会議）の開催
- (2) 雲南市男女共同参画推進委員会の開催
- (3) 雲南市男女共同参画施策の実施状況（年次報告書）の作成・公表
- (4) 男女共同参画に関する調査の実施
 - ① 市民意識調査の実施（R5 年度 実施）
 - ② 事業所実態調査の実施（R7 年度 実施予定）

5. 男女共同参画センター事業概要

- (1) 雲南市男女共同参画推進委員会の開催（年４回）
- (2) 男女共同参画推進事業

【男女共同参画啓発事業】

- ① 絵本活用（年間、対象：市内小学生等）
- ② 地域自主組織共催事業（年間、対象：市民）
- ③ DV（ドメスティック・バイオレンス）防止セミナー（年１回、対象：市民）
- ④ デートDV防止出前講座（６月～３月、対象：市内中学校）
- ⑤ 雲南市男女共同参画シンポジウム（年１回、対象：市民）
- ⑥ 男女共同参画推進リーダー育成講座（年間、対象：市民）
- ⑦ 地域自主組織役員・交流センター職員研修会
(年１回：地域自主組織役員・交流センター職員)
- ⑧ 事業所対象男女共同参画セミナー（年間、対象：市内事業所）
- ⑨ 市職員ハラスメント防止研修会（年１回、対象：市職員等）

【女性相談事業】

- ① 女性相談支援員（専任）による女性相談（随時）
- ② 女性弁護士相談の開設（５月、８月、１２月、３月）

【情報提供事業】

- ① ケーブルＴＶ、ホームページ、ＳＮＳ等を利用した啓発
- ② 男女共同参画関連図書の購入及び貸出
- ③ 雲南市男女共同参画団体や女性団体のネットワークの構築

健康福祉部

１．生活保護の実施状況

目 的 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

受給要件 生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする。

１．生活保護法による扶助の適用状況

		令和６年度		
		扶助費（千円）	構成比率（％）	対前年比（千円）
保 護 費	生 活 扶 助	３ ９， ９ ９ ４	２ １． ７ １	５ ２ ９
	住 宅 扶 助	１ ３， ４ １ ０	７． ２ ８	△ ３ ７ ３
	教 育 扶 助	６ ４ ３	０． ３ ５	１ ８ ７
	介 護 扶 助	２， １ ３ ９	１． ３ ３	３ ５ １
	医 療 扶 助	１ ０ ６， ９ ６ ６	５ ８． ０ ７	△ ７， ０ ５ ５
	出 産 扶 助	０	０． ０ ０	０
	生 業 扶 助	５ ７	０． ０ ３	△ １ ５ ９
	葬 祭 扶 助	６ １ ０	０． ３ ３	△ １ １ ０
保 護 施 設 事 務 費 及 び 委 託 事 務 費		２ ０， ０ ８ ０	１ ０． ９ ０	８ ８ ０

※扶助額は令和７年４月末現在の数値

２．保護世帯数及び被保護人員等

	令和６年度	令和５年度	増減
被保護世帯数（平均）	９ ５	９ ２	３
被保護人員（平均）	１ ２ １	１ １ ８	３
保護率	３． ６ ３	３． ４ ８	０． １ ５
保護申請件数	２ ４	１ ９	５
うち開始件数	２ ２	１ ９	３
却下件数	２	０	２
取下件数	０	０	０
保護廃止件数	１ ２	２ ４	△ １ ２

※令和６年４月１日時点の状況

被保護世帯数 ９ ６ 世帯 世帯被保護人員 １ ２ ４ 人

被保護世帯数の類型別内訳

	単 身 者 世 帯				２ 人 以 上 の 世 帯					計
	高齢者	障害者	傷病者	その他	高齢者	母 子	障害者	傷病者	その他	
R6.4.1	４ ６	７	７	１ ２	５	１	４	２	４	８ ８
R5.4.1	４ ９	１ ２	５	１ １	３	２	６	３	５	９ ６
増減	△ ３	△ ５	２	１	２	△ １	△ ２	△ １	△ １	△ ８

2. 介護保険の概要

介護保険制度は、介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを目標とし、安心して必要な介護サービスを総合的・一体的に受けられるよう社会全体で支えあう制度です。あわせて、介護が必要とならないよう予防活動にも力を入れています。

なお、制度の運営は雲南広域連合（雲南市、奥出雲町及び飯南町で構成）が行っています。

<被保険者、認定者の状況>

令和7年3月末現在

	被保険者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者計
第1号被保険者	14,071	374	354	505	458	402	336	282	2,711
(65歳以上75歳未満)	5,656	30	26	24	38	22	24	22	186
(75歳以上)	8,415	344	328	481	420	380	312	260	2,525
第2号被保険者	10,334	3	5	3	5	1	0	1	18
計		377	359	508	463	403	336	283	2,729

※第2号被保険者数は、住民基本台帳による値

<第1号被保険者の保険料>（令和7年度）

所得段階	対象		基準額に 対する割合	月 額	年 額
第 1 段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税 非課税の方		0.427	2,570	30,840
		80 万円以下の方			
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税 で本人の前年の課税年金 収入額と合計所得金額の 合計が	80 万円超 120 万円以下の方	0.646	3,880	46,560
第 3 段階		120 万円超の方	0.69	4,140	49,680
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課 税されているが、本人は 住民税非課税で前年の課 税年金収入額と合計所得 金額の合計が	80 万円以下の方	0.9	5,400	64,800
第 5 段階 (基準額)		80 万円超の方	1.00	6,000	72,000
第 6 段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が	120 万円未満の方	1.125	6,750	81,000
第 7 段階		120 万円以上 210 万円未満の方	1.25	7,500	90,000
第 8 段階		210 万円以上 320 万円未満の方	1.5	9,000	108,000
第 9 段階		320 万円以上 420 万円未満の方	1.75	10,500	126,000

第10段階		420万円以上 520万円未満の方	1.8	10,800	129,600
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	2.1	12,600	151,200
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	2.2	13,200	158,400
第13段階		720万円以上の方	2.3	13,800	165,600

※第2号被保険者の保険料は、医療保険の保険者が介護保険料率により算出した介護分保険料を医療保険料に含めて徴収します。

※第1段階から第3段階の保険料については、上記の金額からさらに公費による軽減を行います。

<介護保険のサービスの種類>

1) 介護給付・予防給付サービス

在宅サービス	訪問系	訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護
	通所系	通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、 認知症対応型通所介護
	短期滞在系	短期入所生活介護（ショートステイ）、 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
	居住系	特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	複合系	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	用具等	福祉用具貸与、福祉用具購入、小規模な住宅改修
施設サービス ※		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護医療院

※予防給付に施設サービスは含まれませんので、要支援1または2の方は施設サービスを利用できません。

2) 介護予防・生活支援サービス

在宅サービス	訪問型サービス（ホームヘルプ）、通所型サービス
--------	-------------------------

3) 一般介護予防事業

にこにこ運動教室、きらりエイジング教室、認知症予防教室、いきいき脳トレ講座

※詳しくは「7. 一般介護予防事業の概要」をご覧ください。

<介護給付・予防給付サービスの利用負担額>

1) 利用者負担の割合

介護保険のサービスは、原則1割の自己負担で利用できます。ただし、一定以上の所得がある人は、2割あるいは3割負担になります。

2) 支給限度額

在宅サービスでは、要介護認定の区分に応じて上限額（支給限度額）が決められ、その範囲内でサービスを利用できます。ただし、上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

3) 高額介護サービス費等

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が一定額（世帯の所得等により異なります。）を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象となりません。

また、介護保険と医療保険の両方の自己負担額が高額になった場合、高額介護サービス費、高額療養費（医療保険）を適用した後の年間（8月～7月）の自己負担額の合計額が一定額（世帯の所得等により異なります。）を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。この対象となった場合には医療保険の保険者において手続きをすることになります。

4) 負担限度額認定制度（介護保険施設における食費・居住費の軽減）

介護保険施設に入所する場合やショートステイを利用する場合には、利用者負担のほかに、居住費（滞在費）、食費、日常生活費が自己負担となります。

住民税非課税世帯等の方は、負担限度額の認定を受けることで、食費と居住費（滞在費）の負担額が軽減されます。

3. 在宅福祉事業の概要

制 度 名	内 容	対 象 者
日常生活自立支援事業利用補助金	利用者負担額の一部を助成します。 利用料 3 / 7 助成 預かりサービス 1 / 2 助成 交通費 1 / 2 助成	さまざまな障がい等により、判断能力が十分でない方や日常生活に不安のある高齢者。
福祉タクシー利用料金助成事業	福祉タクシーの利用料金の支払いに使用できる利用券（1枚500円分）を交付することで助成を行うものです。 ＜年間助成限度額＞ 3万円	要綱で定める別表に該当する次の方。 車いすを使用してリフト付き車両またはストレッチャー付き車両を利用する必要がある方。 （※別表には要介護度や身体障害者手帳等の内容による基準を記載しています。）
高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業	市民バスやタクシーで利用できる「優待乗車券」を券面額の半額で交付し、通院や買い物など外出時の費用の負担を軽減します。	雲南市民であって普通自動車免許を持たない方のうち、65歳以上高齢者、障がい者、難病認定者、戦傷病者に限定。
緊急通報体制等整備事業	緊急通報サービスの利用に係る加入費用及び利用料の一部を助成します。 加入費用等 22,000円以内 月額費用 1,320円以内	一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみで構成された世帯、高齢者と障がい者のみで構成される世帯であって、一定の収入要件等に該当する世帯。
老人クラブ助成事業	老人クラブの活動を支援します。	雲南市老人クラブ連合会会員

4. 介護保険低所得者対策事業の概要

制 度 名	内 容	対 象 者
障がい者ホームヘルプ支援措置事業	障がい者が介護保険の訪問介護サービスを利用した場合の、利用者負担を免除します。	障がい者ヘルプを負担なしで利用していた者で、平成18年4月1日以降に65歳になり介護保険の対象となった者及び、特定疾病により生じた障がいが原因で介護認定を受けた40歳から64歳までの者

社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業	社会福祉法人等が運営する介護保険サービスを利用した場合、利用者負担を軽減します。	市町村民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たす生計困難である者。
--------------------	--	----------------------------------

5. 居住系事業・養護老人ホームの概要

制 度 名	内 容	対 象 者
生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等の施設に一時的に宿泊し、生活指導や体調管理を実施。 利用日数は原則14日以内／年	要介護・要支援認定を受けていない高齢者
高齢者生活福祉センター事業	右対象者について一定期間住居を提供します。 利用者に対する相談、助言、緊急時の対応をします。	60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯、家族支援の困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者。(ほぼ身の回りのことが自立してできる方)

制 度 名	内 容	対 象 者
老人保護措置事業	養護老人ホームへの入所措置を行います。	措置該当者

6. 障がい者支援事業の概要

I. 手帳の交付について

1. 身体障害者手帳

○制度の概要

身体障害者手帳は、法に定める障がい程度に該当する身体障がいがある者に対し、申請に基づき手帳を交付します。手帳には障がい名・障がいの程度、等級等が記載されます。

2. 療育手帳

○制度の概要

療育手帳は、知的障がいがある者に対し、一貫した指導・相談を行い、各種援助措置を受けやすくすることを目的として、申請に基づき交付します。

3. 精神障害者保健福祉手帳

○制度の概要

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある者に対し、申請に基づき手帳を交付します。

II. 障がい者福祉サービス

1. 障害者総合支援法に基づくサービス

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関係なく同一の基準によりサービスを提供します。また、難病患者等も対象になります。

利用者負担は原則 1 割負担ですが、世帯の住民税額及び利用者の収入等により変わります。

（1）介護給付・訓練等給付

○サービスの内容

ア) 訪問系サービス — 在宅で利用する訪問や通所のサービスです。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者の居宅を訪問し、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な支援を実施するほか、あわせて身体介護が必要な場合には外出時の移動介助等を実施します。
	行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障がい者の行動援護、外出時の移動介護等を行います。
	重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する重度障がい者に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

イ) 日中活動系サービス — 通所施設や入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	短期入所	介護者が病気で不在の場合において、短期間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
	療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障がい者への医療的ケアや介護等を実施します。
	生活介護	常に介護が必要な障がい者に、施設で入浴や排せつ、食事等の介護をします。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者へ身体機能の回復等に必要なリハビリテーションや訓練等を実施します。
	自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障がい者へ生活能力の向上等に必要な訓練等を実施します。
	就労移行支援	就労を希望する人に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施します。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人が、一人暮らしに移行した際に、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や臨時の対応により障がい者の自立をめざします。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人について、就労の継続を図るため、企業や自宅を訪問し生活リズムや家計、体調の管理等の課題解決に向けて必要な支援を行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
訓練等給付	就労選択支援	就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7年10月1日から実施)

ウ) 居住系サービス — 入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	施設入所支援	施設において、夜間の入浴、排せつ、食事等の介助等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (外部サービス型)	知的・精神障がい者が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を行います。
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	知的・精神障がい者が共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の援助等を行います。

(2) 補装具

○制度の概要

身体障がい者等に対し、身体の失われた機能や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入または修理にかかる費用の一部を支給します。

○補装具の種目

障がい名	補装具名
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ、(以下障がい児に限る) 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
肢体不自由および音声言語障がい	重度障害者用意思伝達装置

○申請手続

申請には医師の意見書が必要な場合があります。必要に応じて島根県立心と体の相談センターの判定を受けていただきます。

（３）地域生活支援事業

前記（１）（２）を総称して「自立支援給付」と言います。この自立支援給付は障害者総合支援法に基づき、全国一律の基準で実施しますが、地域生活支援事業は市の事業として実施します。従って、他市町村と制度内容が異なる場合があります。

サービスの種類	内容	対象者
相談支援	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供や、権利擁護のための必要な援助を行います。	在宅の障がい者や障がい児の保護者または介護を行う者等
成年後見制度利用支援	成年後見制度の利用に要する経費について、費用の負担が困難な障がいのある方に、その費用の一部を助成します。	生活保護法の規定による扶助を受けている者。住民税非課税で後見人等に対する報酬の支払いが困難な者
コミュニケーション支援 （意思疎通支援）	手話通訳者を設置し、聴覚に障がいのある方のコミュニケーションの支援を行います。雲南市では雲南広域福祉会に事業を委託しています。	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者
日常生活用具給付	在宅の重度障がい者・難病患者等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を支給します。	障がい者及び難病患者等
外出時介助等（移動支援）	外出時に介助等の支援が必要な障がい者（児）について、外出のための介助等の支援を行います。	外出時に介助等の支援が必要な障がい者
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	自宅での入浴が困難な障がい者
日中一時支援	障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中一時預かりを行います。	家族等の都合により、日中の一時預かりが必要な障がい者（児）
地域活動支援センター	在宅の障がい者に対し、通所による創造的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。	在宅の障がい者
知的障がい者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行います。	知的障がい者

（４）自立支援医療

<更生医療・育成医療>

○制度の概要

身体上の障がい軽くしたり取り除いたりし、日常生活を容易にするために必要な医療費の一部を助成します。

<精神通院医療>

○制度の概要

精神疾患により、通院による精神医療を継続的に要する者に対して、医療費の一部を助成します。

２．手当・年金

（１）特別障害者手当

○制度の概要

20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。年金を受給していても併給できます。

（２）障害児福祉手当

○制度の概要

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に手当を支給します。手当を受給する児童の養育者が特別児童扶養手当を受給していても受給できます。

（３）特別児童扶養手当

○制度の概要

重度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。障がいの程度により、1級（重度）と2級（中度）に分けられます。

３．雲南市独自のサービス

（１）更生訓練費給付

○制度の概要

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者に社会復帰の促進を図るため更生訓練費を支給します。

（２）自動車運転免許取得費助成

○制度の概要

身体障がい者が運転免許を取得した場合に、経費の一部を助成します。

（３）自動車改造費助成

○制度の概要

免許の条件により自動車を改造する必要がある身体障がい者自身が所有し、運転する自動車の操向装置等を改造した場合に、経費の一部を助成します。

（４）移動補助用具支援

○制度の概要

身体障がい者であって、下肢または体幹機能障がい２級以上の者が自家用リフト付き自動車の購入・改造及び簡易移乗用具を購入する費用の一部を助成します。

（５）施設入所者等就職支度金給付

○制度の概要

施設に入所、通所している者が訓練を終了し、または就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給します。

（６）ストマ用装具購入費助成

○制度の概要

日常生活用具給付事業によるストマ用装具または紙おむつの支給対象者がストマ用装具等を購入する際の費用一部を助成します。

（７）福祉タクシー利用料金助成

○制度の概要

リフト付きタクシーまたはストレッチャー付きタクシー等の福祉タクシーでなければ移送が困難な高齢者または重度身体障がい者に対して利用券を交付し、使用された福祉タクシーの料金の一部を利用券（５００円券）で支払うことで助成を行うものです。

（８）視覚障がい者タクシー利用料金助成

○制度の概要

視覚障がい（身体障害者手帳の視覚障害が１級または２級）のある方の社会参加を促進するため、タクシー利用券を交付し、使用されたタクシーの料金の

一部を利用券（５００円券）で支払うことで助成を行うものです。

（９）重度障がい児等医療費助成

○制度の概要

育成医療及び更生医療受給者証所持者に対し、医療機関へ通院した際の医療費の一部を助成します。

（１０）人工透析患者通院費支給

○制度の概要

通院により人工透析を受ける身体障がい者に対し、交通費の一部を助成します。

（１１）精神障がい者通院医療費助成および通院交通費助成

○制度の概要

自立支援医療受給者で、精神通院医療を受ける者に対し、医療機関へ通院した際の医療費及び交通費の一部を助成します。

（１２）重度障害者等介護手当

○制度の概要

重度障がい者等を在宅で介護する方へ、手当を支給します。

Ⅲ. 各種料金の割引・減免、税の減免等

※長寿障がい福祉課が実施主体でない制度

１. 各種料金の割引・減免

（１）ＪＲ旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引

○制度の概要

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が単独または介護者とともに、ＪＲ旅客鉄道株式会社の鉄道等を利用する際に、旅客運賃の割引があります。

○対象者及び割引率

割引対象者	割引対象乗車券類	割引率	留意事項
第１種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	５０％	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 但し回数乗車券はＪＲ線区間単独の発売となる。

① 第1種障がい者その介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃については割引を適用しない。
② 12歳未満の第2種障がい者とその介護者			
第1種、第2種障がい者本人	普通乗車券		片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む)。

○割引方法

窓口で障害者手帳を提示し、割引乗車券を購入します。

乗車中は手帳の携行が必要です。

障がい者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類を購入します。

(2) 航空運賃割引

○制度の概要

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が単独または介護者とともに、定期航空路線の国内線を利用する際に、航空券の割引があります。(いずれも満12歳以上に限る。)

航空会社、時期、路線等により割引率が異なります。

○割引方法

窓口で手帳を提示し、割引航空券を購入します。

搭乗中は手帳の携行が必要です。

(3) 有料道路の通行料金の割引

○制度の概要

自動車を身体障がい者が自ら運転、または重度の身体障がい者および知的障がい者が乗車しその移動のために介護者が運転する場合、有料道路の通行料金が割引されます。

○対象となる自動車、障がい者及び割引率

障害者1人につき、自動車1台を事前に登録できます。

自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車であれば割引の対象となります。

E T Cを利用される場合は、自動車の事前登録及びE T C利用申請が必要です。なお、E T Cカードは原則、障がい者本人名義に限りします。

自動車	適用範囲		
	事前申請において登録できる自動車	事前申請において登録していない自動車	
		本人運転	介護運転
乗用自動車	○	○	○
貨物自動車	○	○	○
特殊用途自動車	○	○	○
二輪自動車	○	○	○
レンタカー	×	○	○
借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、 一般タクシー	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

自動車の運転者	対象者	割引率
身体障がい者自らが運転	身体障がい者	50%
重度の身体障がい者または知的障がい者が 乗車し、介護者が自動車を運転	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	

○割引方法

事前に市町村での申請が必要です。審査後、手帳に割引対象者である旨の証明を記載します。現金等で支払う場合又は登録されていない自動車で利用する場合は、料金所で手帳を提示し割引を受けます。ETC無線通行される場合は、登録したETCカードを登録した車載器にセットした状態でETCレーンを通ります。いずれの場合にも、有料道路利用時には必ず手帳の携帯が必要です。

ETCを利用される場合は、割引を利用できるようになるまで時間がかかります。

○事前申請

書類名	手続き内容						必要なケース
	事前申請において自動車を登録する場合			事前申請において自動車を登録しない場合			
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	
障がい者本人の手帳	○	○	○	○	○	○	常に必要
自動車検査証等	○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合

割賦契約書又はリース契約書	○	○	○	×	×	×	割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合
E T Cカード	○	○	×	×	×	×	E T C無線通行する場合
E T C車載器セットアップ申込書・証明書等	○	○	×	×	×	×	E T C無線通行する場合
運転免許証	○	×	×	○	×	×	障がい者本人が運転する場合

（４）雲南市民バス

○制度の概要

障がい者が雲南市民バスを利用する際の、定額料金及び定期券料金の一部を減免します。

○対象者及び減免額

身体障害者手帳、療育手帳者、精神障害者保健福祉手帳、児童養護施設・知的障害児等の児童福祉施設料金割引証の所持者を対象とし、料金の１／２を減免します。介護・付添される方も減免の対象となります。

（５）タクシーの運賃割引

○制度の概要

身体障がい者および知的障がい者がタクシーを利用する際に、運賃の割引があります。

○対象者及び割引率等

身体障がい者および知的障がい者を対象とし、１０％の割引があります。料金を支払う際に手帳を提示します。

（６）ＮＴＴ電話番号案内料金の免除

○制度の概要

身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者が電話番号案内サービスを利用する際、料金が無料になります。事前にＮＴＴへの登録が必要です。

○対象者

視覚障がい者１～６級、肢体不自由者（上肢・体幹・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）１～２級の身体障がい者および知的障がい者または精神障がい者

（７）携帯電話割引サービス

○制度の概要

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に対して携帯電話使用料等が割引になります。

（８）ＮＨＫ放送受信料の免除

○制度の概要

下記に該当する世帯について、ＮＨＫ受信料が免除されます。

○対象者及び免除割合

対象となる世帯	免除割合
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいる市町村民税非課税世帯	全額免除
視覚・聴覚障がい者または重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯主であって、ＮＨＫ放送受信契約の契約者である世帯	半額免除

○申請方法

市町村で対象世帯である旨の証明を受けた後、放送局へ免除の申し込みをします。

（９）郵便料金の減免

○対象郵便物及び割引額

制度	郵便物の種類	割引額
点字郵便物及び特定録音物等郵便物	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物（３ｋｇまで）	無料
心身障がい者用ゆうメール	身体に重度の障がいがある方または知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間では発受されるものに限る	重さに応じ ９２円（１５０ｇまで） ～３１０円（２ｋｇまで）
制度	郵便物の種類	割引額
聴覚障がい者用ゆうパック・点字ゆうパック	聴覚障がい者と日本郵政公社が指定する施設との間で発受される聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とするもの、大型の点字図書等を内容とするもの	サイズ（３辺計の長さ）に応じ １００円（６０ｃｍ） ～７３０円（１７０ｃｍ）
心身障がい者団体の発行する第三種郵便物	心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	月３回以上の発行の新聞 ５０ｇまで８円 その他 ５０ｇまで１５円

2. 税の減免

(1) 所得税

○制度の概要

本人または控除対象配偶者、扶養親族が障がい児（者）の場合、所得控除の加算があります。

○控除内容

控除名	対象者	控除額
障がい者控除	身体障害者手帳 3～6級	1人につき27万円
	療育手帳 B	
	精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	
特別障がい者控除	身体障害者手帳 1～2級	1人につき40万円
	療育手帳 A	
	精神障害者保健福祉手帳 1級	

※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除が適用されます。

(2) 住民税

○制度の概要

本人または控除対象配偶者、扶養親族が障がい児（者）の場合、所得控除の加算があります。

○控除内容

控除名	対象者	控除額
障がい者控除	身体障害者手帳 3～6級	1人につき26万円
	療育手帳 B	
	精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	
控除名	対象者	控除額
特別障がい者控除	身体障害者手帳 1～2級	1人につき30万円
	療育手帳 A	
	精神障害者保健福祉手帳 1級	

※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除が適用されます。

(3) 自動車税

○制度の概要

一定の要件を満たす自動車について、申請によって軽自動車税・自動車税・自動車取得税が減免になります。

1 人の身体障がい者等につき、軽自動車税の減免と自動車税の減免は重複して受けることは出来ません。

○対象者

ア) 身体障害者手帳所持者

障がいの区分		身体障がい者本人が運転する場合	当該身体障がい者と生計を一にする者または身体障がいの方を常時介護する方が運転する場合
		障害等級	障害等級
視覚障がい		1 ～ 3 級、4 級の 1	1 ～ 3 級、4 級の 1
聴覚障がい		2, 3 級	2, 3 級
平衡機能障がい		3 級	3 級
音声機能障がい		3 級 (喉頭摘出による場合に限る)	
上肢不自由		1, 2 級	1, 2 級
下肢不自由		1 ～ 6 級	1 ～ 3 級
体幹不自由		1 ～ 3 級、5 級	1 ～ 3 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1, 2 級 (上肢のみの場合を除く)	1, 2 級 (上肢のみの場合を除く)
	移動機能	1 ～ 6 級	1 ～ 3 級 (下肢のみの場合を除く)
心臓機能障がい		1, 3, 4 級	1, 3, 4 級
じん臓機能障がい		1, 3, 4 級	1, 3, 4 級
呼吸器機能障がい		1, 3, 4 級	1, 3, 4 級
障がいの区分		身体障がい者本人が運転する場合	当該身体障がい者と生計を一にする者または身体障がいの方を常時介護する方が運転する場合
		障害等級	障害等級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1, 3, 4 級	1, 3, 4 級
小腸の機能障がい		1, 3, 4 級	1, 3, 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 ～ 3 級	1 ～ 3 級

肝臓機能障がい	1～4級	1～4級
---------	------	------

イ)療育手帳A所持者

ウ)精神障害者保健福祉手帳1級所持者

○減免の対象となる自動車の要件

所有（取得）者	運転者	用途
障がい者本人	本人	
または生計を一にする方（本人の所有する自動車がない場合に限る）	生計を一にする方	身体障がい者等の方のための交通手段として使用されること
	常時介護する方	主として障がい者の通学（園）、通院、通所または生業等の利用に供していること

3. その他

（1）ヘルプマーク・ヘルプカード

○制度の概要

ヘルプマーク・ヘルプカードとは、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が身に着けることで、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるためのマークです。

島根県では、必要とする県民の方にマーク等を交付するとともに、広く県民の方々にマーク等を身につけている方を見かけた場合の援助や配慮をお願いする等、マーク等の周知に努めています。

○ヘルプマークの入手方法

- ・県又は市町村の交付窓口で交付申請が必要です。
- ・ヘルプマークの交付は無料ですが、1人1個です。紛失した場合は、再交付の申請が必要です。
- ・手帳等の有無は問いません。
- ・代理の方が申請することも可能です。

（2）思いやり駐車場（島根県身体障がい者等用駐車場）利用証制度

○制度の概要

島根県では、身体障がい者等用駐車場を必要とする方に県内に共通する利用証を交付することで駐車スペースを確保する「身体障がい者等用駐車場利用証制度」を実施しています。利用者の方は、事前に申請により「利用証」の交付を受け、これを車に掲げることで、制度に該当する身体障がい者等用駐車場を利用することができます。

○利用できる方

- ア) 身体に障がいがある方（身体障害者手帳所持者）で歩行が困難な方
- イ) 知的障がい者（療育手帳の障害の程度欄が「A」）で歩行が困難な方
- ウ) 精神障がい者（精神保健福祉手帳の障害の程度欄が「1級」）で歩行が困難な方
- エ) けが人等歩行が困難な方（医師が車いす、杖等の使用が必要と認めた期間）
- オ) 妊産婦（妊娠7ヶ月から産後1年間）
- カ) 高齢者（要支援1以上認定対象者）で歩行が困難な方
- キ) 難病患者で歩行が困難な方

（3）保育所・幼稚園・認定こども園保育料

○制度の概要

保育所・認定こども園に入所している児童の世帯員が次のいずれかに該当する場合、保育料徴収基準額の階層区分によって保育料が減額になる場合があります。

ただし、対象児童の保護者等が前年度（4～8月分保育料へ反映）又は当該年度（9～3月分保育料へ反映）において、市民税所得割額が77,101円未満であることが要件となります。

○対象者

児童の属する世帯に

- ①身体障がい手帳の交付を受けている者がいる
- ②療育手帳の交付を受けている者がいる
- ③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる
- ④特別児童扶養手当を受給している者がいる
- ⑤障害基礎年金を受給している者がいる

のいずれかです。また、保育料徴収基準額表の2階層～4階層の区分において減額措置が適用となります。

IV. 雲南市の障がい者福祉施設

令和7年4月1日時点

1. 基幹相談支援センター

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南ひまわり福祉会	雲南市基幹相談支援センター	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 47-7101	0854 47-7102

2. 相談支援事業所

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)あおぞら福祉会	相談支援事業所あおぞら	大東町仁和寺 9 3 5 - 1	0854 43-9555	0854 43-9556
(福)かも福祉会	かも社会就労センター障害者相談支援事業所	加茂町宇治 2 5 3 - 1	0854 49-8125	0854 49-8140
(福)雲南広域福祉会	指定相談支援事業所そよかぜ館	木次町下熊谷 1 2 5 9 - 1	0854 42-8011	0854 42-2727
(福)雲南ひまわり福祉会	きすき相談支援センターおれんじ	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 47-7101	0854 47-7102
(特非)ふれんど	相談支援事業所ふれんど	木次町新市 3	0854 42-8255	0854 42-3815
(福)雲南市社会福祉協議会	相談支援事業所みとや	三刀屋町三刀屋 1 2 1 2 - 3	0854 45-3933	0854 45-2211
(福)仁寿会	障害者相談支援事業所山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

3. 障がい者就業・生活支援センター

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南広域福祉会	雲南障がい者就業・生活支援センター アーチ	木次町下熊谷 1 2 5 9 - 1	0854 42-8022	0854 42-2727

4. 障がい福祉サービス事業所

(1) 生活介護

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンターあかがわ	大東町仁和寺 1 9 1 8 - 7	0854 43-8576	0854 43-8577
(福)雲南市社会福祉協議会	通所介護事業所おおぎ	大東町大東 1 0 3 8	0854 43-9215	0854 43-9218
(福)あおぞら福祉会	生活介護事業所野の花	大東町仁和寺 9 3 5 - 1	0854 43-9555	0854 43-9556
(福)雲南ひまわり福祉会	ほっとらいふ雲南	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 42-1635	0854 47-7102
(福)雲南広域福祉会	生活介護事業所にじいろ	三刀屋町古城	0854	0854

社会		4 7 - 1	47-7255	47-7256
(福)雲南市社会 福祉協議会	デイサービスみとや	三刀屋町三刀屋 1 2 1 2 - 3	0854 45-9898	0854 45-2211
(福)よしだ福祉 会	小規模多機能型居宅介護 事業所 ふかのの里	吉田町深野 8 4 - 6	0854 75-0346	0854 75-0456
(福)よしだ福祉 会	とちのみ	吉田町吉田 1 0 4 3 - 8	0854 74-9811	0854 74-0459
(福)雲南市社会 福祉協議会	好老センター通所介護事 業所	掛合町掛合 1 3 1 0	0854 62-0727	0854 62-0767
(福)仁寿会	障害者支援施設山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

(2) 就労継続支援A型

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(合)ローズマリー	合同会社ローズマリー	木次町里方 3 0 - 2	0854 47-7366	0854 47-7367

(3) 就労継続支援B型

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(特非)ふれんど	大東事業所ほたるハウス	大東町大東 1 0 3 8	0854 43-6908	0854 43-6907
(福)かも福祉会	かも社会就労センター	加茂町宇治 2 5 3 - 1	0854 49-8125	0854 49-8140
事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきの里	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 47-7101	0854 47-7102
(特非)ふれんど	木次事業所さくらんぼ	木次町新市3	0854 42-3888	0854 42-3815
(合)ローズマリー	合同会社ローズマリー	木次町里方 3 0 - 2	0854 47-7366	0854 47-7367
(福)あおぞら福祉会	就労継続支援B型事業所 尺の内農園	大東町仁和寺 9 3 7 - 1	0854 47-7057	0854 47-7058
(福)雲南広域福祉会	就労支援事業所しゃぼん 玉工房	三刀屋町古城 4 5 - 6	0854 45-2819	0854 45-2895
(福)仁寿会	就労継続支援事業所山光	掛合町松笠	0854	0854

	園	2 1 5 4 - 1	62-1500	62-1501
(特非)ふれんど	掛合吉田事業所せせらぎの家	掛合町掛合 8 2 1	0854 62-1828	0854 62-1828

(4) 就労移行支援

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南広域福祉会	就労支援事業所しゃぼん玉工房	三刀屋町古城 4 5 - 6	0854 45-2819	0854 45-2895

(5) 共同生活援助（介護サービス包括型）

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきたんぼぼの家	木次町東日登 3 5 6 - 1 6	0854 42-2335	0854 42-2335
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきひまわりの家	木次町東日登 3 5 6 - 1 6	0854 42-2335	0854 42-2335
(福)雲南広域福祉会	はるひハイツ	木次町下熊谷 1 2 5 9 - 5	0854 45-0020	
(福)雲南広域福祉会	いいしハイツ	三刀屋町多久和 1 1 5 9	0854 45-0020	
(福)雲南広域福祉会	こじょうハイツ	三刀屋町古城 4 2 - 2	0854 45-0020	

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南広域福祉会	レインボーハイツ	三刀屋町古城 4 5 - 6	0854 45-0020	
(福)仁寿会	グループホーム山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

(6) 共同生活援助（外部サービス利用型）

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)あおぞら福祉会	風車の舎	大東町大東 1 3 1 9 - 1 4	0854 43-5157	
(福)仁寿会	ヴィラかすみ	掛合町多根 4 9 0	0854 62-0863	

(7) 施設入所支援

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)仁寿会	障害者支援施設山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

(8) 短期入所 (ショートステイ)

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきたんぼぼの家	木次町東日登 3 5 6 - 1 6	0854 42-2335	0854 42-2335
(福)雲南ひまわり福祉会	きすきひまわりの家	木次町東日登 3 5 6 - 1 6	0854 42-2335	0854 42-2335
(福)よしだ福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかのの里	吉田町深野 8 4 - 6	0854 75-0346	0854 75-0456
(福)よしだ福祉会	とちのみ	吉田町吉田 1 0 4 3 - 8	0854 74-9811	0854 74-0459
(福)仁寿会	障害者支援施設山楽園	掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	0854 62-1500	0854 62-1501

(9) 居宅介護 (ホームヘルプ)

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンターあかがわ	大東町仁和寺 1 9 1 8 - 7	0854 43-8576	0854 43-8577
(福)雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所おおぎ	大東町大東 1 0 3 8	0854 43-9100	0854 43-9218
(福)かも福祉会	ヘルパーステーションかも	加茂町宇治 3 2 8	0854 49-8098	0854 49-9426
(特非)彩	特定非営利活動法人彩	木次町里方 1 0 9 3 - 4 7	0854 49-6121	0854 49-6118
(株)チャット・ケアすずらん	チャット・ケアすずらん指定障がい福祉サービス事業所	木次町里方 6 1 6 - 2	0854 47-7877	0854 47-7769
(福)雲南ひまわり福祉会	きすき居宅介護センターひまわり	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 42-1635	0854 47-7102
(福)雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所みとや	三刀屋町三刀屋 1 2 1 2 - 3	0854 45-5533	0854 45-2211

(福)よしだ福祉会	ケアポートよしだ	吉田町深野 8 4 - 6	0854 75-0346	0854 75-0456
(福)よしだ福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかのの里	吉田町深野 8 4 - 6	0854 75-0346	0854 75-0456
(福)よしだ福祉会	とちのみ	吉田町吉田 1 0 4 3 - 8	0854 74-9811	0854 74-0459
(福)雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所かけや	掛合町掛合 8 5 3 - 1	0854 62-9050	0854 62-9051
(特非)未来の華	訪問介護事業所えん	掛合町入間 2 8 0 - 3	0854 62-1922	0854 62-0827

5. 地域活動支援センター

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(特非)ふれんど	地域活動支援センター大東事業所ほたるハウス	大東町大東 1 0 3 8	0854 43-6908	0854 43-6907
(福)雲南ひまわり福祉会	ほっとらいふ雲南	木次町東日登 3 5 1 - 5	0854 42-1635	0854 47-7102

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(特非)ふれんど	地域活動支援センター木次事業所さくらんぼ	木次町新市 3	0854 42-3888	0854 42-3815
(福)雲南広域福祉会	地域活動支援センターパレット	三刀屋町古城 4 5 - 6	0854 45-0020	0854 45-2895

6. 児童通所サービス事業所

事業者名	事業所名	所在地	電 話	F A X
(一社)みかた麹杜	みかたっこ	大東町飯田 1 1 2 - 1 7	090 9353-7226	0854 47-7764
(特非)コミュニティサポートいずも	C S いずも放課後デイサービスつなぐ	大東町仁和寺 2 6 0 8	0854 47-7445	0854 47-7446
(福)雲南広域福祉会	さくら教室	加茂町三代 6 9 1 - 1	0854 49-9797	0854 49-9798

(特非)彩	いゝどり放課後等デイサービス	木次町里方 1 0 9 3 - 4 7	0854 47-8005	
(福)雲南ひまわり福祉会	ひなたぼっこきすき	木次町東日登 3 5 6 - 4	0854 47-7222	0854 47-7333
(労協) ワーカーズコープ・センター事業団	放課後等デイサービスみらい雲南	三刀屋町古城 4 3 - 5	0854 47-8000	

7. 一般介護予防事業の概要

制 度 名	内 容	対 象 者
介護予防把握事業	・ 閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防事業活動につなげる。	高齢者
介護予防普及啓発事業	1) にこにこ運動教室 ・ 運動器機能の維持向上を目的に、膝や腰に負担の少ない水中運動や自宅でも実施可能な室内運動を指導し、転倒防止や筋力維持を図る。 ・ ケアポートよしだを会場に6か月間実施。	70～84歳で下肢筋力がやや低下傾向にある高齢者
	2) 認知症予防教室（いきいき脳トレ講座） ・ 脳の老化防止を目的に、体操や脳トレーニング、レクリエーション等を実施。 ・ 交流センター等を会場に5回シリーズで実施。	高齢者 （介護認定を受けている方は事前に相談）
地域介護予防活動支援事業	1) 地域運動指導員養成・育成事業 ・ 身体教育医学研究所うんなんの指導により養成した地域運動指導員第1～6期生に対し定期的に研修会を開催し指導員のスキルアップを図る。	40～60歳代
	2) 介護予防サポーター養成・育成事業 ・ 地域運動指導員第1～6期生に対し、地域運動指導員研修会の場を活用し、運動だけでなく低栄養予防、口腔機能向上、認知症予防等介護予防に関する継続講習を実施し、指導員から市民への普及啓発を図る。	40～60歳代
	3) いきいきサロン事業 ・ 介護予防を目的に、高齢者や地域のボランティアが集会所等に集い、認知症予防や軽運動等の介護予防活動、交流活動を実施することで住み慣れた地域で暮らし続けられるよう図る。	高齢者及び地域のボランティア

制 度 名	内 容	対 象 者
一般介護予防事業評価事業	・ 介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る。 ・ 年度ごとに、「介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価」による各事業の実施状況の評価と、介護予防、介護度の改善状況等を評価する。	

地域リハビリテーション活動支援事業	・リハビリテーション専門職等と連携しながら、介護支援専門員等が担当している高齢者等の支援計画に関する相談に対し、専門的見地から助言を行い、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを支援する。	高齢者
--------------------------	---	------------

8. 包括的支援事業の概要

1) 地域包括支援センターの運営

制 度 名	内 容	対 象 者
地域包括支援センター委託事業	・ 高齢者にかかる総合相談や権利擁護、地域の多機関・多職種とのネットワーク構築等を通じて、高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活が続けられるよう地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、その中核的機関である地域包括支援センターの設置運営を委託する。	高齢者及び家族
運営協議会事業	・ 地域包括支援センターが、介護保険法に基づき、公正・中立に業務を遂行できるよう地域包括支援センター運営協議会を開催し、その運営について協議する。	

2) 地域包括ケアシステムの構築推進

制 度 名	内 容	対 象 者
在宅医療・介護連携事業	・ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係者の連携の推進を図る。 ・ 在宅医療介護の円滑な連携に資するため、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、主として専門機関からの相談に対応するとともに、地域包括支援センター及び病院（地域連携室）などと綿密に連携し、相談体制の充実を図る。	市民
生活支援体制整備事業	・ 地域における多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーターを配置する。 第 1 層：行政、社会福祉協議会 第 1.5 層：行政地域づくり担当、社協地域福祉担当 第 2 層：地域自主組織	市民

制 度 名	内 容	対 象 者
認知症総合支援事業	・ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の実現を目指し、認知症の人やその家族、地域での取り組みを支援する。 1) 認知症初期集中支援チームによる初期支援対応 ・ 認知症初期集中支援チーム（※）が、認知症の人（疑い含む）とその家族に対して、包括的・集中的に個別初期支援を行い、早期に適切な医療や介護サービス等につなぎ、地域で自立した生活が維持できるよう図る。 ※専門医による鑑別診断のもと、医療系と介護系の専門職がチームを組んで支援にあたる。 2) 認知症地域支援推進員による相談支援 ・ 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、地域における医療及び介護の連携強化を図るとともに、認知症の人及びその家族への支援を行うため、認知症地域支援推進員 1 名（市の保健師が兼務）を配置し、相談支援等を行う。 3) もの忘れ相談・検診による認知症早期発見・早期支援 ・ iPad を活用した認知症スクリーニング検査を実施する。 4) 認知症ケアパスの普及啓発事業 ・ 「雲南市認知症ケアパス」（令和 2 年度更新）の普及と活用を図る。	市民
地域ケア会議推進事業	・ 高齢者が住み慣れた住まいで安心して暮らし続けられるような地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげるため、保健・医療・福祉・地域の多機関多職種の協働による「地域ケア会議」を開催する。 ※但し、地域包括支援センター主催の「個別課題解決型ケア会議」と「エリア型ケア会議」（市内 3 地域で実施）を除く。	介護支援専門員、保健・医療・福祉・地域の関係者

9. 任意事業の概要

1) 家族介護支援事業

制 度 名	内 容	対 象 者
認知症高齢者 見守り事業	1) 高齢者等見守り SOS ネットワーク事業 ・「雲南地域認知症高齢者等 SOS ネットワーク」の協力会員を募集し、認知症等による行方不明者の早期発見を図る。 ・警察署や隣接市町等関係機関との連携により、行方不明時の相談支援の充実と、ネットワークシステムの広域的・効果的運用を図る（ハイリスク者の事前登録、配信訓練、普及啓発活動の実施含む）。 ・行方不明の恐れのある高齢者等であって、事前登録に同意された方へ「見守り QR シール」をお渡しする。行方不明になられた際に、発見された方がQRコードを読み取ることにより、個人の特定が素早くでき、早期発見保護につなげる。 ・地域等が主体的に実施する模擬訓練への協力。	認知症高齢者とその家族、市民
家族介護継続 支援事業	1) 認知症カフェ（オレンジカフェうなん） ・認知症の方ご本人や介護者の交流にあわせ、介護予防の知識や介護方法の研修等を行う。 ・毎月第3木曜日に実施。	市民
	2) チームオレンジ（オレンジサークル） ・ステップアップ講座を修了したボランティアが、認知症カフェ等において、認知症のひとと家族に対し、見守りや話し相手になるなどの支援を行う。	認知症高齢者とその家族、市民
	3) 介護用品支給事業 ・月額6,540円を支給限度額とし、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプーを支給。 ・59,080円を支給限度額とし、たん吸引器を支給。耐用年数は5年とし、耐用年数内の再申請は不可。	支給要件に該当する高齢者を介護している家族

2) その他の事業

制 度 名	内 容	対 象 者
成年後見制度 利用支援事業	・ 高齢者が成年後見制度を利用するうえでの相談支援や経費の負担軽減等を行う。	高齢者
認知症サポーター養成事業	・ 地域の認知症キャラバン・メイト等と連携しながら、認知症サポーターの養成を行い、認知症に関する知識の普及啓発を図る。 ・ 認知症サポーター等に対し、ステップアップ講座を開催し、認知症の人とその家族の生活の困りごとなどに対し、話し相手になったり手助けを行う人材を育成する。育成した人材をチームオレンジ「オレンジサークル」と称し、認知症カフェなどで見守りや手助けを行う。	市民
地域自立生活 支援事業	配食による見守り活動推進事業補助金 ・ 地域自主組織や社会福祉法人等が実施する配食サービスを支援（助成）することにより地域における見守り活動を推進し、高齢者等の食の自立を促す。	

10. 身体教育医学研究所うんなんの概要

＜研究所の理念＞ 「生涯健康でいきいきと暮らす 小児期からの健康づくり」
～地域とともに こころとからだを育む～

＜基本方針＞

研究所中長期計画に基づき、関係機関と連携協力して次の活動を展開しています。

1. 教育活動

- ・市民のライフステージに応じた教育活動の展開により、市民自らが意欲をもって健康づくり・介護予防などへ取り組みが出来るようにするため、各年代の「からだ」に関する課題と課題解決に向けたねらいを明確にして、雲南市の地域性に即した実践活動を展開する。
- ・健康増進・介護予防に取り組むことができる体制の整備として、地域運動指導員の養成や各地域人材の資質向上のための研修会等を行う。

2. 評価活動

- ・市が行う健康づくり・介護予防事業等において、参加者の身体機能をはじめ意識の変化など事業についての分析・評価を実施し、その結果をもとにして関係機関と事業の見直しや新たな事業の計画・推進を図る。
- ・各年代の事業評価にあたっては、その評価指標の設定や実施方法・結果の活用方法に至るまで明確にしたうえで検証する。
- ・雲南市の現状の調査等による評価により現状の把握に努め、施策提案や研究活動につなげる。

3. 研究活動

- ・国内外で未だ解決されていない課題（中山間地域ならではの健康課題含）に対して教育・保健・医療・福祉に関わる多機関と協働し、独自の研究活動を展開する。最終的には、その成果を政策、市民の健康増進へと反映させる。（例：身体活動促進に関する地域介入研究、不登校傾向の児童生徒の健康づくり支援研究等）
- ・学会・研究会等への積極的な参加や文献収集等により、国内外の優良かつ最新の情報を把握する。これによって、質の高い研究・教育活動を展開するとともに、市事業の計画策定グループの一員として市内各機関へ情報提供を行う。

＜重点課題＞

1. こどもの身体活動の促進及びスポーツ傷害等運動器疾患の予防
 - ・教職員等との協働による保・幼・小・中一貫の運動器の健康づくりに向けた適正な身体活動の確保と促進、調査結果の分析・論文投稿
2. 青壮年の運動習慣の定着
 - ・地域や関係機関との協働による適正な身体活動の確保と促進、調査結果の分析・論文投稿
3. 高齢者の運動器疾患の予防
 - ・地域や関係機関との協働による運動器疾患予防に向けた適正な身体活動の確保と促進、調査結果の分析・論文投稿

＜活動別報告＞

1. 運営委員会及び倫理審査委員会の開催
 - ①運営委員会：年2回
 - ②倫理審査委員会：1回
2. 教育活動
 - ①支援事業：107件 1,607人

子ども関連 46 件 823 人（子育て支援センター、幼稚園、保育所、PTAなど）
成人関連 4 件 89 人（事業所、団体など）
高齢者 48 件 614 人（いきいきサロン、健康自主グループ、地域自主組織など）
その他 9 件 81 人（他課事業）

②受託事業：19 件 837 人（大学、自主組織、団体、県内・外での講義・実技指導など）

③人材育成：66 件 370 人

育成研修会 3 回

④連携支援：60 件 499 人（大学、保健所、保健・教育関係者など）

⑤相談指導：4 件 4 人（市民、行政関係者など）

⑥視察受入：3 件 20 人（小中学校・高等学校大学他課事業など）

⑦雑誌掲載・取材：0 件 0 人

⑧広報活動：18 件（ホームページ・YouTube への各種情報掲載、市報掲載、ケーブルテレビで体操の放送、普及啓発資料の作成など）

⑨実習受入：1 件 1 人（大学生）

3. 評価活動

①雲南市の子どもの育成関連事業に対する評価支援

- ・わくわくうなんピック
- ・教育魅力化推進事業

②雲南市介護予防事業に対する評価支援

- ・うなん幸雲体操
- ・「きらり☆エイジング」教室
- ・にこにこ運動教室
- ・にこにこ健口教室

③雲南市健康づくり拠点推進事業（水中運動プログラム）に対する評価支援

④雲南市社会福祉協議会介護予防はつらつ事業に対する評価支援

⑤雲南市第3次総合計画に対する評価支援

4. 研究活動

①論文・報告書・解説書 5 件

②学会・研究会等での発表 2 件

③研究助成等の採択状況 5 件（共同研究・研究協力を含む）

④進行中の主体研究事業 2 件

○身体活動を促進する地域介入が中高年者の身体活動量に与える効果：地域ランダム化比較試験の拡大普及研究（申請者：北湯口純，承認 ID：R6-5-22-1，研究期間：承認日から令和 10 年 3 月 31 日，UMIN ID：000024682（身体活動を促進する地域介入が中高年者の身体活動量に与える効果：普及検証研究 Effectiveness of community-wide promotion of physical activity in middle-aged and older adults: a dissemination study 平成 28 年 11 月 2 日登録）

○不登校・不登校傾向の児童生徒のメンタルヘルスに対する継続的な支援プログラム確立のための基礎的研究（申請者：宮下拓麻，承認 ID：R6-5-22-3，研究期間：承認日から令和 9 年 3 月 31 日）

⑤進行中の共同研究事業 2 件（東京大学、東京医科大学、島根大学ほか）

5. 報道・出版

①新聞報道

- ・山陰中央新報記事 R6. 12. 22 「スクールトレーナー制度創設 島根 認定の3人活動」

6. その他

①受賞

- ・第26回日本運動疫学会学術総会；優秀演題賞受賞（都築葵，鎌田真光，天笠志保，北湯口純，宮下拓麻，安部孝文，五味達之祐，奥山健太，井上茂. 身体活動を促進する多面的地域介入の拡大普及研究.）
- ・第26回日本運動疫学会学術総会：優秀論文賞（安部孝文，北湯口純，福島教照，鎌田真光，岡田真平，田中千晶，井上茂，武藤芳照. PAIREM モデルを用いた保育者を対象とする幼児期運動プログラムの普及施策の実装評価.）

1 1. 保健事業の概要

1 1. 保健事業の概要

(1) 成人保健事業の概要

事業名	内 容	対象者
特定健診・特定保健指導	●特定健診 雲南市国保が集団は厚生連へ、個別は市内医療機関等へ委託して特定健診を行う。 【自己負担金】 無料	雲南市国保被保険者のうち 40 歳~74 歳
	●特定保健指導 健診結果を階層化し特定保健指導を行う。 【自己負担金】 無料	特定健診受診者
後期高齢者健診・保健指導	●健康診査 国保特定健診と同様に行う。 【自己負担金】 無料	75 歳以上の後期高齢者医療保険加入者
	●保健指導 健診結果は全員に郵送する。	
	●歯科口腔健診 歯科健診および口腔機能評価を行い、高齢者の健康と生活機能の維持増進を図る。 【自己負担金】 無料	76 歳から 85 歳までの後期高齢者
人間ドック（国保）	●人間ドック 【内容】 特定健康診査、大腸がん検診、心電図、胃の検査等 【検査機関】 雲南市立病院、平成記念病院 【自己負担金】 基本料金 6,500 円 ※希望者は子宮頸がん検診（雲南市立病院、平成記念病院）、乳がん検診（雲南市立病院）を別料金で追加可能。	20 歳以上の国保加入者
	●脳ドック 【内容】 特定健康診査、MRI、MRA 等 【検査機関】 雲南市立病院、松江市立病院、ヘルスサイエンスセンター島根 【自己負担金】 雲南市立病院 6,500 円 松江市立病院 9,600 円 ヘルスサイエンスセンター島根 9,500 円	50 歳~74 歳の国保加入者で、3 年間脳ドックを受けていない人

	●大腸がん検診 ①郵送による検診 【内容】2 日間の便潜血検査。市役所窓口等で検診を申込み後日検査機関から自宅に検査キットを郵送。受診者は自宅で検体採取し郵送する。 【検査機関】JA 島根厚生連 【自己負担金】500 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料。 ②個別検診 【検査機関】市内委託医療機関 【自己負担金】500 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料。	40 歳以上
	●乳がん検診 【内容】マンモグラフィ検査 40 歳～49 歳は 2 方向撮影 50 歳以上は 1 方向撮影 ①集団検診 【場所】健康福祉センター、交流センター等 【検査機関】環境保健公社、JA 島根厚生連 【自己負担金】40～49 歳 1,500 円 50 歳以上 1,000 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料 ②個別検診 【検査機関】雲南市立病院、松江市内・出雲市内の委託医療機関 【自己負担金】40～49 歳 1,500 円 50 歳以上 1,200 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料】	①集団検診 40 歳以上の女性で前年度に市の乳がん検診を受けていない方 ②個別検診 【市内委託医療機関】 40 歳以上で前年度に市の乳がん検診を受けていない女性 【市外委託医療機関】 40～69 歳で前年度に市の乳がん検診を受けていない女性

	●肺がん検診 【内容】胸部レントゲン撮影、喀痰検査（必要な方のみ） 【場所】市内巡回を基本とし、他の検診とセットで実施する場合は健康福祉センター等で実施 【検査機関】環境保健公社、JA 島根厚生連 【自己負担金】胸部レントゲン 300 円 喀痰検査 600 円 ※70 歳以上の方、生活保護世帯の方、無料クーポン券持参の方は無料	40 歳以上 （喀痰検査は 50 歳以上の方で痰の検査が必要な方）
結核検診	【内容】胸部レントゲン撮影（肺がん検診にあわせて実施） 【場所】市内巡回 【検査機関】環境保健公社、JA 島根厚生連 【自己負担金】 無料	65 歳以上
歯周病検診	【内容】歯と歯肉等の検査、問診、歯科指導 【検査機関】市内委託歯科医院 【自己負担金】 無料	40・50・60・70 歳
幼児健診における保護者歯科健診	幼児健診時に無料で保護者の歯科健診を行う。	幼児健診受診児の保護者

（２）その他の保健事業

事業名	内 容	対象者
健康教育・健康相談・訪問指導	脳卒中・高血圧症・肥満・糖尿病・慢性腎疾患・がん予防等の健康相談・教育を保健師等が個別又は集団を対象に実施する。実施にあたっては地域自主組織、地域運動指導員、食生活改善推進員等の住民組織と協働で行う。	市民
島根大学との共同研究	島根大学との包括協定に基づき、健康福祉のまちづくり施策について、雲南市の健診を通して島根大学と雲南市が共同研究する。	市民
精神保健事業	こころの健康、自死対策を中心とした健康教育や啓発活動を行う。	市民
感染症予防	人に関する食中毒や感染性胃腸炎などの感染症予防のための啓発を行う。	市民
熱中症予防	熱中症の危険が高まっていることを周知する。	市民
食育推進	「第４次雲南市食育推進計画」に基づき、食育の推進を図る。	市民
地域運動教室開催事業	市内にある運動施設を利用した運動教室を開催することで、運動を通じた市民の健康づくりを推進する。	市民
国保保健事業	生活習慣病の予防・重症化を防止するため、各種関係団体と連携し健康教育や健診の受診勧奨等を行う。 住民向けに健康講演会を行う。	国保加入者

高齢者の健康づくりと介護予防の一体的実施事業（後期高齢者医療保険保健事業）	・保健・医療・介護等にかかる各種関係機関が連携し、データ分析に基づく健康づくり・介護予防事業（健診、健康相談、健康教室等）を国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険等の制度を横断し一体的に切れ目なく実施し、生涯健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進する。 ・出前講座うんなん幸雲体操体験会を行い、自主的に活動するグループを増やす。既存のうんなん幸雲体操グループに対し、体力測定や健康相談等により支援する。 ・健診・医療・介護情報のない後期高齢者の健康状態を把握し、必要な支援につなげる。（令和7年度大東町、吉田町実施）	市民
---------------------------------------	---	----

（３）予防接種の概要

事業名	内 容	対象者
予防接種	<定期予防接種> ①市が全額負担する予防接種 予防接種法による健康被害救済措置あり。 個別接種による。 ・ロタウイルス ・5 種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき、不活化ポリオ、ヒブ） ・4 種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき・不活化ポリオ） ・3 種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風） ・2 種混合（ジフテリア、破傷風） ・不活化ポリオ ・BCG ・麻しん風しん（MR） ・日本脳炎 ・ヒブ ・小児用肺炎球菌 ・子宮頸がん予防（HPV） ・水痘 ・B 型肝炎	予防接種法で定められた年齢に該当する方

	②市が費用の一部を助成する予防接種医薬品被害の救済措置あり。 個別接種による。 ・高齢者肺炎球菌…自己負担 3,000 円 ・高齢者インフルエンザ…自己負担 2,000 円 ・高齢者新型コロナ…自己負担額 6,000 円 ・高齢者带状疱疹…自己負担額：生ワク 3,500 円、組換えワクチン 9,000 円／回	・高齢者肺炎球菌 65 歳以上の方※¹※² ・高齢者インフルエンザ 高齢者新型コロナ 65 歳以上の方※¹ ・高齢者带状疱疹 65 歳以上で 5 歳年齢ごとに対象(5 年後から 65 歳の方を対象へ切り替え) ※¹ 60 歳から 65 歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり身の回りの生活に極端な制限のある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方 ※² 肺炎球菌ワクチンを 1 回でも接種したことがある方は対象外
	③風しんに関する追加対策 5 期 ・昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性で、令和 7 年 3 月末までに風しん抗体検査を受けた方に対して、令和 9 年 3 月末まで、風しんの予防接種を公費で行う。 ＜雲南市風しん予防接種費用助成金事業＞ ・風しんワクチン…2,000 円を助成 ・麻しん風しん混合ワクチン…4,000 円を助成	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性で、令和 7 年 3 月末までに風しん抗体検査を受けた方 ①妊娠を予定または希望する女性 ②妊娠を予定または希望する女性の夫 ③妊娠している女性の夫(事実上の婚姻関係と同様の事情にある方を含む)の条件のいずれかに該当する方

建設部

1. 橋梁の状況

令和7年4月1日現在

	数量				延長(m)			
	木橋	永久橋	混合橋	計	木橋	永久橋	混合橋	計
大東町	0	294	3	297	0.00	2,859.00	16.10	2,875.10
加茂町	0	108	0	108	0.00	960.20	0.00	960.20
木次町	0	147	1	148	0.00	2,383.80	22.00	2,405.80
三刀屋町	0	183	1	184	0.00	2,513.00	6.00	2,519.00
吉田町	7	106	2	115	42.40	1,399.60	99.50	1,541.50
掛合町	9	159	0	168	131.60	1,747.26	0.00	1,878.86
合計	16	997	7	1,020	174.00	11,862.86	143.60	12,180.46

2. 市道改良率の状況

	道路種別	令和7年4月1日現在				
		路線数	実延長(m)	平均延長(m)	改良延長(m)	改良率(%)
大東町	1級	8	29,059	3,632	28,064	96.6
	2級	27	38,485	1,425	35,134	91.3
	その他	769	267,418	348	123,138	46.0
	小計	804	334,962	417	186,337	55.6
加茂町	1級	16	20,052	1,253	19,824	98.9
	2級	15	15,447	1,030	15,318	99.2
	その他	264	71,154	270	53,444	75.1
	小計	295	106,653	362	88,587	83.1
木次町	1級	9	16,394	1,822	15,261	93.1
	2級	24	40,525	1,689	36,062	89.0
	その他	376	133,257	354	74,500	55.9
	小計	409	190,175	465	125,824	66.2
三刀屋町	1級	12	18,282	1,524	18,125	99.1
	2級	25	29,737	1,189	25,887	87.1
	その他	373	148,306	398	79,827	53.8
	小計	410	196,325	479	123,839	63.1
吉田町	1級	10	24,093	2,409	24,067	99.9
	2級	7	7,595	1,085	6,354	83.7
	その他	162	91,062	562	45,096	49.5
	小計	179	122,750	686	75,518	61.5
掛合町	1級	7	21,920	3,131	20,592	93.9
	2級	4	8,681	2,170	8,248	95.0
	その他	286	127,957	447	58,617	45.8
	小計	297	158,559	534	87,457	55.2
計	1級	62	129,801	2,094	125,935	97.0
	2級	102	140,470	1,377	127,004	90.4
	その他	2,230	839,153	376	434,623	51.8
	小計	2,394	1,109,424	463	687,562	62.0

3. トンネルの状況

	箇所数	計	延長(m)	計
吉田町	2	2	571.60	571.60

4. 樋門管理の状況

	数量(箇所数)			
	国	県	市	計
大東町	0	16	0	16
加茂町	0	27	0	27
木次町	1	2	1	4
三刀屋町	2	7	1	10
合計	3	52	2	57

5. 橋梁点検判定結果

○点検結果(令和7年3月末現在)

雲南市では市道橋1017橋について法定の5年間で2巡目点検が令和5年度末で完了しました。その点検結果は、判定区分Ⅳ(緊急措置段階)3橋、判定区分Ⅲ(早期措置段階)は36橋、さらに、判定区分Ⅱ(経過観察段階)は230橋、判定区分Ⅰ(健全)は748橋となりました。

令和6年度3巡目点検では188橋の点検を実施し、点検結果は判定区分Ⅳが1橋、判定区分Ⅲが13橋、判定区分Ⅱが43橋、判定区分Ⅰが131橋となりました。

なお、判定区分Ⅲの橋梁38橋(新規橋梁2橋)の内5橋については対策が完了し、今後33橋について対策を行います。

判定区分Ⅳの橋梁4橋は令和3年災により被災し、明石2号橋と宇治谷橋の2橋については復旧済みです。

※対策完了後も次回点検まで健全度は更新されません。

○1巡目判定区分別点検結果

健全度判定区分	I	II	III	IV	合計
平成26年度	1	1	0	0	2
平成27年度	139	42	20	0	201
平成28年度	265	39	18	0	322
平成29年度	218	38	14	0	270
平成30年度	205	24	11	0	240
計	828	144	63	0	1035

○2巡目判定区分別点検結果(令和6年3月末現在)

健全度判定区分	I	II	III	IV	合計
令和元年度	132	39	12	0	183
令和2年度	169	52	4	0	225
令和3年度	151	45	8	0	204
令和4年度	136	47	9	3	195
令和5年度	160	47	3	0	210
計	748	230	36	3	1017

○3巡目判定区分別点検結果(令和7年3月末現在)

健全度判定区分	I	II	III	IV	合計
令和6年度	131	43	13	1	188
令和7年度					0
令和8年度					0
令和9年度					0
令和10年度					0
計	131	43	13	1	188

判定区分	健全度	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態 (監視や対策を行う必要のない状態)
II	経過観察段階 (軽微な補修を含む)	多少の損傷は見られるが、構造物の機能に支障が生じておらず、 もう5年間経過観察することが望ましい状態 (必要に応じ、部分的に軽微な補修を行う場合もある)
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ず べき状態(原則5年以内に何等かの措置を行う) (早期に監視や対策を行う必要がある状態)
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく 高く、緊急に措置を講ずべき状態(緊急に対策を行う必要がある 又は通行規制を行う状態)

6-2. 農地・農業用施設災害発生状況

(補助災) 被害額400千円以上

(単位:千円)

			令和3年災	令和4年災	令和5年災	令和6年災	計
大東町	農地	件数	19	2	4	12	37
		査定決定額	44,575	5,501	5,754	28,299	84,129
	農業用施設	件数	16	2	4	3	25
		査定決定額	47,466	9,693	20,502	494,393	572,054
加茂町	農地	件数	8	1			9
		査定決定額	18,603	1,005			19,608
	農業用施設	件数	4			1	5
		査定決定額	5,886			1,349	7,235
木次町	農地	件数	43	3	4	11	61
		査定決定額	123,468	6,964	11,009	30,809	172,250
	農業用施設	件数	28	2	2	2	34
		査定決定額	225,759	5,610	3,148	2,534	237,051
三刀屋町	農地	件数	163	1		3	167
		査定決定額	535,743	5,193		8,916	549,852
	農業用施設	件数	126			3	129
		査定決定額	700,275			16,367	716,642
吉田町	農地	件数	23			1	24
		査定決定額	103,500			6,173	109,673
	農業用施設	件数	24			1	25
		査定決定額	145,109			2,284	147,393
掛合町	農地	件数	45	1		3	49
		査定決定額	156,929	5,623		7,893	170,445
	農業用施設	件数	40				40
		査定決定額	319,182				319,182
雲南市計	農地	件数	301	8	8	30	347
		査定決定額	982,818	24,286	16,763	82,090	1,105,957
	農業用施設	件数	238	4	6	10	258
		査定決定額	1,443,677	15,303	23,650	516,927	1,999,557
	計	件数	539	12	14	40	605
		査定決定額	2,426,495	39,589	40,413	599,017	3,105,514

6-3. 林道災害発生状況

(補助災) 被害額400千円以上

(単位:千円)

		令和3年災	令和4年災	令和5年災	令和6年災	計
大東町	路線数	2				2
	査定決定額	17,154				17,154
加茂町	路線数					0
	査定決定額					0
木次町	路線数					0
	査定決定額					0
三刀屋町	路線数	3			1	4
	査定決定額	86,685			18,739	105,424
吉田町	路線数	4			1	5
	査定決定額	69,507			22,559	92,066
掛合町	路線数					0
	査定決定額					0
雲南市計	路線数	9	0	0	2	11
	査定決定額	173,346	0	0	41,298	214,644

6-4. 林地崩壊防止事業採択状況

(県単事業) 事業費1,000千円以上

(単位:件)

		令和3年発生	令和4年発生	令和5年発生	令和6年発生	計
大東町	件数	3		1	4	8
加茂町	件数	1		1		2
木次町	件数	2		2		4
三刀屋町	件数	54		1	3	58
吉田町	件数	5		1		6
掛合町	件数	7			1	8
雲南市計	件数	72	0	6	8	86

7. 除雪車輛保有状況(R6現在)

【保有状況】

町	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
業者数	8	4	10	6	7	10	45
除雪ドーザ	25	5	18	13	13	21	95
グレーダー	7			1	1		9
バックホウ	1	1					2
ブルドーザー				3		2	5
除雪トラック			3			1	4
ロータリー除雪車					3	1	4
小型除雪機(歩道用)	1				1		2
合計	34	6	21	17	18	25	121

【種別一覧】

町	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
除雪ドーザ15t	1						1
除雪ドーザ13t					2		2
除雪ドーザ11t	2		1	3	4	2	12
除雪ドーザ10t	1						1
除雪ドーザ8t	7		7	2	4	8	28
除雪ドーザ7t	1			2	1	3	7
除雪ドーザ5t	2		2	1	1	3	9
除雪ドーザ4t	11	5	8	5	1	5	35
グレーダー	7			1	1		9
バックホウ	1	1					2
ブルドーザー8t級				1		1	2
ブルドーザー4t級				2		1	3
除雪トラック7t			2			1	3
除雪トラック2t			1				1
ロータリー除雪車2.2m級					2		2
ロータリー除雪車1.5m級						1	1
ロータリー除雪車1m級					1		1
小型除雪機(歩道用)	1				1		2
合計	34	6	21	17	18	25	121
県貸与車	5		4	3	3	2	17
市貸与車	11		6	5	13	11	46
県借上車	12	1	4	3	1	7	28
市借上車	6	5	7	6	1	5	30
合計	34	6	21	17	18	25	121

【除雪ボランティア貸出台数】

町	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	本庁	合計
台数							15	15

8. 都市計画の状況

雲南都市計画

(1)区域

指定年月日(最終) 平 21.4.1

雲南都市計画区域	内 訳			
	大 東	加 茂	木 次	三刀屋
6,019ha	3,013ha	1,213ha	1,212ha	581ha

(2)用途地域指定

指定年月日(最終) 平 23.2.22

区 分	雲南都市 計画区域	内 訳				構 成	容積率	建ぺい率
		大 東	加 茂	木 次	三刀屋			
第一種低層 住居専用地域	10.0ha			10.0ha		1.5%	60%	40%
	6.8ha			6.8ha		1.0%	80%	50%
第一種住居地域	296.7ha	52.5ha	84.7ha	113.5ha	46.0ha	43.3%	200%	60%
第二種住居地域	4.7ha	4.7ha				0.7%	200%	60%
準住居地域	2.3ha	2.3ha				0.3%	200%	60%
近隣商業地域	171.4ha	37.0ha	27.3ha	34.4ha	72.7ha	25.1%	200%	80%
商業地域	17.0ha			17.0ha		2.5%	400%	80%
準工業地域	100.0ha	9.5ha	46.0ha	40.1ha	4.4ha	14.6%	200%	60%
工業地域	45.0ha		7.1ha	37.9ha		6.6%	200%	60%
工業専用地域	30.0ha			30.0ha		4.4%	200%	60%
合 計	683.9ha	106.0ha	165.1ha	289.7ha	123.1ha	100.0%		

(3)都市施設

1)都市計画道路

指定年月日(最終) 平 26.4.1

区 分	雲南都市 計画道路		内 訳									
			大 東		加 茂		木 次		三刀屋		木次・三刀屋	
	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)
幹線道路	21	28,120	5	7,560	1	940	7	6,610	3	1,980	5	11,030
区画道路	13	7,580	3	2,210	1	720	2	2,240	6	2,220	1	190
合 計	34	35,700	8	9,770	2	1,660	9	8,850	9	4,200	6	11,220

2)都市公園

指定(供用)年月日(最終) 令 4.4.1

公園名	都市計画区分	所在地	計画面積	供用面積
大 東 公 園	総合公園	大東町大東、下阿用	19.0ha	11.12ha
木次運動公園	"	木次町新市	27.0ha	2.78ha
加茂中央公園	"	加茂町神原、宇治	19.2ha	16.30ha
加茂中公園	近隣公園	加茂町加茂中	1.4ha	1.40ha
木 次 公 園	"	木次町木次	2.7ha	2.35ha
加茂岩倉遺跡公園	特殊公園	加茂町岩倉、大崎及び延野	9.1ha	0.43ha
三刀屋公園		三刀屋町三刀屋	0.28ha	0.28ha

3)公共下水道

指定年月日(最終) 平 24.11.2

区 分	面 積	左のうち	
		汚水処理区域	雨水処理区域
大東処理区	約 102ha	約 102ha	約 67ha
加茂処理区	約 56ha	約 56ha	—
木次・三刀屋処理区	約 476ha	約 476ha	約 476ha

4)都市下水路 指定年月日(最終) 平 21.4.1

名 称	面 積
加茂中都市下水路	約 33ha

5)ごみ処理施設 指定年月日(最終) 平 21.4.1

名 称	面 積
雲南市・飯南町事務組合最終処分場	約 13,800 m ²
雲南市・飯南町事務組合リサイクルプラザ	約 8,100 m ²

6)土地区画整理事業 指定年月日(最終) 平 23.2.22

名 称	面 積
大木原土地区画整理事業	約 13.7ha
丸子山周辺土地区画整理事業	約 2.1ha

(4)立地適正化計画 公表年月日 令和 5.1.1

名 称	面 積
雲南市立地適正化計画	雲南都市計画区域 6,019ha

９．公営住宅建設事業実施状況

年度	事業内容
R1	三刀屋第2団地1棟(2DK・4戸)建設
R2	三刀屋第2団地1棟(1DK・4戸)・集会所建設
R3	三刀屋第2団地1棟(2DK・4戸)建設
R4	三刀屋第2団地1棟(2DK・4戸)建設 三刀屋第2団地5棟20戸建設完了
R5	中村団地建替用地取得
R6	中村団地建替建築設計

１０．公営住宅等ストック改善事業実施状況

年度	事業内容
R1	三刀屋団地住戸改善10戸
R2	三刀屋団地住戸改善8戸
R3	萱原団地共用部改善
R4	西の原団地住戸30戸及び共用部改善
R5	阿用団地10戸、深野団地4戸、平岩団地9戸、大多和団地10戸住戸改善
R6	三刀屋団地40戸住戸改善

１１．建築確認申請受付件数

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	公共建築物	3	11	7	6	3	2	0	2
	一般建築物	105	104	105	91	90	104	102	85
	計	108	115	112	97	93	106	102	87
	うち4号建築物※	38	29	28	30	20	28	12	15

※4号建築物とは、市が受付を行う建築基準法第6条第1項4号に規定する建築物

１２．木造住宅耐震化等促進事業補助金申請件数

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	耐震診断	3	4	4	3	3	3	0	1
	補強計画	0	0	1	1	0	1	0	0
	耐震改修	0	0	1	1	0	1	0	0
	耐震改修(総合支援)							0	0
	建替え(総合支援)								0
	解体	3	3	1	3	2	1	0	0
	計	6	7	7	8	5	6	0	1

１３．がけ地近接等危険住宅移転事業実施件数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	0	1	0	0	2	1	0	0

14. 雲南市管理住宅一覧

令和7年4月現在

市営住宅 (政令月収 158,000円)

	名 称	位 置	築年	戸数	家賃	共益費
1	西の宮団地	大東町下阿用	S46 ~ S56	33	4,900~28,100	
2	三峠団地	大東町下阿用	S52 ~ S55	28	12,200~18,400	
3	大多和団地	大東町仁和寺	S57 ~ H4	26	11,000~31,400	1,600
4	阿用団地	大東町東阿用	H13 ~	10	20,800~40,800	
5	春殖団地	大東町養賀	H15 ~	10	22,400~43,900	2,000
6	向島団地 (改良住宅)	大東町大東下分	H21 ~ H23	10	13,200~32,500	2,600
7	中村団地	加茂町加茂中	S39 ~	30	3,100~6,900	
8	東谷団地	加茂町東谷	S50 ~ S51	16	11,800~14,300	
9	宇治団地	加茂町宇治	H1 ~ H4	24	15,700~34,500	
10	宇治龜山団地	加茂町宇治	H15 ~	16	19,000~46,200	2,800
11	村方団地	木次町木次	S47 ~	4	5,300~10,400	
12	澄水団地	木次町木次	S56 ~ S60	48	16,600~35,500	
13	下熊谷第2団地	木次町下熊谷	H13 ~	50	11,700~46,300	
14	八日市住宅	木次町木次	H16 ~	16	22,200~48,500	3,500
15	三日市団地	木次町木次	H17	20	19,600~52,800	
16	東日登団地	木次町東日登	S60	8	21,700~30,900	800
17	そろ山団地	木次町里方	H25 ~ H26	24	19,000~44,200	
18	三刀屋団地	三刀屋町三刀屋	H1 ~ H4	48	10,900~37,000	1,300
19	萱原団地	三刀屋町三刀屋	H5 ~	30	21,000~41,300	1,100
20	西の原団地	三刀屋町三刀屋	H7 ~ H8	30	22,200~45,700	1,100
21	三刀屋第2団地	三刀屋町三刀屋	H31 ~	20	15,900~41,800	
22	瑞光団地	吉田町吉田	S63 ~ H2	12	12,200~24,200	700
23	深野団地	吉田町深野	H2 ~ H14	12	12,700~29,100	200
24	下町団地	吉田町吉田	H16 ~	10	15,500~37,000	500
25	中郡団地	掛合町掛合	H5 ~ H7	17	15,700~40,100	
26	緑ヶ丘団地	掛合町掛合	S56 ~ S57	10	15,100~30,100	
27	平岩団地	掛合町掛合	H1 ~	16	18,200~35,800	
28	上郡団地	掛合町掛合	S57 ~	20	15,300~31,100	
市営住宅				戸数 小計	598	

特定公共賃貸住宅 (政令月収 158,001円~487,000)

	名 称	位 置	築年	戸数	家賃	共益費
1	里方住宅	木次町里方	H12 ~	20	65,000	
2	古城団地	三刀屋町古城	H8 ~	2	40,000	1,700
3	瑞光団地	吉田町吉田	H11 ~	6	45,000	1,600
4	中郡団地	掛合町掛合	H8 ~	12	30,000~35,000	
5	下郡団地	掛合町掛合	H11 ~	12	50,000	
特定公共賃貸住宅				戸数 小計	52	

定住促進住宅 (所得要件は無し) ※旧雇用促進住宅(木次東・加茂中)は特公賃を適用する

	名 称	位 置	築年	戸数	家賃	共益費
1	グランデ大東95	大東町田中	H6 ~	8	35,300	2,450
2	宇治龜山団地	加茂町宇治	H14 ~	12	30,000~40,000	
3	古城団地	三刀屋町古城	H7 ~ H8	4	40,000	1,700
4	上佐中団地	掛合町掛合	S47 ~	2	30,000	
5	加茂中団地	加茂町加茂中	H7	60	30,200	800
6	木次東団地	木次町里方	H3	60	29,400	800
7	瑞光団地	吉田町吉田	H10	4	25,000	
定住促進住宅				戸数 小計	150	

定住促進賃貸住宅 (所得要件は無し)

	名 称	位 置	築年	規模	戸数	家賃	共益費
1	グランデ大東97	大東町田中	H8	2 DK	12	37,300	3,350
2	グランデ大東99	大東町田中	H10	1・3 DK	21	28,000~47,900	2,900
3	グランデ大東01	大東町新庄	H12	1・3 DK	13	28,000~48,000	3,750
4	グランデ大東03	大東町新庄	H14	1・3 DK	36	28,000~48,000	2,800
5	グランデ大東04	大東町下佐世	H15	3 DK	20	46,000	3,400
6	グランデ大東06	大東町大東	H17	3 DK	12	47,000	3,800
7	加茂ドリームタウン	加茂町加茂中	H8	1 LDK	8	37,000	2,000
8	ベルポートきすき	木次町木次	H6	1 LDK	60	26,000	
9	ベルポート浜が丘	木次町山方	H12	1 DK	12	30,000	年額2,000
10	ベルポート八本杉	木次町里方	H14	1・2 DK	20	33,000~46,000	
11	ベルポート八日市	木次町木次	H14, 15	1・2 DK	14	33,000~43,500	
12	サンコーボ94	三刀屋町古城	H6	1 LDK	6	35,000	1,400
13	サンコーボ95	三刀屋町三刀屋	H7	1 LDK	6	36,000	1,400
14	サンコーボ96	三刀屋町三刀屋	H8	1 LDK	6	36,000	1,400
15	タウンズイン掛合	掛合町掛合	H5	1 LDK	4	33,800	
16	タウンズイン波多	掛合町波多	H5	1 LDK	4	10,000	
17	タウンズイン下町	掛合町掛合	H17	2 DK	4	37,500	
定住促進賃貸住宅				戸数 小計	258		

雲南市管理住宅

140

戸数 合計

1,058

参考：管理種別一覧

管理種別	法令	概要	業務例	対象住宅
管理代行	公営住宅法	・事業主体（市）の立場を代行する権限を有し、受託者が責務を伴い業務を行う。 ・公営住宅法上の <u>法定行為を行うことができる</u>	入居者の決定→できる 建物の許可（模様替、同居・承継承認等）→できる	公営住宅
指定管理	地方自治法	・事業主体（市）に代わって指定管理者が管理業務の一部を行うが、その業務内容は、 <u>入居申込書などの受付・審査等の行政判断が不要な機械的事務や事実行為</u> に限られる。	入居者の決定→できない 建物の許可（模様替、同居・承継承認等）→できない	公営住宅以外の市営住宅 ・改良住宅 ・特定公共賃貸住宅 ・定住促進住宅
管理の一時返還	地方住宅供給公社法	・島根県住宅供給公社との協定・契約に基づき市が管理していた公社所有の定住促進賃貸住宅について、管理事務を一時的に公社へ返還し、管理に係る費用を支出する。	賃貸、住宅の管理及び付帯する業務→できる	公社定住促進賃貸住宅

対象住宅	公営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく住宅	27団地（588戸）
	改良住宅	住宅地区改良法等（昭和35年法律第84号）に基づく住宅	1団地（10戸）
	特定公共賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく住宅	5団地（52戸）
	定住促進住宅	雲南市定住促進住宅条例（平成16年雲南市条例第288号）	7団地（150戸）
	定住促進賃貸住宅	地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく住宅	18団地（258戸）

上下水道局

1. 雲南市の水道状況（R6年度県水道統計調査）

(1)普及状況

令和7年3月31日現在

区 分	行政区域内人口 (人)	行政区域内世帯数	上水道			簡易水道（飲供含む）			専用水道		合計			普及率 (%)
			施設箇所	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	施設箇所	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	箇所 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	施設箇所	計画給水人口 (人)	
大東町	10,553	4,100	2	16,380	9,406	2	242	334	-	-	4	16,622	9,740	92.3
加茂町	5,364	2,119	1		5,289				-	-	1		5,289	98.6
木次町	7,512	3,138	3	12,955	7,190	2	369	296	-	-	5	15,289	7,486	99.7
三刀屋町	5,984	2,575	1		4,417	2	1,965	1,500	-	-	3		5,917	98.9
吉田町	1,315	583				8	1,471	1,163	-	-	8	1,471	1,163	88.4
掛合町	2,206	1,040				12	2,718	2,080	-	-	12	2,718	2,080	94.3
計	32,934	13,555	7	29,335	26,302	26	6,765	5,373	-	-	33	36,100	31,675	96.2

人口は、R7.4.1 県推計人口値を市のデータで町別に按分した

(2)給水状況

区 分	給水区域内人口 (人)	給水区域内 世帯数	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	計画1日最大 給水量m ³	実績1日最大 給水量m ³	給水 世帯数	年間総給水量 (m ³)	年間有収水量 (m ³)	有収率 (%)
大加上水（大東）	9,712	3,782	16,380	9,406	5,404	5,338	3,660	924,100	787,101	85.2
大加上水（加茂）	5,356	2,033		5,289			2,008	(292,000) ※717,094	※647,734	90.3
小計	15,068	5,815	16,380	14,695	5,404		5,668	1,641,194	1,434,835	87.4
久野簡水	427	184	242	334	105	220	143	33,904	26,341	77.7
小計	427	184	242	334	105		143	33,904	26,341	77.7
木三上水(木次)	7,232	3,048	12,955	7,190	5,676	4,489	3,032	1,391,039	779,662	92.4
木三上水(三刀屋)	4,445	1,841		4,417			1,829		505,455	
小計	11,677	4,889	12,955	11,607	5,676		4,861	1,391,039	1,285,117	92.4
湯村簡水	145	95	183	143	122	99	94	25,241	21,545	85.4
平田簡水	153	64	186	153	99	65	64	12,910	12,115	93.8
小計	298	159	369	296	221		158	38,151	33,660	88.2
鍋山中野簡水	1,562	664	1,965	1,500	837	775	635	179,754	137,784	76.7
小計	1,562	664	1,965	1,500	837		635	179,754	137,784	76.7
吉田町簡水	447	244	581	434	388	190	237	58,203	53,157	91.3
深野簡水	183	74	214	183	121	96	74	18,354	18,147	98.9
川手簡水	127	11	118	127	107	47	11	3,768	2,523	67.0
宇山簡水	115	54	154	115	64	36	54	7,339	6,233	84.9
上山矢入簡水	144	67	161	127	71	69	60	14,335	13,728	95.8
川尻大吉田簡水	176	91	160	119	148	92	65	17,842	15,682	87.9
菅谷簡水	63	37	83	58	44	46	35	6,330	5,512	87.1
小計	1,255	577	1,471	1,163	943		535	126,171	114,982	91.1
掛合簡水	1,121	481	1,376	1,114	646	679	477	156,585	131,448	83.9
多根簡水	346	154	453	339	314	287	151	47,993	31,683	66.0
入間簡水	83	47	154	83	76	95	47	16,792	10,123	60.3
波多簡水	192	132	260	178	153	178	124	29,134	17,240	59.2
松笠簡水	300	89	355	292	240	198	86	41,414	30,889	74.6
掛合西飲供	38	26	60	38	60	22	22	4,344	4,097	94.3
掛合東飲供	36	25	60	36	25	35	19	3,990	3,616	90.6
小計	2,116	953	2,718	2,080	1,514		925	300,252	229,096	76.3
合計	32,403	13,241	36,100	31,675	14,700		12,925	3,710,465	3,261,815	87.9
							上水道	3,066,137	2,746,293	89.6
							統合簡水	644,328	515,522	80.0

令和7年3月31日現在

参考値1		参考値2		
給水人口 (人)	給水率 (%)	個人理由 未給水人口	飲用井戸 給水人口	整備率
9,740	92.3	399	234	98.2%
5,289	98.6	67	0	99.8%
7,486	99.7	44		100.2%
※5,883	98.3	90		99.8%
1,163	88.4	92	57	99.7%
※2,100	95.2	36	34	98.3%
31,661	96.1	728	325	99.3%

飲用井戸整備の状況

施設名		飲用井戸 給水人口(人)	飲用井戸 世帯数	備考
大東町	井戸事業	234	95	個人管理
加茂町	井戸事業			個人管理
吉田町	井戸事業	57	23	個人管理
掛合町	井戸事業	34	11	個人管理
飲用井戸 計		325	129	

2. 水道料金、下水道使用料及び加入分担金等の状況

令和7年4月1日現在

(1) 水道料金（消費税込み）

（令和7年3月まで）

水道メーター口径	基本料金 (1 月につき)	従量料金(1 m ³ につき)			
		0～8 m ³	9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ 以上
13 mm	1, 496 円	0 円	207 円	248 円	280 円
20 mm	3, 184 円				
25 mm	5, 775 円	207 円			
30 mm	9, 450 円				
40 mm	15, 899 円				
50 mm	29, 642 円				
75 mm	61, 916 円				
100 mm	107, 360 円				

（令和7年4月以降）

水道メーター口径	基本料金 (1 月につき)	従量料金(1 m ³ につき)			
		0～8 m ³	9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ 以上
13 mm	1, 210 円	67 円	207 円	248 円	280 円
20 mm	2, 930 円				
25 mm	6, 118 円	207 円			
30 mm	10, 264 円				
40 mm	17, 329 円				
50 mm	31, 601 円				
75 mm	65, 011 円				
100 mm	112, 191 円				

◇水道料金の改定状況

平成16年11月1日町村合併時：旧町村の額を継続

平成19年4月：料金統一

平成26年4月：料金改定（平均5.9%値上げ）及び消費税改定による改定

平成29年4月：料金改定（平均7.8%値上げ）

令和元年10月：消費税改定による改定

令和7年4月：料金改定（平均5%値上げ）

(2) 下水道使用料（消費税抜）

基本料金 (1 月につき)	従量料金(1 m ³ につき)		
	9～20 m ³	21～50 m ³	51 m ³ 以上
1,098 円	158 円	216 円	271 円

注 1：排出した汚水の量は水道水の場合、その使用水量とする。

注 2：一般家庭において、水道水以外の水を使用した場合、1 月につき 1 人当たり 6 m³を使用水量とする。

注 3：一般家庭において、水道水と併用して水道水以外の水を利用した場合、1 月につき 1 人当たり 3 m³を水道水以外の使用水量とする。

◇下水道使用料の改定状況

平成 16 年 11 月 1 日町村合併時：旧町村の額を継続

平成 20 年 4 月：料金統一

平成 26 年 4 月：消費税改定による改定

令和元年 10 月：消費税改定による改定

令和 4 年 4 月：料金改定（平均 20%値上げ）

※ただし、使用者の負担緩和を図るため、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月使用分については平均 10%の引き上げ、令和 5 年 4 月使用分から平均 20%引き上げるように 2 段階の改定

(3) 水道加入分担金（消費税込み）

水道メーター口径	分担金の額
13 mm	44,000 円
20 mm	57,200 円
25 mm	85,800 円
30 mm	128,700 円
40 mm	273,900 円
50 mm	536,800 円
75 mm	1,591,800 円
100 mm	2,539,700 円

◇水道加入分担金の改定状況

平成 16 年 11 月 1 日町村合併時：分担金統一

平成 26 年 4 月：消費税改定による改定

令和元年 10 月：消費税改定による改定

(4) 下水道事業受益者負担金・分担金

区分	負担金・分担金の額
・ 公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業 ・ コミュニティープラント事業	受益面積に 1 m ² 当り 426 円を乗じた額。 ただし、5,000 m ² を上限とする。
・ 個別浄化槽整備事業	標準設置工事費の 10 分の 1 に相当する額。

◇下水道事業受益者負担金・分担金の改定状況

平成 16 年 11 月 1 日町村合併時：旧町村の額を継続

平成 31 年 4 月：負担金・分担金の統一

3. 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の状況

令和7年4月1日現在

(1) 指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者とは、配水管から分岐された給水管等給水装置の工事を適正に施行することができる市が指定した事業者。指定の期間は、5年間（更新制）。【水道法第16条の2、雲南市水道事業給水条例第9条】

- ① 市内工事事業者 ： 37事業者
- ② 市外工事事業者 ： 73業者

(2) 排水設備指定工事店

排水設備指定工事店とは、下水道等に排水するための排水管等排水設備の工事を適正に施行することができる市が指定した工事店。指定の期間は、5年間（更新制）。【雲南市下水道条例第8条等】

- ① 市内工事店 ： 37店
- ② 市外工事店 ： 58店

4. 工業用水道事業の状況

(1) 工業用水道事業とは

工業用水道事業は、工業用水道法に基づき、「特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発展と地盤沈下の防止に資する」ことが目的です。

雲南市工業用水道事業は、給水量の大半を占めていた企業が工業用水の使用を令和3年度末で停止したため、今後の工業用水道事業の継続は困難であると判断し、雲南市として事業の廃止を決定しました。

(2) 事業の概要

事業開始年月 平成7年
対象事業所 なし
事業廃止年月 令和7年3月31日

(3) 会計区分

地方公営企業法適用

(4) 設備

令和6年度中にすべての施設は撤去しています

(5) 1日平均供給水量の推移（過去5ヵ年実績）

【単位：m³/日】

企 業 名	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
パナソニックソーラーシステム製造	1,477	1,062	0	0	0
ホシザキ	22	15	10	9	0
計	1,499	1,077	10	9	0

(6) 施設の稼働状況

令和6年2月より全施設の稼働を休止

令和7年3月末をもって事業を廃止しました

5. 下水道の状況

令和7年3月31日現在

(1) 会計の区分

下水道事業会計(令和2年4月1日地方公営企業法の適用): 木次町・三刀屋町地区公共下水道事業、大東町、加茂町地区特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業

(2) 汚水処理人口及び普及率

単位:人

区分	事業名	行政人口	処理人口	接続人口	普及率
汚水処理施設	集合処理		9,086	8,480	
			5,754	5,012	
			7,541	6,905	
			19	19	
	個別処理		9,055	9,055	92.0%
	計	34,197	31,455	29,471	

※公共下水道…市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道処理施設(2町が共同で行う場合)

※特定環境保全公共下水道…公共下水道のうち、市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域では既成市街地及びその周辺地域)以外の区域における処理対象人口1,000人～10,000人の下水道処理施設

※農業集落排水…農村地帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全のための下水道処理施設

※簡易排水…処理対象世帯が3戸～20戸未満の下水処理施設

※浄化槽…集合処理区域外の地域で、トイレ等の生活排水を処理する施設

(3) 各下水道事業の概要

木次町・三刀屋町地区公共下水道の概要

項目	全体計画	事業計画
計画処理面積	755.5 ha	755.5 ha
計画処理人口	12,100 人	12,400 人
1日当り最大汚水量	5,980 m ³ /日	6,160 m ³ /日
処理場	木次・三刀屋浄化センター	木次・三刀屋浄化センター
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
処理区域	木次・三刀屋処理区	木次・三刀屋処理区
下水排除方式	分流式	分流式
整備期間	H4～R12	H4～R10
供用開始	H11.4.1	H11.4.1
供用面積	719.4 ha	719.4 ha

※オキシデーションディッチ法…最初沈殿池を設けずに機械式エアレーション装置のある水深の浅い無終端水路(循環する水路)を反応タンクとして、負荷の低い条件で活性汚泥処理を行い最終沈殿池で汚泥と処理水とを分離する方法。

加茂町地区特定環境保全公共下水道の概要

項目	全体計画	事業計画
計画処理面積	162.6 ha	162.6 ha
計画処理人口	3,400 人	3,200 人
1日当り最大汚水量	1,340 m ³ /日	1,450 m ³ /日
処理場	加茂浄化センター	加茂浄化センター
処理方式	単槽式嫌気好気活性汚泥法	単槽式嫌気好気活性汚泥法
処理区域	加茂処理区	加茂処理区
下水排除方式	分流式	分流式
整備期間	H2～R12	H2～R10
供用開始	H6.10.1	H6.10.1
供用面積	162.6 ha	162.6 ha

※単槽式嫌気好気活性汚泥法…活性汚泥に酸素の存在しない嫌気状態と酸素の存在する好気状態とを連続して経験させると、細胞内にリンをポリリンとして蓄積する微生物が集積する。この原理を利用して、単一の反応タンクで嫌気・好気状態を交互に形成して処理する方法。

大東町地区特定環境保全公共下水道の概要

項目	全体計画	事業計画
計画処理面積	94.9 ha	90.8 ha
計画処理人口	2,500 人	2,500 人
1日当り最大汚水量	1,650 m ³ /日	1,650 m ³ /日
処理場	大東浄化センター	大東浄化センター
処理方式	膜分離活性汚泥法	膜分離活性汚泥法
処理区域	大東処理区	大東処理区
下水排除方式	分流式	分流式
整備期間	H14～R12	H14～R10
供用開始	H18.10.1	H18.10.1
供用面積	94.9 ha	90.8 ha

※膜分離活性汚泥法…反応タンク内で下水と活性汚泥と呼ばれる微生物とをエアレーションによって混合し、処理水と活性汚泥との分離を、従来の沈殿池に変えてろ過膜を使って行う方法。

農業集落排水事業の概要

処理区名	計画処理人口(人)	計画戸数(戸)	接続戸数(戸)	供用開始年月
大竹	450	94	70	H 5. 6
宇治神原	1,070	203	237	H 6. 9
加茂南	1,200	261	259	H 9.11
加茂北	820	178	43	H11. 4
三代	610	148	121	H12. 1
(西本郷)	-	-	-	(H 8. 3)
湯村	310	68	47	H12. 1
平田	400	91	53	H13. 3
日登	1,470	333	315	H17. 4
大島引野	200	50	40	H18. 4
上熊谷	300	54	48	S62. 4
一宮	1,800	397	427	H 7. 4
(鍋山)	-	-	-	(H 9. 4)
多久和	690	174	122	H10. 4
里坊	280	72	49	H13. 4
中野六神	910	254	150	H14. 4
伊萱	270	67	47	H19.10
吉田町	1,070	219	116	H20. 4
掛合	2,480	491	380	H 5. 8
掛合下	1,050	104	77	H 8. 5
入間	170	59	20	H13. 4
下多根	350	97	61	H15. 4
計	15,900	3,414	2,682	

※令和2年4月1日 西本郷農業集落排水事業を木次三刀屋公共下水道へ統合したので、農集では計上しない。

※令和4年4月1日 鍋山農業集落排水事業を木次三刀屋公共下水道へ統合したので、農集では計上しない。

簡易排水事業の概要

処理区名	計画処理人口(人)	計画戸数(戸)	接続戸数(戸)	供用開始年月日
松笠	60	15	8	H13.4

コミュニティープラント事業の概要

処理区名	計画処理人口(人)	計画戸数(戸)	接続戸数(戸)	供用開始年月日
中山	-	-	-	H14.4

※令和6年4月1日 加茂特定環境保全公共下水道へ統合したので、コミュニティープラントでは計上しない。

浄化槽事業の概要(市町村整備推進、個別排水処理、浄化槽設置整備事業)

地区名	計画基数(基)	実施整備基数(基)
大東	2,400	2,212
加茂	80	71
木次	200	199
三刀屋	190	153
吉田	290	278
掛合	340	311
計	3,500	3,224

(個人設置120)

浄化槽の近年の整備状況(過去5ヵ年)

年度	計画基数(基)	整備基数(基)
令和2年度	40	40
令和3年度	40	29
令和4年度	35	34
令和5年度	40	35
令和6年度	40	33
合計	195	171

農業委員会

1. 農業委員会の概要

（１）農業委員会は市町村に設置される行政機関

農業委員会は、地方自治法第180条の5第3項によって市町村に設置が義務づけられており、委員は農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する。また、農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することとされている。

農業委員会は、市町村の機関であるため市町村長の統轄に属し（地方自治法第147条）、事務所の設置、予算の計上、執行等の事務は市町村長が所掌するが、市町村長の補助機関ではなく、独立した別個の行政機関であるため、その所掌事務の執行については市町村長の指揮監督を受けることはない。

（２）農業委員会の改革

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日より改正・施行され、農業委員会は、その主たる任務である農地法に基づく許認可事務に加えて、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが、何よりも重要とされた。雲南市においては令和5年7月20日から農業委員19人、農地利用最適化推進委員37人で第8期の体制がスタートした。

（３）農業委員会の業務

1) 法令に基づく必須の業務

◎農業委員会等に関する法律第6条第1項に関する業務

【農地法や農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律等の規定に基づくもの】

I. 農地法関係

1. 農地所有適格法人に関する常時従事者についての認定（法第2条）

2. 農地の権利移動

権利を取得する者が、農地等について所有権を移転し、又は使用及び収益目的とする権利を設定若しくは移転する場合の許可（法第3条）

3. 農地の転用

ア 農地の所有者が自ら農地等を農地以外に転用するための知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付（法第4条）

イ 農地等を買受け、あるいは耕作権の移動を受けて転用するための権利の設定、移転につき知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付（法第5条）

※転用許可及び協議について、雲南市は平成29年1月より県から農地転用許可事務等の権限移譲を受けている。

4. 農地所有適格法人の要件適合性を担保するための措置
 - ア 農地所有適格法人からの報告の受理及び要件を欠くおそれがある農地所有適格法人に対する勧告（法第6条第1項、第2項）
 - イ 農地所有適格法人でなくなった場合等における農地等の斡旋（法第6条第3項）
 - ウ 農地所有適格法人でなくなった場合等における農地等を買収するために必要な法人の事務所等への立入り調査の執行（法第14条）
5. 農地等の賃貸借の解約等
農地等の賃貸借の解約等にかかる、通知書の受理（法第18条）
6. 和解の仲介
農地の利用関係をめぐる紛争が生じた場合の和解の仲介の実施（法第25条）
7. 利用状況調査
毎年1回区域内にある農地の利用状況について、調査を行わなければならない。
（法第30条）
8. 利用意向調査
遊休農地の農地所有者に対して、農地中間管理機構に貸付ける、自ら耕作する等の意向を確認する。（法第32条）
9. 農地台帳の作製、公表
農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに農地の所有者の氏名または名称及び住所等を記録した農地台帳を作成する。（法第52条の2）また、農地台帳に記録される事項をインターネットの利用その他の方法により公表する。（法第52条の3）等々

Ⅱ. 農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の推進に関する法律

1. 「基本構想」作成に際しての意見
市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想についての意見具申（法第6条）
「農地利用集積促進計画」作成に際しての意見
市町村が指定する農用地利用集積促進計画についての意見具申（法第19条）
2. 農用地の利用関係の調整
3. 認定農業者からの農用地の利用権設定等を受けた旨の申し出又は農地所有者からの利用権設定等の斡旋申し出に対する農用地の利用関係の調整、農地保有合理化法人による買入れが必要と認めるときの市町村長への通知、及び市町村長への農用地利用集積計画作成要請（法第13条）
4. 認定農業者（個人）が、機械等の割増償却の特例を受けようとする場合、農業経営改善計画に従って営農している旨の証明書の交付（法第14条）
5. 農用地利用集積計画の決定
市町村が定める農用地利用集積計画の決定（法第18条）
6. 市町村が農用地利用規程の認定等をしようとするときの意見具申（法第23条）
等々

Ⅲ. 農業振興地域の整備に関する法律

交換分合

農業振興地域内において、市町村が定める交換分合計画への同意又は知事への意見具申（法第13条の2）

Ⅳ. 土地改良法

1. 土地改良事業に参加する資格者の認定

小作地に係る土地改良事業に参加するときの承認、公告、通知（法第3条）

2. 換地計画への同意又は意見具申

土地改良区が定める換地計画の知事への認可申請に際しての同意又は意見具申（法第52条）

3. 交換分合

ア 農用地の交換分合計画の策定、公告、知事への認可申請（法第97条、98条）

イ 土地改良区が定める交換分合計画への同意又は知事への意見具申（法第99条）

等々

◎農業委員会等に関する法律第6条第2項に関する業務

【農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消・新規参入の促進）の推進に関する事務】

2) 法令に基づく任意の業務

◎農業委員会等に関する法律第6条第3項に関する業務

【農業委員会が権限として処理する仕事ではないので、関係者に対して権利を制限したり義務を課したりするような法的拘束力はないが、地域農業の振興を図る上で非常に重要な活動】

1. 法人化その他農業経営の合理化

2. 農業一般に関する調査及び情報提供

◎農業委員会等に関する法律第38条に関する業務

【農地等利用最適化推進施策の改善について意見の提出】

(4) 雲南市農業委員会の状況

1) 定数及び実数

農業委員 19人（定数19人）

（うち 認定農業者等8人、女性2人、青年2人、中立委員1人）

農地利用最適化推進委員 37人（定数37人）

（うち 女性2人）

2) 任 期

農業委員、農地利用最適化推進委員ともに3年
(令和5年7月20日から令和8年7月19日まで)

3) 委員会の構成

運営委員会…農業委員会の会議の円滑かつ適正な運営を図るため
情報委員会…農業委員会の所掌事務について、その重点的かつ効果的な実施を図るため
(広報誌の作成)

4) 報 酬

会長	月 額	30,000円
会長職務代理者	〃	27,000円
農業委員	〃	23,000円
農地利用最適化推進委員	〃	16,200円

5) 主な活動

1. 農地の権利移動（農地法第3条、4条、5条）に伴う許可及び県常設審議委員会への諮問（総会は毎月20日前後に開催）
2. 遊休農地及び無断転用農地の実態調査（農地パトロールの実施…8月～10月）
3. 非農地判断と非農地の農地台帳からの除外
4. 農地情報登録制度の実施
5. 広報誌「いなたひめ」の発行（年3回）
6. 農業者年金の加入推進（随時、強化月間…12月～2月）
7. 標準農作業料金の設定、農地の借賃情報の提供
8. 農用地の利用関係の調整（随時）

6) 主な予算

1. 農業委員総務管理事業（委員報酬、活動費、機構集積支援事業費他） 25,849千円
2. 島根県農業会議拠出金 624千円
3. 雲南地区農業委員会連絡協議会負担金（法令外負担金） 40千円

2. 農業委員会の組織体制

任期: 令和5年7月20日～令和8年7月19日

会 長 加 藤 一 郎
 会長職務代理者 嘉 本 輝 雄

◎ 運営委員会(6名)

町	氏 名	備考
大 東 町	小 山 益 男	委員長
吉 田 町	川 角 茂	副委員長
加 茂 町	嘉 本 輝 雄	(会長職務代理者)
木 次 町	板 持 齊	
三刀屋町	石 原 公 夫	
掛合町	岡 田 稔	
大 東 町	加 藤 一 郎	(会長)

◎ 情報委員会(5名)

町	氏 名	備考
三刀屋町	佐 藤 博 子	委員長
木 次 町	小 田 川 清	副委員長
大 東 町	高 橋 美佐子	
加 茂 町	高 橋 一 裕	
吉田町・掛合町	堀 江 広 孝	

3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の担当地区

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

町	農業委員	最適化推進委員	担当地区
大東町	小山益男	鏑木左右吉	清田、金成
		錦織悦雄	大東、新庄、田中
	林 明夫	鳥谷祐俊	飯田、養賀、大東下分
		永井博志	山田、畑鶴
	加藤一郎	妹尾優子	前原、仁和寺
		小川和夫	遠所、幡屋
	高橋美佐子	錦織保夫	下佐世、上佐世
		岡田 伸	西阿用、大ヶ谷
	三原治雄	福間 敏	川井、東阿用、岡村、下阿用
	佐藤正範	藤原利夫	中湯石、南村、小河内、刈畑
		石橋寿幸	山王寺、薦沢、須賀、北村
	三島輝昭	石倉和幸	上久野、下久野
		加藤慶二	塩田、篠淵
加茂町	高橋一裕	濱村 享	立原、近松、大西、南加茂（北大西自治会を含む）
		広野仁司	砂子原、新宮、加茂中
		熱田保政	東谷
	嘉本輝雄	熱田保政	猪尾、岩倉、畑
		日野一夫	三代、神原、下神原、宇治
		中林 博	大竹、延野、大崎
木次町	小田川 清	杉原充俊	下熊谷、木次
		松本 勝	山方、里方、新市
	板持 斉	周藤靖之	東日登
		安部良則	寺領、宇谷
	鳥屋耕次	松村 勤	西日登、上熊谷
		松原利廣	湯村、平田
三刀屋町	佐藤博子	片寄健治	給下、伊萱
		渡部洋一	古城、高窪
		白築美雄	三刀屋、下熊谷
	石原公夫	太田明美	根波別所、里坊
		谷戸 茂	乙加宮、殿河内、坂本（坂本森谷を除く）
	田部博明	朝山 昇	神代、須所、六重、中野、坂本（坂本森谷）
		高尾茂通	粟谷、多久和、上熊谷
吉田町	堀江広孝	板垣安夫	吉田
		花籠謙治	民谷
	川角 茂	伊藤山人	曾木、上山、深野、川手
掛合町	岡田 稔	安井 淳	掛合、多根
		杉山 圭	松笠
	神田壽規	本間清光	波多、入間、穴見

4. 農地所有適格法人一覧

番号	所在地	法人名	代表者名	設立(登記)年月日	認定 農業者
1	大東町上佐世1220番地1	農事組合法人 大東西部農事組合	原 勲	昭和47年12月21日	
2	大東町南村410番地	農事組合法人 みなみ村	宮 川 稔	平成21年2月10日	○
3	加茂町南加茂552番1	農事組合法人 南加茂	中 島 光 一	平成18年3月13日	○
4	加茂町延野230番地1	農事組合法人 うんなん加茂西	舩 木 信 男	平成19年2月28日	○
5	木次町寺領2273番地1	有限会社 奥出雲葡萄園	安 部 紀 夫	平成2年2月18日	○
6	木次町寺領565番地	室山農園 有限会社	板 持 勲	平成9年7月27日	
7	木次町湯村254番地2	株式会社 槻之屋ヒーリング	斎 藤 文 隆	平成10年3月8日	○
8	木次町寺領341番地	農事組合法人 サンライズファーム	板 持 齊	平成16年1月26日	○
9	木次町寺領732番地2	農事組合法人 桜川	田 本 博 義	平成16年11月1日	○
10	木次町東日登506番地12	いずも八山椒 有限会社	景 山 勲	平成18年4月24日	○
11	三刀屋町神代79番地1	農事組合法人 フレッシュファーム神代	奥 田 武	平成10年1月30日	○
12	吉田町民谷544番地	有限会社 木村有機農園	木 村 和 浩	平成16年3月15日	○
13	吉田町吉田1448番地	農事組合法人 奥出雲マザーズ	古 居 直 子	平成18年12月20日	○
14	三刀屋町坂本416番地3	農事組合法人さかもと	弓 濱 仁	平成22年2月1日	○
15	吉田町吉田1307番地1	農事組合法人すがや	錦 織 満	平成22年1月26日	○
16	加茂町神原2026番地	農事組合法人 神宝	岸 本 邦 夫	平成22年1月26日	○
17	大東町養賀650番地	農事組合法人 ようか原	永 瀬 清	平成22年4月26日	○
18	吉田町民谷91番地4	農事組合法人 宇山営農組合	藤 井 章	平成23年1月26日	○
19	吉田町曾木399番地2	農事組合法人 そぎ	松 島 敏 夫	平成23年2月1日	○
20	掛合町穴見364番地1	農事組合法人 あなみ	小 田 草 茂	平成24年1月27日	○
21	吉田町吉田4384番地1	農事組合法人 木ノ下ほたるの郷	森 山 邦 雄	平成25年1月29日	○
22	大東町山田66番地	農事組合法人 夢ファーム延命の里	武 田 克 也	平成26年1月20日	○
23	大東町大東下分1088番地	農事組合法人 ミライエ	林 明 夫	平成27年1月15日	○
24	大東町上久野333番5	農事組合法人 清流の里ながたに	千 原 博 司	平成27年1月28日	○
25	大東町上久野787番地3	農事組合法人 春石	三 島 輝 昭	平成28年2月18日	○
26	吉田町深野340番地	農事組合法人 錦織ファーム	錦 織 邦 男	平成28年2月24日	○
27	大東町篠淵1106番1	農事組合法人 結いの郷	石 川 厚 志	平成28年4月15日	○
28	吉田町吉田2830番地6	農事組合法人 ドリームファームおおよしだ	板 垣 安 夫	平成29年1月18日	○
29	掛合町松笠1118番地4	農事組合法人 下組	高 尾 正 男	平成29年1月27日	○
30	加茂町三代924番地	農事組合法人 三代原ファーム	錦 織 基 樹	平成31年1月29日	○
31	三刀屋町里坊63番地	農事組合法人 さとぼう	小 村 恵 治	平成31年2月4日	○
32	吉田町民谷517番地2	農事組合法人 みんなに	福 間 克 巳	令和2年2月4日	○
33	大東町下佐世1405番地6	株式会社熟豊ファーム	石 飛 修 平	平成23年7月12日	○
34	松江市八束町波入462番地	株式会社HAKURAKU	渡 部 真 史	令和3年9月28日	○
35	大東町須賀631-3	農事組合法人 八所	神 庭 薫	令和7年1月14日	○

教育委員会

1.雲南市教育長・教育委員名簿

R7.4.1 現在

役職名	氏 名	住 所	任 期
教育長	小 田 川 徹 哉	雲南市三刀屋町	R6.4.1 ～ R7.12.8
教育長職務代理者	菅 原 純 子	雲南市木次町	R6.12.9 ～ R10.12.8
教育委員	高 木 広 明	雲南市加茂町	R7.4.1 ～ R11.3.31
教育委員	大 場 篤	雲南市吉田町	R3.12.9 ～ R7.12.8
教育委員	松 谷 慶 太	雲南市三刀屋町	R4.10.1 ～ R8.9.30
教育委員	奈 須 宏 史	雲南市掛合町	R5.12.9 ～ R9.12.8
教育委員	榊 原 ゆ き 子	雲南市大東町	R4.12.9 ～ R8.12.8

令和7年度 雲南市内小中学校 一覧(公開用)

●雲南市内小学校児童数

R7.5.1現在

学年 学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童数
大東小学校	25	24	39	29	30	40	187
西小学校	11	23	14	20	18	26	112
佐世小学校	15	11	11	15	13	11	76
阿用小学校	12	9	6	9	7	11	54
海潮小学校	7	8	12	4	7	11	49
加茂小学校	46	53	44	40	58	51	292
木次小学校	21	23	29	29	26	39	167
斐伊小学校	22	25	20	31	19	24	141
寺領小学校	15	7	10	23	10	12	77
西日登小学校	5	5	2	4	0	5	21
三刀屋小学校	23	37	49	31	39	37	216
鍋山小学校	5	8	6	8	9	8	44
吉田小学校	0	3	2	5	5	4	19
田井小学校	3	3	2	4	2	1	15
掛合小学校	9	10	13	13	10	12	67
計	219	249	259	265	253	292	1,537

●雲南市内中学校生徒数

学年 学校名	1年	2年	3年	生徒数
大東中学校	99	96	89	284
加茂中学校	53	49	45	147
木次中学校	58	94	64	216
三刀屋中学校	43	41	52	136
吉田中学校	6	6	4	16
掛合中学校	14	18	15	47
計	273	304	269	846

小中計 児童生徒数
2,383 人

3. 雲南市給食センター施設一覧

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
雲南市大東学校給食センター	雲南市大東町養賀967	0854-43-6137	0854-43-2413
雲南市加茂学校給食センター	雲南市加茂町加茂中793-1	0854-49-9595	0854-49-9596
雲南市中央学校給食センター	雲南市木次町山方22-6	0854-42-9005	0854-42-2323

4. 社会教育施設一覧表

施設名	郵便番号		電話番号
古代鉄歌謡館	699-1253	雲南市大東町中湯石84	0854-43-1156
雲南市加茂文化ホール ラメール	699-1105	雲南市加茂町宇治303	0854-49-8500
木次経済文化会館 チェリヴァホール	699-1311	雲南市木次町里方55	0854-42-1155
雲南市永井隆記念館	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋199-3	0854-45-2239
吉田町生涯学習交流館	690-2801	雲南市吉田町吉田1082-8	0854-74-0219
加茂岩倉遺跡ガイドンス	699-1115	雲南市加茂町岩倉837-24	0854-49-7885
鉄の歴史博物館	690-2801	雲南市吉田町吉田2533	0854-74-0043
大東図書館	699-1251	雲南市大東町大東1038	0854-43-6131
加茂図書館	699-1106	雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739
木次図書館	699-1332	雲南市木次町木次1008	0854-42-1021
向島集会所	699-1242	雲南市大東町大東下分448	
加茂集会所	699-1106	雲南市加茂町加茂中36-2	0854-49-8339
新市中央集会所	699-1334	雲南市木次町新市296	0854-42-5535

5. 社会体育施設一覧

	施設名	所在地	電話番号	備考
大東町	雲南市大東公園(野球場、体育館、多目的広場他)	雲南市大東町大東1094	0854-43-5511	大東公園体育館
	雲南市大東ふれあい運動場(陸上競技場)	雲南市大東町養賀967	0854-43-2107	大東中学校
	雲南市大東ふれあい運動場(球技場)	雲南市大東町養賀969	0854-43-2107	大東中学校
加茂町	加茂中央公園B&G海洋センター ラソンテ	雲南市加茂町宇治228-1	0854-49-7100	
	加茂中央公園スポーツの丘	雲南市加茂町宇治228-1	0854-49-7100	海洋センター
	加茂中央公園ふれあいの丘	雲南市加茂町神原1891	0854-49-8118	
木次町	雲南市木次体育館	雲南市木次町新市409	0854-42-0375	
	雲南市斐伊体育館	雲南市木次町里方917	0854-42-1636	斐伊交流センター
	雲南市斐伊運動場	雲南市木次町里方910-1	0854-42-1636	斐伊交流センター
	雲南市木次艇庫	雲南市木次町下熊谷235-7		
	木次運動公園野球場	雲南市木次町新市418	0854-42-0375	木次体育館
	雲南市斐伊川河川敷公園(テニスコート、グラウンドゴルフ場)	雲南市木次町下熊谷	0854-42-0375	木次体育館
	日登市民運動場	雲南市木次町寺領532-2	0854-42-0238	日登交流センター
三刀屋町	雲南市三刀屋文化体育館 アスパル	雲南市三刀屋町古城1-1	0854-45-9222	
	明石緑が丘公園野球場・サッカー場	雲南市三刀屋町坂本870	0854-45-5678	
	雲南市三刀屋町河川敷レクリエーション広場	雲南市三刀屋町三刀屋	0854-45-2111	三刀屋総合センター
吉田町	雲南市吉田勤労者体育センター	雲南市吉田町吉田1061-2	0854-74-0211	吉田総合センター
掛合町	雲南市掛合野球場	雲南市掛合町掛合4410-1	0854-62-0013	掛合体育館

6. 雲南市内の指定文化財(国・県・市指定文化財)一覧

国 所 有 指 定 文 化 財 一 覧

	指定別	種 別	指定年月日	名 称	数量	所在地	所有者・保持者	備 考
1	国	国宝 (考古資料)	平20. 7.10	加茂岩倉遺跡出土銅鐸	39口		文化庁 (県立古代出雲歴史博物館 保管)	重要文化財指定(平11.6.7) から昇格
2	国	重要文化財 (考古資料)	昭56. 6. 9	神原神社古墳出土品 (景初三年銘三角縁神獣鏡他)	一括		文化庁 (県立古代出雲歴史博物館 保管)	

地 域 を 定 め な い 指 定 文 化 財 一 覧

	指定別	種 別	指定年月日	名 称	数量	所在地	所有者・保持者	備 考
1	国	特別天然記念物	昭27. 3.29	オオサンショウウオ				世界最大の有尾両生類
2	国	特別天然記念物	昭27. 3.29	トキ				東亜特産の鳥
3	国	特別天然記念物	昭和31.7.19	コウノトリ				大型鳥類
4	国	天然記念物	昭26. 6. 9	黒柏鷄				長尾鷄の一種
5	国	天然記念物	昭45. 1. 23	オジロワシ				大型のワシ、冬季に渡来
6	国	天然記念物	昭46. 5. 19	カラスバト				大型のハト、日本列島準特産種
7	国	天然記念物	昭46. 6. 28	ヒシクイ				ガン類
8	国	天然記念物	昭46. 6. 28	マガン				ガン類
9	国	天然記念物	昭50. 6.26	ヤマネ				リスに似たヤマネ科のほ乳類
10	県	天然記念物	昭57. 6.18	いづもナンキン				ランチュウ系統の品種

指 定 文 化 財 一 覧

	指定別	種 別	指定年月日	名 称	数量	所在地	所有者・保持者	備 考
1	国	重要文化財 (建造物)	昭44. 6.20	堀江家住宅	1棟	吉田町民谷	堀江泰正	江戸時代中期建造
2	市	有形文化財 (建造物)	昭51. 5. 6	一乗寺四脚門	1棟	大東町遠所	一乗寺	
3	市	有形文化財 (建造物)	昭63.10.25	禪定寺本堂	1棟	三刀屋町乙加宮	禪定寺	宝暦8(1758)年造立
4	市	有形文化財 (建造物)	平 2.11. 3	円通寺五輪塔群	30基	掛合町多根	円通寺	南北朝時代 復元可能15基程度
5	市	有形文化財 (建造物)	平 2.11. 3	波多郷宝篋印塔	1基	掛合町波多	本覚寺	松ヶ枝城主の墓 南北朝時代
6	市	有形文化財 (建造物)	平15. 6.27	須我神社本殿	1棟	大東町須賀	須我神社	木造大社造、切妻、銅板葺、 妻入り 正面板扉が中央に設 置された変形大社造 1865建 立
7	国	重要文化財 (絵画)	明43. 4.20	絹本着色聖観音像	1幅	三刀屋町給下	峯寺	平安時代初期
8	県	有形文化財 (絵画)	昭47. 7.28	絹本着色不動明王二童子像	1幅	三刀屋町給下	峯寺	鎌倉時代後期
9	県	有形文化財 (絵画)	昭49.12.27	絹本着色十二天像	12幅	三刀屋町給下	峯寺	室町時代
10	県	有形文化財 (絵画)	昭49.12.27	絹本着色真言八祖像	8幅	三刀屋町給下	峯寺	室町時代
11	市	有形文化財 (絵画)	昭49. 2.19	紙本着色金剛界・胎藏界曼荼羅図	2幅	大東町須賀	普賢院	縦215cm 横148cm
12	市	有形文化財 (絵画)	昭51. 5. 6	著彩天人図屏絵	2枚1組	大東町下佐世	狩山八幡宮	
13	市	有形文化財 (絵画)	昭51. 5. 6	紙本版張著色三十六歌仙額	34枚	大東町下佐世	狩山八幡宮	
14	市	有形文化財 (絵画)	昭52. 2.22	紙本着色三刀屋真景富嶽の図	1双	三刀屋町給下	峯寺	江戸末期、黄仲祥作(三刀屋 出身)
15	国	重要文化財 (彫刻)	昭17.12.22	木造聖観音立像	1躯	三刀屋町乙加宮	禪定寺	平安時代
16	県	有形文化財 (彫刻)	昭35. 9.30	木造大日如来坐像(1軀) 木造如来坐像(3軀)	4軀	大東町田中	万福寺(極楽寺)	平安時代
17	県	有形文化財 (彫刻)	昭35. 9.30	木造阿弥陀如来坐像	1軀	三刀屋町乙加宮	禪定寺	平安時代

18	県	有形文化財（彫刻）	昭41. 5.31	木造薬師如来坐像	1軀	加茂町砂子原	仁王寺(富貴寺)	平安時代
19	県	有形文化財（彫刻）	昭49.12.27	木造観音菩薩立像 木造勢至菩薩立像	2軀	三刀屋町乙加宮	禪定寺	平安時代
20	県	有形文化財（彫刻）	昭58. 6. 7	木造十一面観音立像	1軀	加茂町三代	長谷寺	鎌倉時代、長谷観音
21	県	有形文化財（彫刻）	平 5.12.28	木造大日如来坐像	1軀	大東町田中	万福寺	胎蔵界、平安時代
22	市	有形文化財（彫刻）	昭47. 9. 1	木造仁和寺五智如来像	5軀	大東町仁和寺	仁和寺	
23	市	有形文化財（彫刻）	昭51. 5. 6	木造阿弥陀如来坐像・木造勢至菩薩立像・木造観音菩薩立像	3軀	大東町飯田	西方寺	
24	市	有形文化財（彫刻）	昭51. 5. 6	獅子頭	1頭	大東町下佐世	狩山八幡宮	永正18年(1521)の寄進
25	市	有形文化財（彫刻）	平 2.11. 9	如意輪観音菩薩像	1体	掛合町多根	円通寺	一木彫り 全高115cm 二臂半跏趺座
26	市	有形文化財（彫刻）	平 2.11. 9	清水蔵作品群	5点	掛合町入間	長栄寺	『龍・波』の透彫り、上・観の間の平彫り2点、香盆、如意棒
27	市	有形文化財（彫刻）	平 2.11. 9	釈智輪座像(荒川亀斎作)	1体	掛合町多根	角場力一	木彫・座像
28	市	有形文化財（彫刻）	平 7.12.19	木造聖観音立像	1軀	三刀屋町多久和	寿福寺	平安末期、定朝様式
29	市	有形文化財（彫刻）	平 7.12.19	木造天部形立像	3軀	三刀屋町乙加宮	禪定寺	平安時代
30	市	有形文化財（彫刻）	平28.9.26	狛犬(1対)・随神像(2軀)	1対 2軀	掛合町入間	八重山神社	
31	市	有形文化財（彫刻）	令6.4.22	木造大日如来坐像	1軀	三刀屋町給下	峯寺	本堂安置 平安時代後期(12世紀)
32	市	有形文化財（彫刻）	令6.4.22	木造観音菩薩坐像	1軀	三刀屋町給下	峯寺	観音堂安置 平安時代後期(11世紀)
33	市	有形文化財（彫刻）	令7.4.24	木造不動明王立像	1軀	三刀屋町乙加宮	禪定寺	平安後期(12世紀)
34	国	重要文化財（工芸）	昭14. 9. 8	銅 鐘	1口	加茂町大竹	光明寺	朝鮮鐘 明応元年(1492)の追銘
35	国	重要文化財（工芸）	昭40. 5.29	銅板線刻十一面観音像懸仏	1面	木次町木次	村方地区	保元2(1157)年在銘
36	県	有形文化財（工芸）	昭52. 5. 4	鰐口	1口	三刀屋町多久和	寿福寺	永禄5(1562)年在銘
37	市	有形文化財（工芸）	昭47. 9. 1	鉄製燈台(三角形)	1基	大東町須賀	須我神社	
38	市	有形文化財（工芸）	昭49. 2.19	雲照托鉢用鉄鉢	1式	大東町須賀	普賢院	
39	市	有形文化財（工芸）	昭51. 5. 6	懸仏	3面	大東町下佐世	狩山八幡宮	
40	市	有形文化財（工芸）	昭51. 5. 6	鰐口	1口	大東町下佐世	狩山八幡宮	
41	市	有形文化財（工芸）	平 7.12.19	鍔銅千手観音懸仏	1面	三刀屋町乙加宮	日倉神社	平安末期
42	市	有形文化財（古文書）	平 2.11. 9	検地帳	2冊	木次町里方	雲南市	寛文10年 穴見村 元禄 9 年 多根村
43	市	有形文化財（古文書）	令 6.10. 24	禪定寺文書	2点	木次町里方	雲南市	文禄4年 禪定寺領打渡坪付 延宝2年 加食田村禪定寺領 検地帳
44	県	有形文化財（考古資料）	昭55. 6.27	宮田遺跡出土縄文時代遺物	一括	木次町里方	雲南市	縄文時代後～晩期の埋蔵
45	市	有形文化財（考古資料）	平 2.11. 9	山根横穴墓出土品	45点	木次町里方	雲南市	大甕、提瓶、台付長頸壺、高杯など
46	市	有形文化財（考古資料）	平 2.11. 9	梨の木田出土石斧	2点	掛合町入間	坪倉 登	全長12.1cm、幅4.7cm 現長8.1cm、幅4.8cm
47	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	下布施横穴墓群1号横穴墓出土品	一括	木次町里方	雲南市	
48	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	木次塔の村庵寺礎石	一括	木次町里方	塔の村毘沙門天講	
49	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	平田遺跡群出土石器	一括	木次町里方	雲南市	
50	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	平田遺跡群出土縄文土器	一括	木次町里方	雲南市	
51	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	平ヶ廻横穴墓出土品	一括	木次町里方	雲南市	
52	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	斐伊中山古墳群2号墳出土品	一括	木次町里方	雲南市	
53	市	有形文化財（考古資料）	平15. 2.26	平田遺跡群出土鍛冶関連遺物	一括	木次町里方	雲南市	

54	市	有形文化財（考古資料）	平16.4.12	神原神社古墳出土遺物	一括	木次町里方	雲南市	重要文化財指定品を除く
55	市	有形文化財（考古資料）	平16.4.12	神原正面遺跡群出土遺物	一括	木次町里方	雲南市	弥生時代から古墳時代及び中世の遺物
56	市	有形文化財（考古資料）	平16.7.23	寺田Ⅰ遺跡出土精錬鍛冶工房関連遺物	一括	木次町里方	雲南市	
57	市	有形文化財（考古資料）	平16.10.25	妙栄寺遺跡出土古銭	一括	木次町里方	雲南市	南北朝期一括埋納銭4,396枚
58	市	有形文化財（歴史資料）	平2.11.9	甲冑（大家信濃守奉納）	1領	掛合町入間	八重山神社	天正元年 大家信濃守軍鎮銘
59	国	重要有形民俗文化財	昭42.11.11	菅谷たたら山内	1所	吉田町吉田	雲南市他	敷地・建造物含む
60	県	有形民俗文化財	昭43.6.7	菅谷鑪製鉄用具	141点	吉田町吉田	田部長右衛門他	炉築、炉吹、鋼造用具
61	市	有形民俗文化財	平4.4.17	銅造子安観音菩薩立像	1体	吉田町吉田	雲南市	大正14年、吉田村出身の彫刻家・内藤伸作
62	市	有形民俗文化財	平4.4.17	上蔵遺跡出土鉄製大刀	2口	吉田町吉田	雲南市	
63	市	有形民俗文化財	平4.4.17	大鍛冶屋用具	10点	吉田町吉田	雲南市他	
64	県	無形民俗文化財	昭36.6.13	大原神職神楽		加茂町南加茂	大原神主神楽保存会	近郷諸社の例祭時
65	県	無形民俗文化財	昭36.6.13	海潮山王寺神楽		大東町海潮	海潮山王寺神楽保持者会	須我神社例祭など
66	県	無形民俗文化財	昭37.6.12	梶の屋神楽		木次町梶の屋	梶の屋神楽保持者会	賀茂神社11月10日例祭
67	県	無形民俗文化財	昭63.5.24	神原神社獅子舞		加茂町神原	神原神社獅子舞保存会	神原神社11月9日例祭
68	市	無形民俗文化財	昭33.3.1	海潮神代神楽		大東町海潮	和野、本郷、薦沢、小河内社中	
69	市	無形民俗文化財	昭33.3.1	大東七夕祭		大東町大東	大東七夕祭保存会	8月6日夜
70	市	無形民俗文化財	昭54.11.10	日登神楽		木次町西日登	日登神楽保持者会	別称：出雲大社教神代神楽日登社中
71	市	無形民俗文化財	平4.4.17	上山餅さし		吉田町上山	上山餅さし保存会	
72	市	無形民俗文化財	平4.4.17	大吉田山伏踊り		吉田町吉田	大吉田山伏踊り保存会	
73	市	無形民俗文化財	平5.5.12	佐世神楽		大東町下佐世	佐世神楽保存会	
74	市	無形民俗文化財	平5.5.12	生山神社花傘神事・舟屋台神事		大東町上久野	生山神社花傘神事・舟屋台神事保存会	
75	市	無形民俗文化財	平16.4.12	加茂の古大寺踊り		加茂町域	加茂町古大寺踊り保存会	
76	市	無形民俗文化財	平16.10.25	須美祢神社の柴草行事		加茂町立原	柴草行事保存会	
77	国	史跡	平11.1.14	加茂岩倉遺跡	1所	加茂町岩倉	雲南市	銅鐸39個の一括埋納地
78	県	史跡	昭38.7.2	松本第一号古墳	1基	三刀屋町給下	梅窓院	古墳時代前期の前方後方墳
79	県	史跡	昭55.6.27	宮田遺跡	1所	三刀屋町多久和	雲南市	縄文時代後～晩期の埋蔵出土地
80	県	史跡	昭61.9.19	三刀屋じや山城跡及び三刀屋尾崎城跡	2所	三刀屋町古城	雲南市他	三刀屋氏の居城
81	市	史跡	昭46.5.10	一里塚	2所	大東町東阿用・下久野	阿用財産区	松江～仁多街道
82	市	史跡	昭46.5.10	幡屋神社自然石石燈籠	1基	大東町幡屋	幡屋神社	花崗岩自然石 高5.4m 元治元年(1864)建立
83	市	史跡	平2.11.9	日倉城跡	1所	掛合町掛合	雲南市	15～16C 備後高野山城の出城 多賀山氏の進出拠点
84	市	史跡	平3.7.1	松本3号墳	1基	三刀屋町給下	高橋恒信	古墳時代前期の前方後方墳、全長52m
85	市	史跡	平3.7.1	安田家住宅(永井隆博士旧居)	1所	三刀屋町多久和	雲南市	永井隆博士の旧居
86	県	名勝天然記念物	昭33.8.1	雲見の滝	1所	三刀屋町多久和	雲南市	雌雄二瀑
87	国	天然記念物	昭12.4.17	海潮のカツラ	1株	大東町海潮	日原神社	根周リ約14m
88	県	天然記念物	昭58.6.7	貴船神社のシイ	1株	加茂町南加茂	貴船神社	胸高周8m40cm 樹齢約800年
89	市	天然記念物	平2.11.1	多久和御幸桜	1株	三刀屋町多久和	高尾清治	樹齢100年以上、雲陽誌記載の巨木
90	市	天然記念物	平2.11.1	高龍神社タブノキ	1株	三刀屋町乙加宮	高龍神社	中国一の巨木タブノキ
91	市	天然記念物	平11.2.23	赤川のゲンジボタル及びその生息地		大東町赤川水系全域		ホタル生息地の自然環境保護
92	市	天然記念物	平16.4.12	段部のしだれ桜	1株	加茂町三代	多田納 浩	胸高周3m10cm 樹齢約330年

雲南市立病院

1. 雲南市立病院事業概要

(1) 雲南市立病院

①概要

(R7.4.1 現在)

病床区分	一般	地域包括ケア	回復期リハビリ	医療療養	合計
病 床 数	155 床	48 床	30 床	48 床	281 床
看護体制	10 対 1 看護	13 対 1 看護	15 対 1 看護	20 対 1 看護	—
標 榜 診 療 科	内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、精神科、リハビリテーション科、歯科口腔外科（16 診療科）				

②職員数（掛合診療所含む）

(R7.4.1 現在)

区 分	正職員	再任用短時間 勤務職員	会計年度任用職員		計
			フルタイム	パートタイム	
診療局	36 人	—	—	4 人	40 人
看護部	142 人	1 人	35 人	41 人	219 人
医療技術部	85 人	—	9 人	7 人	101 人
事務部	21 人	—	5 人	12 人	38 人
医療安全部	3 人	—	—	—	3 人
地域医療部	18 人	—	—	11 人	29 人
キャリアサポート・育成センター	1 人	—	—	—	1 人
雲南市未来型連携推進センター	—	—	—	1 人	1 人
計	306 人	1 人	49 人	76 人	432 人

③診療科別医師数の推移（掛合診療所含む）

※直接雇用の医師数

（単位：人）

診療科名	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月	令和 7 年 4 月
内科	5(内会計 2)	6(内会計 2)	2(内会計 1)
消化器内科	—	—	3
地域ケア科	10(内派遣 2)	12(内派遣 3)	15(内派遣 3)
小児科	2	2	2(内会計 1)
外科	7	6	5
整形外科	4(内会計 1)	3	3
脳神経外科	0	0	0
産婦人科	2	1	1
耳鼻いんこう科	1	1	2
眼科	0	0	0
泌尿器科	1	1	1
麻酔科	1(内会計 1)	1(内会計 1)	2(内会計 1)
皮膚科	1	1	1
リハビリテーション科	2(内会計 1)	2(内会計 1)	2(内会計 1)
歯科口腔外科	1	1	1
計	37	37	40

④入院患者数の推移

(単位：人、%)

市町名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	患者数	利用率	患者数	利用率	患者数	利用率
雲南市	67,909	88.6	70,076	87.5	71,451	88.1
大東町	23,580	30.8	23,899	29.7	25,973	32.0
加茂町	12,125	15.8	13,980	17.5	13,545	16.7
木次町	15,254	19.9	14,885	18.6	14,380	17.8
三刀屋町	7,579	9.9	7,805	9.8	8,629	10.6
掛合町	5,271	6.9	6,230	7.8	4,936	6.1
吉田町	4,100	5.3	3,277	4.1	3,988	4.9
奥出雲町	6,138	8.0	6,611	8.3	6,014	7.4
飯南町	1,036	1.4	1,166	1.5	1,171	1.5
その他	1,571	2.0	2,160	2.7	2,438	3.0
合 計	76,654	100.0	80,013	100.0	81,074	100.0

⑤外来患者数の推移

(単位：人、%)

市町名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	患者数	利用率	患者数	利用率	患者数	利用率
雲南市	87,581	86.5	88,286	86.1	88,290	85.8
大東町	40,689	40.2	41,058	39.9	40,716	39.6
加茂町	14,033	13.9	14,999	14.6	15,105	14.7
木次町	15,558	15.4	15,543	15.2	15,627	15.2
三刀屋町	9,142	9.0	8,774	8.6	8,971	8.7
吉田町	4,280	4.2	4,251	4.2	4,352	4.2
掛合町	3,879	3.8	3,661	3.6	3,519	3.4
奥出雲町	10,276	10.1	10,504	10.3	10,592	10.3
飯南町	788	0.8	887	0.9	984	1.0
その他	2,603	2.6	2,742	2.7	2,972	2.9
合 計	101,248	100.0	102,419	100.0	102,838	100.0

⑥健診種類別の受診件数の推移

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日帰り人間ドックA	1,010	1,055	1,114
日帰り人間ドックB	60	44	63
日帰り人間ドックC	50	86	69
生活習慣病予防健診	1,615	1,667	1,731
事業所検診	1,034	1,074	1,077
脳ドック (MR I / MR 検査)	164	192	226
特定健康診査	139	202	209

特定保健指導（積極的）	16	11	15
特定保健指導（動機付）	116	117	129
雲南市委託乳がん検診	213	289	255
雲南市委託子宮がん検診	319	377	373
雲南市委託大腸がん検診	134	189	215
合 計	4,870	5,303	5,476

⑦検査項目別の受診件数の推移

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
胸部レントゲン	4,032	4,224	4,431
心電図	3,972	4,187	4,388
マンモグラフィー	715	843	821
腹部超音波	1,281	1,363	1,510
胃透視	145	159	151
胃カメラ	2,460	2,468	2,552
婦人科検診（子宮がん検診）	753	864	839
耳鼻科検診（聴力検査）	4,099	4,369	4,634
眼科検診（眼底検査）	1,271	1,341	1,578

⑧訪問看護利用人数の推移

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①新規訪問患者数	51	59	49
②利用者実人数	1,252	1,327	1,302
②利用者延べ人数	7,393	7,554	7,440

⑨訪問診療利用人数の推移

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者実人数	49	39	26
②利用者延べ人数	331	249	176

(2) 雲南市立病院附属掛合診療所

①概要

(R7. 4. 1 現在)

標榜診療科	内科、整形外科、歯科 (3 診療科)
-------	--------------------

②職員体制

(R7. 4. 1 現在)

区 分	正職員	会計年度任用職員 (フルタイム)	会計年度任用職員 (パートタイム)	計
医師	2 人(病院派遣)	—	1 人	3 人
看護師	1 人(病院派遣)	—	0 人	1 人
医療技術員	1 人	2 人	—	3 人
事務職	1 人	—	—	1 人
計	5 人	2 人	1 人	8 人

③診療科医師数の推移

(単位:人)

診療科名	令和 5 年 4 月	令和 6 年 4 月	令和 7 年 4 月	備 考
内科	1	1	1	5 日/週
整形外科	1(病院派遣)	1(病院派遣)	1(病院派遣)	1 回/月
歯科	1(病院派遣)	1(病院派遣)	1(病院派遣)	3 日/週
計	3	3	3	

④外来患者数の推移

(単位:人、%)

市町名	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	患者数	利用率	患者数	利用率	患者数	利用率
雲 南 市	7,127	98.9	6,532	98.9	7,000	98.5
大 東 町	37	0.5	34	0.5	21	0.3
加 茂 町	25	0.4	23	0.3	35	0.5
木 次 町	60	0.8	55	0.9	80	1.1
三刀屋町	190	2.6	174	2.6	168	2.4
吉 田 町	239	3.3	219	3.3	194	2.7
掛 合 町	6,576	91.3	6,027	91.3	6,502	91.5
奥 出 雲 町	11	0.2	10	0.2	13	0.2
飯 南 町	27	0.4	25	0.4	32	0.5
そ の 他	39	0.5	35	0.5	59	0.8
合 計	7,204	100.0	6,602	100.0	7,104	100.0

⑤健診種類別の受診件数の推移

(単位:件)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
日帰り人間ドック	—	—	—
生活習慣病予防健診	—	—	—
雲南市委託大腸がん検診	20	18	18
合 計	20	18	18

⑥検査項目別の受診件数の推移

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
胸部レントゲン	405	324	306
心電図	305	282	297
腹部超音波	64	70	62
胃カメラ	0	0	0

⑦栄養指導の受診件数の推移

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
外来栄養食事指導料	50	136	234

こども政策局

【01】 雲南市内保育所(園)概要一覧表

保育所(園)

(R7.4.1現在)

公立・私立	町名	所(園)名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	利用定員	在籍児童数 4月1日	受入年齢	開所時間		保育園 保育料	延長保育			休日保育		一時保育		
										月～金曜日	土曜日		時 間		料金	時間 日曜、祝日	料金	時間		料金
													月～金曜日	土曜日				月～金曜日	土曜日	
公立	大東	大東保育園	699-1251	大東町 大東1663	43-6132	43-3996	135	111	産休明～5歳	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	0円	18:30～ 19:00		児童1人1回:150円 (保育短時間の場合、1hあたり150円)			8:30～ 16:30		○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円
		かもめ保育園	699-1221	大東町 飯田146-8	43-5028	43-3010	90	70	産休明～5歳	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30		18:30～ 19:00		児童1人1回:150円 (保育短時間の場合、1hあたり150円)			8:30～ 16:30		○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円
	木次	斐伊保育所	699-1311	木次町 里方915-1	42-1008	42-2408	50	31	産休明～5歳	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30		18:30～ 19:00		児童1人1回:150円 (保育短時間の場合、1hあたり150円)					
	三刀屋	三刀屋保育所	690-2404	三刀屋町 三刀屋1188-1	45-2651	45-5765	110	86	産休明～5歳	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30		18:30～ 19:00		児童1人1回:150円 (保育短時間の場合、1hあたり150円)					
私立	大東	あおぞら保育園	699-1223	大東町 下阿用691-2	43-3129	43-9505	80	58	産休明～5歳	7:00～ 18:00	7:00～ 18:00	52,000円 ※3歳児以上0円(無償化)	18:00～ 19:30		1回:300円 月:2,500円			7:00～ 18:00	7:00～ 18:00	年齢による (0歳)1日:2,000円 (1,2歳)1日:1,500円 (3才以上)1日:1,000円 半日の場合は、半額 〈食事有:別途200円〉
		あおぞら保育園(分園)					0	休園	産休明～1歳											
	加茂	たちばら保育園	699-1102	加茂町 立原438-1	49-8122	49-8133	30	20	産休明～5歳	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30		18:30～ 19:30	18:30～ 19:30	30分未満:150円 30分以上:300円 (保育短時間で8時間を超えて利用する場合 30分未満:50円 30分以上:100円)			7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	1日:2,000円 ○4時間以内 食事無:650円 ○4時間以上 食事有:1,200円 食事無:800円
	加茂	みなみかも保育園	699-1104	加茂町 南加茂39-2	47-7261	47-7262	60	57	産休明～5歳	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30		7:00～ 7:30 18:30～ 19:30	7:00～ 7:30 18:30～ 19:30	30分未満:150円 30分以上:300円			8:30～ 16:30		○4時間以内 食事有:950円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,600円 食事無:1,300円 *6か月～
	木次	四ツ葉学園保育所	699-1311	木次町 里方869-5	42-0616	42-0628	90	85	産休明～5歳	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30		18:30～ 19:00		予約必要 30分未満:200円	8:30～ 17:00	予約必要(在園児に限り実施) 1日:2,000円(弁当持参)	8:30～ 17:00		1日:2,000円(食事有) 午前:1,300円(食事有) 午後:1,000円(食事無)

※公立の一時保育は、週3日、月12日以内で利用可能。

【02】雲南市内幼稚園・認定こども園概要一覧表

幼稚園

公立・私立	町名	園名	郵便番号	住 所	電話 番号	FAX 番号	利用定員	在籍 児童数 4月1日	受入年齢	保育時間	幼稚園 保育料	(R7.4.1現在)		
										月～金曜日		預かり保育		
												時間		備考
												通常保育日	長期休業中	
公立	大東	佐世幼稚園	699-1214	大東町上佐世1375-1	43-2817	43-2817	25	休園	3歳～5歳	8:00～14:00	月額 0円（無償化）	14:00～17:00	8:00～18:00 大東こども園・ 三刀屋こども園 で利用	※長期休業中月12日以内（通常保育日制限なし） 通常保育日：日額450円 長期休業中：日額1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円
	木次	寺領幼稚園	699-1322	木次町寺領612	42-0870	42-0870	25	休園	8:00～14:00	14:00～17:00				

(R7.4.1現在)

公立・私立	町名	園名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	利用定員	在籍児童数 (4月1日)	受入年齢	保育時間	認定こども園 保育料	預かり保育（一時保育・延長保育）			
												時間		備考	
												通常保育日	長期休業中		
公立	大東	大東こども園 (教育標準利用)	699-1252	大東町田中50-1	43-2710	43-2710	25	5	3歳～5歳	月～金曜日 7:45～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		大東こども園 (保育時間利用)					35	9		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円			
		西こども園 (教育標準利用)	699-1232	大東町仁和寺2435-11	43-6005	43-6005	30	0	3歳～5歳	月～金曜日 8:15～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		西こども園 (保育時間利用)					15	10		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円			
		海潮こども園 (教育標準利用)	699-1206	大東町南村196	43-2298	43-2298	15	0	3歳～5歳	月～金曜日 8:00～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		海潮こども園 (保育時間利用)					15	2		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円			
	加茂	加茂こども園 (教育標準利用)	699-1105	加茂町宇治238	49-6760 49-6761	49-6932	15	4	3歳～5歳	月～金曜日 8:15～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		加茂こども園 (保育時間利用)					170	135		産休明～5歳		月～金 7:30～18:30 土曜 7:30～18:30	月額 0円～52,000円 ※3歳児以上0円（無償化）	※一時保育 月～金曜日 8:30～16:30 ※延長保育 月～金曜日 18:30～19:00 ※休日保育 7:30～18:00	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 延長保育:児童1人1回150円 ＜保育短時間の場合1hあたり150円＞ 料金なし(別の日に休むため)
公立	木次	斐伊こども園 (教育標準利用)	699-1311	木次町里方1064	42-2130	42-2130	30	4	3歳～5歳	月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		斐伊こども園 (保育時間利用)					30	14		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円			
		木次こども園 (教育標準利用)	699-1334	木次町新市53	42-2173 42-2341	47-7031	20	4	3歳～5歳	月～金 8:30～14:00	月額 0円～52,000円 ※3歳児以上0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		木次こども園 (保育時間利用)					130	100		月～金 7:30～18:30 土曜 7:30～18:00		※一時保育 月～金曜日 8:30～16:30 ※延長保育 月～金曜日 18:30～19:00	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 延長保育:児童1人1回150円 ＜保育短時間の場合1hあたり150円＞		
	三刀屋	三刀屋こども園 (教育標準利用)	690-2404	三刀屋町給下750-2	45-2168	45-5062	25	6	3歳～5歳	月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		三刀屋こども園 (保育時間利用)					40	18		月～金曜日 7:30～18:00		※延長保育、休日保育、一時保育の実施はなし ＜保育短時間のみ＞ 延長保育 7:30～8:30、16:30～18:00 1hあたり150円			
	吉田	吉田保育所 (教育標準利用)	690-2801	吉田町吉田2664	74-0330	74-0330	5	休園	8ヵ月経過児 ～5歳	月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		吉田保育所 (保育時間利用)					25	休園		月～金曜日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00		※一時保育 月～金 8:30～16:30 ※延長保育、休日保育の実施はなし	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 ＜保育短時間のみ＞ 延長保育:7:30～8:30、16:30～17:30 1回150円、16:30～18:30 1回300円		
		田井保育所 (教育標準利用)	690-2313	吉田町深野244-4	75-0201	75-0201	5	0		月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		田井保育所 (保育時間利用)					25	6		月～金曜日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00		※一時保育 月～金 8:30～16:30 ※延長保育、休日保育の実施はなし	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 ＜保育短時間のみ＞ 延長保育:7:30～8:30、16:30～17:30 1回150円、16:30～18:30 1回300円		
	掛合	掛合保育所 (教育標準利用)	690-2701	掛合町掛合2149-2	62-9900	62-1900	10	0	産休明～5歳	月～金曜日 8:30～14:00	月額 0円（無償化）	月～金曜日 14:00～18:00	月～金曜日 8:00～18:00	○料金（通常保育日） 利用時間にかかわらず一律1日600円 ○料金（長期休業中） 1日1,300円、正午までの3h以内450円 3h以上600円 ※ 利用日数 月12日以内	
		掛合保育所 (保育時間利用)					60	45		月～金曜日 7:30～18:30 土曜 7:30～18:30		※一時保育 月～金曜日 8:30～16:30 ※延長保育 月～金曜日 18:30～19:00	○4時間以内 食事有:850円 食事無:650円 ○4時間超 食事有:1,500円 食事無:1,300円 延長保育:児童1人1回150円 ＜保育短時間の場合1hあたり150円＞		

【03】雲南市内子育て支援施設(保育所を除く)関係一覧表

(R7.4.1現在)

町名	区分	施設名	郵便番号	住 所		電話番号	FAX番号	受入対象	開設時間		料金			内容
									月～金曜日	土曜日	通常	長期期間(夏休み等)	備考	
大東	放課後児童	ちゃれんじクラブ	699-1252	大東町 田中58-1	大東小学校 校庭内	43-6848	43-6848	小学校に就 学している児 童	平 日 12:00～18:30 振替休日 7:30～18:30 長期休業 7:30～18:30	(希望者のみ) 7:30～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:30～19:00) 1回500円	放課後児童の預 かり
		学童クラブキリカ	699-1223	大東町 下阿用684-7	あおぞら保 育園 学童 棟	43-3129	43-9505	小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	(希望者のみ) 8:00～18:00	1日:500円 半日:250円 土曜日と同様	春・夏・冬休みのみ利用 の場合、通常と同じ 昼食提供別途100円/回	延長料金(18:00～ 19:30) 1回200円	放課後児童の預 かり
		うしお児童クラブ	699-1206	大東町 南村275	旧JA雲南海 潮支所跡	43-3400	43-3400	小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	(希望者のみ) 8:00～18:00	1日500円 半日250円	春・夏・冬休みのみ利用 の場合、通常と同じ	延長料金 (18:00～19:00) 1回200円	放課後児童の預 かり
		西児童クラブ	699-1232	大東町 仁和寺2435- 11	西小学校校 庭内	43-2220		小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	(希望者のみ) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 100円/10分	放課後児童の預 かり
		させ児童クラブ	699-1214	大東町 上佐世1375-1	佐世幼稚園 内	43-5225	43-5225	小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 7:30～18:00 長期休業 7:30～18:00	土曜日 (希望者) 7:30～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 300/30分	放課後児童の預 かり
	支援セ ンター	大東子育て支援 センター	699-1223	大東町 下阿用691-2	あおぞら保 育園内	43-9500	43-9505	0歳～就学前	9:00～16:00		無料			育児相談、子育 てサロン他
	ファミ サポ	ファミリーサポー トセンター大東本 部	699-1251	大東町 大東1663	大東保育園 内	43-6132	43-3996 (大東保共 通)	0歳～小6	受付時間9:00～17:00 (時間外の援助依頼等の 連絡はアドバイザー対応)		30分あたり:300円 病児(軽度)・夜間: 400円			会員制(依頼 協 力) 幼児預かり 送迎等
	病後児	だいたい病児・病 後児保育室「つく し」	699-1221	大東町 下阿用4-6	大東病児・病 後児保育室	43-8815	43-8819	0歳～小6	8:00～18:00		1回 1,500円 (食事利用なし1,200 円)		1回の利用につき原則 連続7日(土日・祝日 含む)まで	病児・病後児の 預かり
加茂	放課後児童	加茂第1児童クラ ブ	699-1106	加茂町 加茂中1040-1	旧加茂交流 センター	47-7751 (直通) 49-7255 (事務局)		小学校に就 学している児 童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	(希望者のみ) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 100円/10分	放課後児童の預 かり
		加茂第2児童クラ ブ												
	支援セ ンター	加茂子育て支援 センター	699-1106	加茂町 加茂中1001-4	加茂子育て 支援センター	49-8355		0歳～就学前	8:30～17:30	8:30～17:30	無料			育児相談、子育 てサロン他
	ファミ サポ	ファミリーサポー トセンター加茂支 部	699-1106	加茂町 加茂中1001-4	加茂子育て 支援センター 内	49-8355		0歳～小6	受付時間 9:00～17:00		30分あたり:300円 病児(軽度)・夜間: 400円			会員制(依頼 協 力) 幼児預かり 送迎等
	病後児	加茂こども園病 後児保育室	699-1105	加茂町 宇治238	加茂こども園 内	49-6761	49-6932	0歳～就学前	8:30～17:30		1回 1,500円 (食事利用なし1,200 円)		1回の利用につき原則 連続7日(土日・祝日 含む)まで	病後児の預かり

町名	区分	施設名	郵便番号	住 所		電話番号	FAX番号	受入対象	開設時間		料金			内容
									月～金曜日	土曜日	通常	長期期間(夏休み等)	備考	
木次	放課後児童	斐伊児童クラブ	699-1311	木次町 里方928-1	斐伊保育所 近隣	42-5050		小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 7:30～18:00 長期休業 7:30～18:00	(希望者のみ) 7:30～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 300/30分	放課後児童の預かり
	放課後児童	きずき児童クラブ	699-1332	木次町 木次1012-1	木次青少年 ホーム1階	42-1036		小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	(希望者のみ) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 100円/10分	放課後児童の預かり
		寺領児童クラブ	699-1322	木次町 寺領526-3	日登交流セ ンター内	42-1188		小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	(希望者のみ) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円	延長料金 (18:00～19:00) 100円/10分	放課後児童の預かり
	支援センター	木次子育て支援センター	699-1311	木次町 里方924-1	木次子育て支援センター	42-2030		0歳～就学前	9:00～17:00	9:00～17:00	無料			育児相談、子育てサロン他
	ファミサポ	ファミリーサポートセンター木次支部	699-1311	木次町 里方924-1	木次子育て支援センター内	42-2030		0歳～小6	受付時間9:00～17:00		30分あたり:300円 病児(軽度)・夜間:400円			会員制(依頼 協力) 幼児預かり送迎等
三刀屋	放課後児童	三刀屋放課後児童クラブ	690-2405	三刀屋町 古城1-1	文化体育館 アスパル隣	45-5010 (直通) 45-2544 (事務局)		小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	(希望者のみ) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円 ※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり 300円/30分	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円		放課後児童の預かり
	支援センター	三刀屋子育て支援センター	690-2404	三刀屋町 三刀屋1212-3	三刀屋健康福祉センター内	45-9500	45-2646 (三刀屋総合センター-市民福祉課)	0歳～就学前	9:00～16:00		無料			育児相談、子育てサロン他
	病後児	みとや病後児保育室「たんぽぽ」	690-2404	三刀屋町 三刀屋1212-3	三刀屋健康福祉センター内	45-5001	45-5001	0歳～小6	8:00～18:00		1回 1,500円 (食事利用なし1,200円)		1回の利用につき原則連続7日(土日・祝日含む)まで	病後児の預かり
掛合	放課後児童	かけや児童クラブ	690-2701	掛合町 掛合2151-1	掛合交流センター内	62-0189	62-0189	小学校に就学している児童	平 日 14:00～18:00 振替休日 8:00～18:00 長期休業 8:00～18:00	(希望者のみ) 8:00～18:00	5,000円/月 土曜日1回400円 ※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり 300円/30分	夏休み 7月期 4,000円 8月期 10,000円 冬休み 12月期 1,000円 1月期 2,000円 春休み 4月期 3,000円 3月期 2,000円		放課後児童の預かり
	支援センター	掛合子育て支援センター	690-2701	掛合町 掛合2149-2	掛合保育所	62-9900 080-2909-	62-1900	0歳～就学前	9:00～17:00		無料			育児相談、子育てサロン他
	ファミサポ	ファミリーサポートセンター掛合支部	690-2701	掛合町 掛合2149-2	掛合保育所内	62-9900	62-1900	0歳～小6	受付時間 8:30～17:00		30分あたり:300円 病児(軽度)・夜間:400円			会員制(依頼 協力) 幼児預かり送迎等
	病後児	掛合保育所病後児保育室	690-2701	掛合町 掛合2149-2	掛合保育所内	62-9900	62-1900	0歳～就学前	8:30～17:30		1回 1,500円 (食事利用なし1,200円)		1回の利用につき原則連続7日(土日・祝日含む)まで	病後児の預かり

【04】特定教育・保育施設保育料徴収基準額表

◆令和7年度 保育所・認定こども園（2号、3号）保育料徴収基準額表

児童の属する世帯の階層区分		月額（円）				
階層区分	定義	3 歳未満児		3 歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第 1 階層 （A1）	生活保護世帯	0	0	無償化により0円		
第 2 階層 （B2）	市民税 非課税世帯	無償化により 0 円				
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0			
第 3 階層 （C3,D3）	市民税 課税世 帯	所得割課税額 48,600 円未満	7,800			7,600
		ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	3,400			3,300
第 4 階層 （D4）		所得割課税額 97,000 円未満	12,000			11,700
		ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等で所得割課税額 77,101 円未満	3,600			3,600
第 5 階層 （D5）		所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	24,900			24,500
第 6 階層 （D6）		所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	36,600			36,000
第 7 階層 （D7）		所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	48,000	47,200		
第 8 階層 （D8）		所得割課税額 397,000 円以上	52,000	51,200		

※年齢は、当該年度4月初日時点での年齢を適用します。

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除等（調整控除額・税額調整措置の額は除く）の税額控除前の税額です。

※転入前に指定都市で課税され、市民税所得割の税率が8%となっている場合は、指定都市以外で課税されたものとみなし、税率6%に換算してから保育料を算定します。

※小学校就学前（0歳～5歳）の範囲において、保育所等や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

ただし、年収が約360万円未満（所得割課税額が57,700円未満）の世帯は、多子軽減に伴う多子計算（子どものカウント対象）の年齢制限を撤廃します。小学生（6歳）以上でも第1子となります。

※国制度の軽減措置

①年収約360万円未満のひとり親世帯等の第1子保育料を第2階層並みに軽減します。

※雲南市独自減免

①土曜減免（0歳児から2歳児までの世帯（非課税世帯を除く）

当該年度にすべての土曜日を休所（預けない）する場合、上記保育料の2割を減免します。

②第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば保育料を無料とします。

③副食費の無料化

3歳以上児の副食費（おかず代）を無料化。（雲南市に住民票がある方）（上限4,900円）

※月の途中で保育要件の変更があった場合、翌月分の保育料から変更となります。

※ひとり親とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。

※在宅障がい児（者）とは、①身体障害者福祉法により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）、②療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）、③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）、④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）、⑤国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）をいう。

◆幼稚園・認定こども園（1号）保育料

令和元年10月～ 幼児教育・保育無償化により0円

こども家庭支援課(こども家庭センター)の事業概要

事業名	内 容	対象者
こども家庭センター運営事業	妊娠期から子育て期までの相談に応じ、各関係機関と連携をとりながら切れ目ない支援を行う。	妊産婦、子育て家庭
母子健康手帳交付及び保健指導	妊娠届を出した人に母子健康手帳、妊産婦乳児受診券、歯周病健診受診券を交付し、保健指導を実施する。	妊娠届を出した妊婦
妊婦のための支援給付事業	妊娠時から出産・子育てまで一貫して妊産婦に寄り添い、総合的な支援を行うことを目的に、妊婦等包括相談支援事業(伴奏型相談支援)に合わせ、妊婦支援給付金として、妊娠時と出産後の2回に分けて、給付金を支給する。 妊娠時：5万円 出産後：胎児の数×5万円 ・流産、死産した方も対象	妊娠した方
母子相談教室事業	・育児相談 保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士・助産師が育児についての相談を行う。	妊婦 0歳～就学前までの児を持つ保護者
	・離乳食教室 離乳食について講話・相談を行う。栄養士・保健師・歯科衛生士が相談に対応する。	生後8か月の乳児とその保護者
発達支援	・発達クリニック 雲南圏域1市2町主催で、年間9回発達クリニックを開催し、小児発達の専門医による相談を行う。	乳幼児健診や保育所、幼稚園等で発達発育に不安を抱える親子
	・1歳6か月健診事後フォロー教室として、あそびの教室への参加、連絡調整を行う。	1歳6か月健診問診項目不通過の親子
訪問指導事業	・乳児訪問 赤ちゃんの発育・発達のチェック、産後うつチェック等による母親の育児不安の軽減を目的に保健師、母子保健コーディネーターが訪問する。うんなんベビー応援事業として、紙おむつ、産前産後訪問サポート事業の無料券をプレゼントする。	出生届を出した家庭

	・未熟児養育訪問 家庭訪問により赤ちゃんの発育や発達のチェックなど、異常の早期発見、栄養、環境整備等について必要な支援を行う。	未熟児養育医療の対象児 または、医療機関から支援が必要と連絡があった児
	・養育支援訪問 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児とその保護者に対して、養育に関する相談、指導助言等を行う。	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童とその保護者
集団乳幼児健診事業	・乳児健診 小児科診察、離乳食や育児等についての相談。4 か月児にブックスタート事業として絵本を1冊配布する。	4 か月児・10 か月児
	・1歳6ヶ月児健診 小児科診察・歯科診察 子育てや発達等について臨床心理士等による相談。保護者歯科健診の実施	1歳6・7 か月児
	・3歳児健診 小児科診察・歯科診察、視力、聴力検査。子育てや発達等について臨床心理士等による相談。保護者歯科健診の実施	3歳6・7 か月児
	・5歳児健診 小児科診察 子育てや発達等について、臨床心理士等による相談	4歳6 か月～5歳6 か月児
幼児フッ化物歯面塗布事業	1歳6 か月児健診時に幼児フッ化物歯面塗布無料券を配布し、むし歯予防対策を進める。	1歳6 か月児健診受診者
妊産婦乳幼児個別健診事業	・妊婦個別一般健康診査 妊婦健診の費用を妊娠中に14回助成する。	妊娠届を出した妊婦
	・産婦健康診査 産後2週間と1か月の時期の産婦に対する健康診査の費用助成を行う。	出産をした産婦
	・乳児一般健康診査 医療機関での乳児健診の費用を2回助成する。	生後1か月、6～9か月の乳児

	・新生児聴覚検査費用助成 聴覚検査に要する費用の一部を助成し聴覚障がい早期発見と支援を行う。	新生児聴覚検査を受けた保護者
不妊治療費助成事業	・一般不妊治療費助成 治療に要した費用を助成する。1 子ごと上限 15 万円	戸籍上の婚姻関係であって、夫婦もしくははいずれかが市内に住所を有している者
	・生殖補助医療費助成 治療に要した費用の 1/2 を助成する。 保険診療分 1/2 上限 15 万円 保険外診療分 1/2 上限 30 万円	夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者
	・不育症治療費助成 治療に要した費用の 1/2 を助成する。上限 10 万円	産婦人科または泌尿器科において一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療を受けた者
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	日常生活用具等購入する際に助成を行う。	小児慢性特定疾患により長期に療養を必要とし、日常生活用具を申請した児童等
産後ケア事業	施設を日帰りや宿泊利用、または自宅へ訪問し、母体の体力回復及び母体ケア並びに乳児のケアを行う。	生後 1 歳未満の乳児とその母親
産前産後訪問サポート事業	産前及び産後の時期において一時的に家事や育児援助を必要とする家庭に対し、サポーターが訪問し、家事や育児のサポートを行う	・妊娠中の者、又は出生した日から満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもを養育している者、または世帯。 ・一時的に家事や育児の援助が必要と市長が判断した者、または世帯。
多胎児養育家庭支援事業	・多胎児妊婦健康診査費用助成 通常 14 回の妊婦健診よりも追加で受診した妊婦健診の費用を助成する。	多胎児を妊娠した妊婦
	・多胎児養育家庭サポート事業 多胎児家庭へサポーターが訪問し、家事、育児や外出支援を行う。	3 歳未満の多胎児を養育する家庭
母子保健推進員活動支援	・産前産後サポート事業 母子保健推進員が自宅へ訪問し、乳児の健診や育児相談のお知らせを行う。	4 か月までの乳児
	母子保健推進員に委嘱状を交付し、研修会や交流会を開催し、身近な場所で子育て家庭を支える活動を支援する。	母子保健推進員
母子の栄養改善に関する事	栄養に関する相談、指導や出前講座などを行う	こども・子育て家庭

児童虐待対策事業	虐待予防に関する啓発活動と共に、虐待を受けているこどもの早期発見や関係機関で連携して対応を行う。	市内のこども世帯をはじめこどもに関わる機関等
児童扶養手当事業	ひとり親家庭の安定と自立促進のために当該児童について支給する手当。	ひとり親家庭（所得制限あり）
母子生活支援事業	母子父子自立支援員による母子・父子・寡婦への相談や支援等を行う。	ひとり親家庭
母子父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親の母・父に対して自立支援のための講座や養成機関等での修学等に対する支援事業。	ひとり親家庭の母・父
子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事などで一時的に養育する事ができない場合に里親宅で預り子育ての支援を行う。	市内に住所のある子育て世帯 （対象：0歳～15歳までのこども）
幼児期通級指導教室「にっこりい」	困り感を持つ幼稚園・こども園・保育所の年長児・5歳児や保護者に対し個別支援を行い幼児理解とこどもの対応方法などを保護者へ支援を行う。	幼稚園・こども園・保育所の年長児・5歳児や保護者
子育て支援相談	困り感を持つ児童や保護者、関係機関に対し、相談や支援の助言等を行う	主に3歳から18歳までの児童や保護者、関係機関等

農林振興部

1. 農業労働災害共済事業の概要

1. 目 的

本市において農林業労働による災害を受けた者を救済するため、雲南市農業労働災害共済事業をもって、生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 対象となる共済事故

農林機具等（別表第1）によって農林作業中に生じた負傷、疾病、障害、死亡等で事故に係る農林作業を行った日から5日以内に医師の診療を受けられた人身事故を対象とします。

3. 加入要件

- （1）島根県農業共済組合の組合員である個人及び集落営農組織
- （2）上記の組合員以外の方で、農林作業に従事する方

4. 共済金給付の対象となる方

- （1）個人加入者・・・加入者本人と、加入者の直系及び2親等内の親族
- （2）集落営農組織・・・構成員と、その構成員の直系及び2親等内の親族、集落営農組織で雇用する労働者

5. 共済掛金

加入者の掛金

- 均等割 1戸当たり 700円
- 耕作地割 10a当たり 150円（※水田面積／畦畔は含まない。）
- 家畜頭数割 1頭当たり 50円

6. 共済掛金の納入方法

- （1）共済掛金は、口座振替または納付書によって納付していただきます。
- （2）納入期限・・・7月31日

7. 共済金給付

給付基礎日額： 4, 000円

ただし、「18歳未満で就学中の方」「75歳以上の方」の給付は1/2とします。

(1) 医療共済金

8万円を限度とし、医師の診療に要した費用の自己負担分とします。

※但し、1, 000円未満のときは除きます。

また、給付は、医療を受けるに至った日から起算して1年以内とします。

(2) 休業共済金（これまで：療養期間3日以内は免責 → 27年度以降の事故：免責なし）

共済事故による療養のため、就労することができないと医師が認めた日から起算して、1日～30日・・・1日につき給付日額の60/100

31日～90日・・・1日につき給付日額の30/100

(3) 障害共済金

労働者災害補償保険法施行規則に定める障害等級に応じて、条例（別表第2）で定める日数で算出した額を給付します。

(4) 遺族共済金

給付基礎日額の500日分を最高限度額として給付します。

※ただし、「18歳未満で就学中の方」「75歳以上の方」の給付は1/2とします。

(5) 葬祭料

葬祭料・・・10, 000円

〔共済金給付例〕

農作業中に転倒して骨折し、90日間療養のため就労することができなかった場合

（※給付対象者の年齢を60歳と想定）

①医療共済金 80, 000円（医療費の自己負担分が8万円を超えていた場合を想定）

②休業補償金 30日×4, 000円×0. 6＝72, 000円

60日×4, 000円×0. 3＝72, 000円

支払共済金額の合計 「医療共済金①」＋「休業補償金②」 ＝ 224, 000円

8. 共済給付の制限

- (1) 加入者が故意に共済事故を発生し、もしくは共済事故を生じさせたとき、または事故発生時に共済掛金が未納である方には共済給付は行いません。
- (2) 加入者が故意の犯罪行為もしくは重大な過失により共済事故を増進させ、もしくはその回復を妨げたときは、共済給付の全部または一部給付を行いません。
- (3) 共済給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、共済給付を受けるべき方が当該第三者により同一の事由につき損害賠償を受けたときは、その賠償額に相当する額を差し引いて給付します。

9. 共済給付の請求期間

給付事実発生時から90日以内

10. 共済金給付の決定

雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会で審査します。

11. 令和6年度事業の状況

- (1) 納入件数及び納入額 1, 042件 1, 766, 118円
- (2) 事故の受付件数 13件
- (3) 共済金の給付 13件 1, 191, 240円

〔別表 1〕

番 号	農 林 機 具 等 名	番 号	農 林 機 具 等 名
1	田植機	1 1	防除機
2	トラクター	1 2	動力草刈機
3	耕耘機	1 3	動力カッター
4	テラー	1 4	手押切
5	トレーラー（動力運搬機）	1 5	農用発動機、モーター
6	農用自動車（交通事故を除く）	1 6	農薬（農薬安全基準に定められたもの）
7	バインダー	1 7	家畜による傷害
8	脱穀機、コンバイン、ハーベスター	1 8	チェーンソー及び林業機械
9	調整機	1 9	まむし及び蜂
1 0	乾燥機	2 0	委員会が認めた農業労働事故

〔別表第 2〕

等 級	給付基礎日額に乗ずる日数	等 級	給付基礎日額に乗ずる日数
1	3 0 0	8	7 0
2	2 5 0	9	6 0
3	2 0 0	1 0	5 0
4	1 7 0	1 1	4 0
5	1 4 0	1 2	3 0
6	1 1 0	1 3	2 0
7	8 0	1 4	1 0

2. 中山間地直払制度 令和6年度実績取組比較表

集落数

	元年度実績	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	6年度実績	増減	備 考
大 東	69	66	66	66	66	61	-5	集落合併による減
加 茂	12	12	12	12	12	12	0	
木 次	35	23	23	23	23	23	0	
三刀屋	27	15	15	15	15	15	0	
吉 田	17	9	9	9	9	9	0	
掛 合	32	30	30	30	30	30	0	
合 計	192	155	155	155	155	150	-5	

交付額(円)

	元年度実績	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	6年度実績	増減	備 考
大 東	97,437,414	95,875,181	96,884,182	97,015,007	96,685,206	99,373,086	2,687,880	
加 茂	18,398,683	15,661,263	15,603,746	15,508,945	15,458,087	15,736,928	278,841	
木 次	43,390,167	39,495,937	40,901,557	40,801,977	40,310,227	40,665,270	355,043	
三刀屋	50,638,142	51,578,307	51,894,430	50,175,285	49,062,700	50,085,741	1,023,041	
吉 田	46,450,858	55,710,418	55,389,321	55,000,631	51,842,296	52,687,363	845,067	
掛 合	28,122,554	28,539,288	28,880,123	29,182,495	28,925,900	29,069,376	143,476	
合 計	284,437,818	286,860,394	289,553,359	287,684,340	282,284,416	287,617,764	5,333,348	

3. 農業の状況

1. 農業販売実績 (JAしまね雲南地区本部取扱分)

(JAしまね雲南地区本部資料)

単位:千円

米穀	水稻播種他	米穀計							
567,846	114,620	682,466							
雑穀	茶	キャベツ	その他採種	花卉	その他根菜類	ほうれん草	葉ねぎ	玉ねぎ	その他葉茎菜類
4,412	2,941	1,022	1,173	15,648	28	31,366	91,699	101	46,560
白ねぎ	なす	ミニトマト	ピーマン	パプリカ	インゲン	その他果菜類	山菜、香辛野菜	アスパラ	苗物
9,003	1,556	2,001	9,669	23	0	785	625	2,933	2,203
産直野菜等	その他野菜	梅	柿	栗	メロン	ぶどう	ゆず	その他果実	
210,155	222	1,071	1,565	1,298	0	23,025	1,511	5,845	468,440
子牛	成牛	肉牛	生乳	鶏卵	畜産計				
180,073	12,650	146,614	255,019	16,662	611,018				

合計

1,761,924

2. 経営耕地面積

(2020年農林業センサス経営耕地面積)

単位:ha

経営耕地 総面積	田	畑
1,837	1,562	275

3. 経営耕地面積規模別農家数

(2020年農林業センサス農林業経営体調査)

単位:経営体

計	耕地なし	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0ha以上
1,879	29	30	679	837	165	43	24	32	15	25

4. 農家数

(2020年農林業センサス農林業経営体調査)

単位:戸 経営体数

総農家数	自給的農家	販売農家数	主業経営体数 農業所得主 60日以上	準主業経営体 農外所得主 60日以上	副業的経営体 農外所得主
3,256	1,465	1791	80	278	1,449

5. 水稻作付規模

(雲南市資料)

単位:ha

雲南市計	大東町	加茂町	木次町	三刀屋町	吉田町	掛合町
1,386.41	503.74	244.60	136.18	190.84	194.03	117.02

6. 野菜作付規模

(雲南市資料)

単位:ha

雲南市計	トマト	なす	ピーマン	メロン	ほうれんそう	ねぎ	パプリカ	インゲン	とうがらし	小玉スイカ	糸瓜	キャベツ	白菜	水耕野菜
17.16	1.18	5.77	1.7	0.2	1.32	2.29	0.06	0.3	0.21	0.18	1.03	1.28	0.73	0.91

4. 肉用牛飼養状況

(令和7年2月1日現在)

地区名	農 家 戸 数	従 事 者 数	子取り用めす牛				種 お す 牛	売る予定の子牛			肥育中の牛										哺育・育成中の牛			計
			2才以上 のめす牛	2才未満7 ヶ月齢以上 のめす牛	7ヶ月齢 未満 のめす牛	小計		めす子牛	おす子牛 (去勢牛含)	小計	肉専用種				F1		乳用種		小計	乳用 おす 子牛	F1	小計		
											めす牛		おす牛 (去勢牛含)	計										
											未經産牛	老廃牛												
大東	24	50	231	8	3	242	0	89	90	179	28	130	248	406	637	5	0	0	1,043	0	2	2	1,466	
加茂	3	3	8	0	0	8	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
木次	8	5	7	0	0	7	0	2	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
三刀屋	12	24	51	5	0	56	0	18	13	31	80	0	86	166	1,096	0	0	0	1,262	0	0	0	1,349	
吉田	6	12	31	2	0	33	0	8	15	23	22	0	162	184	0	0	0	0	184	0	0	0	240	
掛合	14	21	42	3	0	45	0	17	14	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	
雲南市計	67	115	370	18	3	391	0	137	137	274	130	130	496	756	1,733	5	0	0	2,489	0	2	2	3,156	

5. 乳用牛飼養状況

(令和7年2月1日現在)

地区名	農 家 戸 数	従 事 者 数	品 種	搾乳用めす牛				子牛								肥育牛 (12ヶ月齢以上)			合 計
				2才以上		2才未満 育成牛	小計	めす牛			おす子牛				小計	めす牛	去勢牛 (おす牛)	小計	
				のめす牛	うち 経産牛			肥育予 定 めす子 牛	売る予定 めす子 牛	計	2ヶ月齢 未満	2ヶ月齢以上 6ヶ月齢未満	6ヶ月齢以上 12ヶ月齢未満	計					
大東	3	5	ホルスタイン	52	49	10	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62
加茂	2	3	ホルスタイン、その他乳用種	83	82	39	122	0	0	0	1	0	2	3	3	0	0	0	125
木次	2	5	ホルスタイン、その他乳用種	85	78	39	124	0	0	0	0	6	8	14	14	0	5	5	143
吉田	1	2	ホルスタイン、その他乳用種	14	13	7	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
雲南市計	8	15	ホルスタイン、ジャージー、その他乳用種	234	222	95	329	0	0	0	1	6	10	17	17	0	5	5	351

6. 鶏卵生産者の状況

(令和7年2月1日現在)

地区名	戸数	飼 養 羽 数		備 考
		成鶏	育成鶏	
大東町	1	39,000羽	羽	
木次町	1	98,174羽	14,928羽	
三刀屋町	1	2,300羽	羽	
吉田町	1	5,300羽	2,450羽	
雲南市計	4	144,774羽	17,378羽	

7. ブロイラー飼養状況

(令和7年2月1日現在)

地区名	戸数	常時飼養羽数	年間出荷羽数	備 考
加茂町	1	80,000羽	650,000羽	
雲南市計	1	80,000羽	650,000羽	

8. 馬品種別、供用別、所有形態別飼養状況

乗用馬

(令和7年2月1日現在)

単位:頭、人、団体

地区名	施 設 所 有 区 分						けい養頭数		指導 者数	利 用 者 数				備 考
	一 般					大学 高校有	計	うち 小格馬		個人会員	団体会員		その他	
	都道府県有	市町村有	団体有	個人有	その他						団体数	人数		
木次町		○					12	0	3	3	0	0	36	
雲南市計							12	0	3	3	0	0	36	

- (注)
- 1 けい養頭数は、乗馬を目的としてけい養(受託馬を含む。)している乗用馬について全頭数を記載し、小格馬(ポニー等)は内数で記載。
- 2 利用者数のうち、個人会員は当該乗馬クラブ等に所属する会員の数(大学、高校の部員を含む)とし、団体会員は当該乗馬クラブ等に所属する団体及びその団体に属する会員の合計を記入。また、その他の欄は令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に利用した会員以外(ビジターを含む)の実人数を記載。

9. めん羊・山羊飼養状況

(令和7年2月1日現在)

(単価:頭、戸)

区 分 品 種		お す																め す		
		合計	人 工 授 精								自 然 種 付								飼養 農家 戸数	明け 2才 以上
			小計	国有	都道府 県有	市町 村有	農協有	団体有	個人有	その他	小計	国有	都道府 県有	市町 村有	農協有	団体有	個人有	その他		
めん 羊	日本コリデール種	1	0							1			1							
	サフォーク種	0	0							0										
	その他	0	0							0										
	雑種	0	0							0										
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
山 羊	日本ザーネン種	1	0							1			1							
	その他	0	0							0										
	雑種	0	0							0										
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	(実験動物用)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

(注) 1 おすについては、令和6年2月1日現在で供用されているものを記載し、育成中のもの及び雄としての機能を失ったものについては、記載しない。

2 めすについては、令和6年2月1日現在又は近時点の調査頭数とする。

10. 堆肥センターの概要

施設の概要

施設名称	大東堆肥センター												
施設の所在地	雲南市大東町新庄												
施設導入事業	バイオマス利活用フロンティア整備事業												
管理運営者(所有者)	有限会社 カネマツ建設 ()												
利用畜産農家戸数	酪農	5	肉用牛		養豚		養鶏						
処理量	肉牛ふん	t/年	乳牛ふん	4,699 t/年	豚ふん	t/年	肉用鶏ふん	t/年	採卵鶏ふん	t/年			
副資材	オガクズ	1,615 t/年	バーク	t/年	モミガラ	t/年	戻し堆肥	t/年					
処理方式	1. 切り返し ② 開放型強制発酵 3. 密閉型強制発酵 4. 乾燥 5. 炭化処理 6. その他 一次発酵 2 二次発酵 2												
生産量	バラ積み	1,007 t/年	袋詰め	153 t/年	トランスパック	3,044 t/年			t/年				
	うち成型	t/年	うち成型	t/年	うち成型	t/年	うち成型	t/年					
たい肥成分(現物中)	水分	38.2 %	窒素	1.19 %	リン酸	0.96 %	カリ	2.42 %	C/N比	16.8	分析年月	平成28年3月	
											分析機関名	島根県農業技術センター	

製造たい肥の特徴・セールスポイント

完熟で目が細かく、水分量が少なくてサラサラして汚物感が少ない扱いやすい堆肥。
 微生物が多く土が元気になる。
 高温で発酵しているため、雑草の種子・雑菌が死滅している。

たい肥に係る各種サービス

①運搬サービス

(あり)・なし(該当に○をつけてください)		
運搬可能地域	市町村内	無料
		有料 (料金:4,400円)
		ト/当たり・1台当たり・()
	県内	無料
		有料 (料金:5,500円)
		ト/当たり・1台当たり・()
	県外	無料
		有料 (料金: 円)
		ト/当たり・1台当たり・()

②たい肥散布サービス

(あり)・なし(該当に○)	
料金	無料・有料(4,400円)
ト/当たり・1台当たり・(1反当たり)	
コントラクター等の利用が可能	
可・不可(該当に○)	
可の場合料金等()	

③その他のサービス

施設の概要

施設名称	木次堆肥センター												
施設の所在地	雲南市木次町寺領												
施設導入事業	公社畜産基地建設事業												
管理運営者(所有者)	株式会社モア・フレッシュ ()												
利用畜産農家戸数	酪農	3	肉用牛	2	養豚		養鶏						
処理量	肉牛ふん	138	t/年	乳牛ふん	1,880	t/年	豚ふん	t/年	肉用鶏ふん	t/年	採卵鶏ふん	t/年	
副資材	オガクズ	607	t/年	パーク	t/年	モミガラ	t/年	戻し堆肥	496	t/年		t/年	
処理方式	①. 切り返し 2. 開放型強制発酵 3. 密閉型強制発酵 4. 乾燥 5. 炭化処理 6. その他 一次発酵 1 二次発酵 1												
生産量	バラ積み	2,039	t/年	袋詰め	t/年	トランスパック	t/年			t/年			
	うち成型	t/年		うち成型	t/年	うち成型	t/年		うち成型	t/年			
たい肥成分(現物中)	水分	%	窒素	1.37 %	リン酸	0.65 %	カリ	1.15 %	C/N比	11	分析年月	令和1年9月	
											分析機関名	島根県農業技術センター	

製造たい肥の特徴・セールスポイント

バランスの良い肥料成分により、作物の品質の向上や収量の安定が期待できる。
土壌の通気性、保水性、排水性を改善し、柔らかな土に改良できる。

たい肥に係る各種サービス

①運搬サービス

あり・なし(該当に○をつけてください)		
運搬 可能 地域	市町村内	無料
		有料 (料金:4,400円) ト/当たり・1台当たり・()
	県内	無料
		有料 (料金:5,500円) ト/当たり・1台当たり・()
	県外	無料
		有料 (料金: 円) ト/当たり・1台当たり・()

②たい肥散布サービス

あり・なし (該当に○)	
料金	無料・ 有料 (4,400円)
ト/当たり・1台当たり・ 0 ・(1反当たり)	
コントラクター等の利用が可能	
可・不可 (該当に○)	
可の場合料金等()	

③その他のサービス

11. 所有区分別林野の状況

令和6年3月31日現在 単位 面積:ha

	国 有 林				民 有 林												合 計
	林野庁所管		他省庁 所管	国有林計	県(行)	市(行)	財産区	公社	森林研究・ 整備機構	集落共有	共有	社寺	会社団体	個人	計画 対象外 森林	民有林計	
	国有林	官行造林															
大 東	—	—	—	—	4	295	88	1,176	833	30	609	167	154	7,272	—	10,629	10,629
加 茂	—	—	—	—	2	111	—	—	—	4	111	134	25	1,273	—	1,660	1,660
木 次	—	—	—	—	11	146	—	625	26	0	414	46	58	2,405	—	3,732	3,732
三 刀 屋	—	—	—	—	4	84	0	1,064	31	3	174	109	38	4,727	—	6,234	6,234
吉 田	—	—	—	—	404	300	—	523	1,300	1	250	42	1,090	5,394	0	9,304	9,304
掛 合	—	—	—	—	158	121	—	1,137	352	—	306	76	1,171	5,457	0	8,778	8,778
合 計	2,599	591	—	3,191	583	1,056	89	4,525	2,542	38	1,863	575	2,535	26,528	0	40,336	43,527

12.多面的機能支払交付金事業 令和6年度実績取組表

農地維持支払交付金

	組織数	交付金対象面積 (ha)			交付額 (円)	備 考
		田	畑	草地		
大 東	28	629.47	53.88		19,961,700	
加 茂	10	239.46	21.41		7,612,000	
木 次	8	136.11	29.81		4,682,100	
三刀屋	19	262.63	18.92		8,262,100	
吉 田	10	260.22	10.90		8,027,100	
掛 合	8	55.34	3.98	0.09	1,737,425	
合 計	83	1,583.23	138.90	0.09	50,282,425	

資源向上支払交付金 (共同)

	組織数	交付金対象面積 (ha)			交付額 (円)	備 考
		田	畑	草地		
大 東	28	629.47	57.02		11,912,364	
加 茂	10	239.46	18.27		4,483,908	
木 次	8	136.11	29.81		2,708,454	
三刀屋	19	262.63	18.92		4,816,812	
吉 田	10	260.22	10.90		4,801,680	
掛 合	7	51.62	3.51		868,572	
合 計	82	1,579.51	138.43		29,591,790	

資源向上支払交付金 (長寿命化)

	組織数	交付金対象面積 (ha)			交付額 (円)	備 考
		田	畑	草地		
大 東	25	577.80	51.27		22,891,609	
加 茂	9	220.26	21.41		8,607,663	
木 次	7	131.26	29.00		5,594,059	
三刀屋	13	179.51	14.84		6,697,140	
吉 田	10	260.22	10.90		9,534,811	
掛 合	4	26.17	2.32		978,908	
合 計	68	1,395.22	129.74		54,304,190	

雲南市交付金額合計

134,178,405

14. 令和6年度の公有林等森林整備事業の状況

地区別事業量

事業名	作業種	事業量 (ha, m)	大東	木次	加茂	三刀屋	吉田	掛合	備考
幡屋財産区	除伐	1.26	1.26						
荒廃林等再生整備基金協定	下刈	9.91	1.94				4.33	3.64	
	除伐	3.90	2.61				1.29		
ふるさとの森再生整備	下刈	1.15			1.15				
	除伐	1.15			1.15				

作業種別 事業量	下刈	11.06
	除伐	6.31

産業観光部

1. 工業の概要

国道54号沿いを中心に昭和50年代から整備された工業団地があり、それらへ国際競争力をもつ大手メーカーも立地している。このほか、小規模ながら高い技術力を持つ地場企業が存在している。

2022年(令和4年)の経済構造実態調査によると、事業所数は95事業所で、これらの事業所の従業者数は3,243人である。製造品出荷額は911億円で前年から約10億円増加している。

産業中分類別の事業所数は、①食料品(20事業所)、②繊維(10事業所)、②金属(10事業所)の順となっているが、従業者数は①電気機械(657名)、②はん用機械(513名)、③化学(450名)の順である。また、製造品出荷額等では、①はん用機械(約361億円)、②電気機械(約235億円)、③輸送用機械(約81億円)の順となっている。(2023年(R5年)経済構造実態調査(令和5年6月1日現在)による)

事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(全事業所) 単位：事業所数、人、万円

	事業所数	従業者数	製造品出荷額	現金給与総額	原材料使用額	付加価値額
平成17年	131	3,632	7,552,502	1,172,529	4,728,821	2,483,853
平成18年	117	3,787	8,159,375	1,346,282	4,968,057	2,866,398
平成19年	119	3,912	8,369,727	1,321,500	4,876,712	3,199,725
平成20年	117	3,812	8,242,960	1,293,600	4,733,155	3,140,445
平成21年	109	3,571	7,447,593	1,168,819	4,053,792	3,258,476
平成22年	100	3,626	8,555,712	1,238,343	4,874,565	3,538,189
平成23年	99	3,254	8,248,870	1,162,304	4,812,427	3,405,642
平成24年	92	3,795	8,997,931	1,306,071	5,208,171	3,627,029
平成25年	92	3,528	8,723,226	1,190,728	4,910,647	3,646,812
平成26年	85	3,263	9,262,415	1,218,828	5,564,727	3,471,178
平成27年	96	3,492	9,267,875	1,183,002	5,427,851	3,308,463
平成28年	82	3,343	9,655,041	1,238,794	5,824,111	3,431,236
平成29年	78	3,318	10,690,870	1,210,203	6,489,475	3,672,015
平成30年	79	3,400	11,073,811	1,269,602	7,046,135	3,594,594
2019年(R元年)	80	3,409	10,326,474	1,150,344	6,291,872	3,615,405
2020年(R2年)	未実施	—	—	—	—	—
2021年(R3年)	77	3,348	9,012,020	1,166,109	5,082,547	3,347,669
2022年(R4年)	95	3,243	9,116,076	—	—	3,186,927
2023年(R5年)	94	3,239	10,121,691	—	—	3,448,273

従業者規模別事業所数(従業者4人以上の事業所)

従業者規模	事業所数	構成比(%)
4～29人	73	78
30～299人	19	20
300人以上	2	2
合計	94	100

* 令和5年経済構造実態調査による。

* 製造品出荷額、付加価値額については、表示年次における1年間の数値

* 事業所数、従業者数については、各調査実施日時点の数値

2023年：「令和5年経済構造実態調査」実施日(R5.6.1)現在の数値

2022年：「令和4年経済構造実態調査」実施日(R4.6.1)現在の数値

2021年(令和3年)経済センサス活動調査：令和3年6月1日現在の数値

2019年：「2019年工業統計調査」実施日(R1.6.1)現在の数値

平成29年：「平成30年工業統計調査」実施日(H30.6.1)現在の数値

平成28年：「平成29年工業統計調査」実施日(H29.6.1)現在の数値

2023※工業統計調査は2021年で廃止、2022年からは経済構造実態調査として実施。

2. 工業統計

産業中分類別統計表(全事業所)

…令和5年経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ)から
事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額

市町村 産業中分類	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
雲南市製造業計	94	3,239	10,121,691	3,448,273
食料品製造業	20	361	596,548	354,871
飲料・たばこ・飼料	5	131	55,848	19,711
繊維	10	151	67,716	49,042
木材製品	6	37	79,741	41,089
家具	4	23	28,017	13,362
パルプ・紙	2	66	X	X
印刷	3	17	17,631	11,251
化学工業	2	450	X	X
プラスチック製品	1	12	X	X
窯業・土石製品	4	37	64,807	28,541
鉄鋼	2	40	X	X
金属製品	10	285	841,407	190,086
はん用機械	4	513	3,609,008	1,398,482
生産用機械	5	62	86,034	40,405
電子部品・デバイス	1	8	X	X
電気機械	8	657	2,346,537	504,311
輸送用機械	5	380	805,107	261,331
その他の製造業	2	9	X	X

3. 商業の概要

■産業分類別事業所数、従業者数、年間商品販売額

産 業 分 類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
合計	382	2,011	38,185
卸売業計	44	229	9,619
各種商品卸売業	1	1	X
繊維・衣服等卸売業	0	0	0
飲食料品卸売業	11	85	1,109
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	15	51	3,353
機械器具卸売業	10	50	2,222
その他の卸売業	7	42	X
小売業計	338	1,782	28,566
各種商品小売業	1	11	X
織物・衣服・身の回り品小売業	29	78	529
飲食料品小売業	107	710	10,320
機械器具卸売業	72	340	6,520
その他の小売業	121	598	X
(無店舗小売業)	8	45	555

(令和3年経済センサス活動調査)

■事業所数、年間商品販売額の推移

単位:事業所・万円

年度	項目	数値	備考
平成19年	事業所数	581	(商業統計調査)
	(対前回増減率)	-13.7%	
	年間商品販売額	5,853,779	
	(対前回増減率)	-8.8%	
平成24年	事業所数	435	(経済センサス活動調査)
	(対前回増減率)	-25.1%	
	年間商品販売額	3,743,100	
	(対前回増減率)	-36.1%	
平成26年	事業所数	424	(商業統計調査)
	(対前回増減率)	-2.5%	
	年間商品販売額	4,141,800	
	(対前回増減率)	10.7%	
平成28年	事業所数	408	(経済センサス活動調査)
	(対前回増減率)	-3.8%	
	年間商品販売額	4,291,800	
	(対前回増減率)	3.6%	
令和3年	事業所数	382	(経済センサス活動調査)
	(対前回増減率)	-6.4%	
	年間商品販売額	3,818,500	
	(対前回増減率)	-11.0%	

(商業統計調査)

(経済センサス活動調査)

※商業統計調査についてはH26を最後に廃止された

※H19商業統計調査後に分類の改定や調査設計の大幅変更に伴い以降の調査数値と接続していない

4. 雲南市内の主な見所

【自 然】

- 斐伊川堤防桜並木 ・ ・ ・ 「日本さくら名所百選（(財)日本さくらの会選定)」。毎年3月下旬から4月中旬には、約2キロ、800本の桜のトンネルが楽しめる。
- 三刀屋の御衣黄^{ぎょいこう} ・ ・ ・ 三刀屋川河畔で楽しめる黄緑色の桜。見頃は4月中旬から下旬。
- 赤川ほたる ・ ・ ・ 市内を流れる赤川とその支流で、毎年5月下旬から6月中旬にかけてホタルの乱舞が観賞できる。
- 龍頭が滝 ・ ・ ・ 落差40mの雄滝、30mの雌滝からなる中国地方随一の名瀑。八重滝とともに「日本の滝百選（緑の文明学会・グリーンルネッサンス・緑の地球防衛基金による選定）」に選定される。
- 八重滝 ・ ・ ・ その名のとおり八つの滝からなり、山峡の清流約1キロ半にわたって一大渓谷美を形成。龍頭が滝とともに「日本の滝百選」に選ばれている。
- 山王寺の棚田 ・ ・ ・ 棚田を一望できる展望台からの眺めは絶景。「日本の棚田百選（農林水産省選定）」
- 雲見の滝 ・ ・ ・ 高さ30mの雄滝、20mの雌滝があり、県の名勝天然記念物に指定される。※立入規制中

【歴 史】

- 加茂岩倉遺跡 ・ ・ ・ 1か所の出土としては全国最多となる合計39個の銅鐸が出土。平成20年には「国宝」に指定。
- 神原神社古墳 ・ ・ ・ 竪穴式石室をもつ4世紀中頃の前期古墳。出土した「三角縁神獣鏡」は国の重要文化財。

【伝 説】

- ヤマタノオロチ伝説 ・ ・ ・ 市内各地にスサノオノミコト、ヤマタノオロチにまつわる史跡が数多く残る。須我神社、天が淵、印瀬の壺神、八本杉、草枕など。
- 須我神社 ・ ・ ・ ヤマタノオロチ伝説にまつわる史跡のひとつ、スサノオノミコトクシナダヒメが造ったとされる「日本初の宮」。

【産業遺跡】

- 菅谷たたら山内 . . . 田部家が経営する菅谷高殿では1751年から170年間たたら操業が行われた。高殿様式の現存するものとしては全国唯一。国の重要有形民俗文化財。
平成28年4月に、「出雲の國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」として、数ある施設を併せて日本遺産に認定された。

【温泉】

- 海潮温泉 . . . 斐伊川の支流、赤川の谷あいから湧く温泉。「出雲国風土記」にも記載が残る。秘湯の宿海潮荘と大東農村環境改善センター桂荘が営業。
- 出雲湯村温泉 . . . 斐伊川の中流、奥出雲の山里に湧く温泉。出雲国風土記に「漆仁の川辺に薬湯あり」と記載が残る。湯乃上館漆仁の湯と国民宿舎清嵐荘が営業。
- 日帰り入浴施設 . . . おろち湯ったり館、深谷温泉ふかたに荘、波多温泉満壽の湯ほか。

【その他】

- シンボル農園「食の杜」 . . . ワイン用のブドウ畑を囲んで、ワイナリー、パン屋、革工房、豆腐工房があり、ワイナリーにはショップやカフェが併設されている。
- キャンプ施設など . . . かみくの桃源郷、健康の森、明石緑が丘公園など。
- 陽だまりの丘 . . . 巨大迷路や花が楽しめる庭園などがある子どもに人気のテーマパーク。
- フォレストアドベンチャー・たたらノ里 . . . 山林をそのまま活かした自然共生型のアスレチックパーク。令和5年にオープン
- 石照庭園 . . . たたら製鉄跡のある森林を背景に巨大な石組み、清水の滝、しゃくなげ、花菖蒲などが楽しめる庭園。

5. 主な観光地別観光客入り込み延べ数の推移

単位:人

観光地・観光施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
かみくの桃源郷	10,380	12,274	13,745	15,488	17,396	15,213	16,419	12,607	11,854	2,405
海潮温泉	90,522	89,964	90,874	87,295	90,545	70,500	78,990	65,560	76,108	84,755
古代鉄歌謡館	12,821	11,419	12,698	10,050	10,012	4,161	4,447	2,961	4,947	9,017
海洋センター	37,612	46,259	16,504	30,692	61,597	48,273	64,872	68,218	—	—
加茂岩倉遺跡	5,684	4,563	4,229	3,641	3,404	2,540	2,378	2,652	2,573	2,890
斐伊川堤防桜並木	90,000	130,000	90,000	105,000	115,000	40,000	46,039	63,000	81,000	80,000
健康の森	30,338	29,001	27,387	27,666	29,976	22,167	24,368	24,207	24,186	24,262
おろち湯ったり館	111,833	111,582	108,358	108,212	107,405	84,570	79,674	80,860	92,615	98,177
明石緑が丘公園	42,289	42,152	44,577	44,658	41,670	19,444	16,768	15,945	25,686	26,509
深谷温泉ふかたに荘	10,179	9,038	9,005	8,662	9,600	8,486	4,907	4,680	5,830	6,636
芦谷峽・やまめの里	5,642	5,162	5,584	5,452	5,545	5,270	5,774	6,118	5,339	5,180
鉄の歴史博物館	6,441	5,965	6,819	4,935	4,624	2,390	2,633	3,937	6,268	4,531
鉄の未来科学館	2,271	2,270	2,468	1,660	1,475	864	325	—	—	—
菅谷たたら山内	8,295	8,974	11,498	8,829	8,576	4,195	4,662	6,677	6,896	7,295
吉田グリーンシャワーの森	2,643	2,711	2,531	2,559	1,864	1,293	1,538	1,699	4,182	—
出雲湯村温泉	89,892	85,898	84,128	33,148	42,042	60,641	57,675	61,899	58,365	56,636
龍頭八重滝県立自然公園	77,350	79,750	78,150	76,060	76,060	30,520	6,600	26,995	7,120	21,232
さえずりの森	1,396	1,094	978	—	—	—	—	—	—	—
クラシック島根カントリークラブ	21,609	22,668	24,822	24,120	25,609	25,990	23,427	23,775	20,892	—
波多温泉満壽の湯	22,380	20,690	21,843	21,823	25,636	18,982	16,838	20,553	23,632	27,449
道の駅さくらの里きすき	145,772	140,615	142,944	147,095	154,837	128,395	136,905	142,025	168,723	170,381
道の駅掛合の里	66,672	69,997	65,532	62,431	61,212	48,476	34,107	28,318	25,704	27,558
大東七夕祭り	18,000	17,000	20,000	15,000	15,000	0	0	0	15,000	15,000
うんなんまめなカー市	5,100	4,000	5,660	2,900	4,674	0	1,836	2,174	1,042	683
須我神社	26,900	27,500	27,150	28,950	33,600	24,550	20,600	22,910	21,110	22,480
奥出雲葡萄園	14,356	13,554	13,795	13,978	14,847	8,379	10,211	8,706	8,409	7,905
道の駅おろちの里	55,897	55,635	51,018	49,875	49,027	35,345	36,570	39,382	35,911	36,707
出雲神楽と食のフェスタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道の駅たたらば壺番地	470,632	418,794	378,227	356,304	374,698	237,781	208,460	237,708	272,810	267,192
出雲たたら村	—	61,117	28,076	700	—	—	—	—	—	—
陽だまりの丘	—	—	—	—	44,210	19,613	—	—	31,115	27,333
石照庭園	—	—	—	—	2,624	2,730	2,639	3,372	2,993	3,220
フォレストアドベンチャー	—	—	—	—	—	—	—	—	6,280	5,718
永井隆記念館	—	—	—	—	—	—	—	—	1,967	2,023
さくらおろち湖周辺施設	—	—	—	—	23,778	15,027	23,502	22,530	24,004	22,086
合計	1,482,906	1,529,646	1,388,600	1,297,183	1,456,543	985,795	933,164	999,468	1,072,561	1,065,260
対前年増減率	3.1%	3.2%	-9.2%	-6.6%	12.3%	-32.3%	-5.3%	7.1%	7.3%	-0.7%

宿泊人数	22,025	23,459	22,010	16,181	16,894	21,495	23,616	28,101	28,418	21,757
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

防災部

1. 常備消防（雲南消防本部）

（1）雲南消防本部の住所

島根県雲南市木次町里方 1 1 0 0－6

TEL 0 8 5 4－4 0－0 1 1 9

（2）職員数

階級 区分	計	消 防 吏 員							その他 の職員
		消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	
条例定数	1 3 5	1 3 5							0
現 員	1 1 6	1	7	2 0	3 5	2 5	1 2	1 6	0

（3）車 両

総数	水槽付消防 ポンプ自動車	消防ポンプ 自動車	屈折はしご 付消防ポンプ 自動車	救急自動車		その他の 消防車両
				高規格	普通	
2 2	3	3	1	7	0	8

2. 非常備消防（消防団）

（1）団員数（定数 1， 2 1 2）

総数	団長	副団長	団本部長	方面隊長	副方面隊長	本部長
1， 0 3 5	1	2	1	6	6	6
	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
	1 2	2 7	4 4	7 2	1 7 9	6 2 8
	機能別団員					
	5 1					

（2）車両等

総数	消防団			別途 指揮車
	消防ポンプ自動車	普通積載車	軽積載車	
8 3	1 2	4 2	2 9	1

(3) 報酬等

団員報酬 (年額)	団長	82,500円
	副団長	69,000円
	団本部長	69,000円
	方面隊長	69,000円
	副方面隊長	69,000円
	本部長	69,000円
	副本部長	50,500円
	分団長	50,500円
	副分団長	45,500円
	部長	43,000円
	班長	37,000円
	団員	36,500円
	機能別団員	6,000円
出動報酬	災害出動	4時間未満 4,000円/日
		4時間以上 8,000円/日
	災害以外の出動	4時間未満 2,000円/日
		4時間以上 3,500円/日

3. 火災発生件数（過去10年間）

暦年	件数	種別				損害金額 (千円)
		建 物	林 野	車 両	その他	
H27	19	7	2	2	8	25,512
H28	18	10	2	1	5	10,755
H29	14	5	5	0	4	39,217
H30	17	3	4	4	6	19,951
R1	9	3	0	0	6	15,443
R2	19	7	3	1	8	26,286
R3	17	7	2	0	8	43,914
R4	22	8	4	1	9	74,745
R5	21	9	4	1	7	47,954
R6	17	9	4	1	3	69,038

4. 救急事故種別出動件数（過去 10 年間）

暦 年	件 数	種 別										
		急 病	一 般 負 傷	交 通 事 故	労 働 災 害	自 損 行 為	火 災	運 動 競 技	加 害	自 然 災 害	水 難 事 故	そ の 他
27	1,350	811	206	104	16	19	2	10	1	0	1	180
28	1,335	850	188	100	15	20	3	15	0	0	1	143
29	1,464	888	249	103	14	12	4	11	0	0	0	183
30	1,500	953	246	87	9	10	3	17	0	0	4	171
R1	1,541	974	261	83	13	15	0	13	0	0	0	182
R2	1,374	891	212	100	12	13	0	8	1	0	1	136
R3	1,456	921	217	91	16	15	3	4	1	1	0	187
R4	1,713	1,177	222	74	12	12	1	5	1	0	4	205
R5	1,741	1,177	264	89	15	16	2	5	1	0	0	172
R6	1,763	1,153	273	67	15	8	4	12	0	0	0	231

5. 消防水利

（単位：基、箇所）

合 計	消火栓	防火水槽	そ の 他		
			小 計	河川・溝等	プール
2, 9 0 5	9 5 7	7 0 4	1, 2 4 4	1, 2 1 9	2 5